

昭和三十三年三月二日 衆議院會議録第十八号(その一) 在外公館の名称及び位置を定める法律の一部を改正する法律案外一案

「在ナイロビ日本国総領事館
在ダッカ日本国総領事館
在ダッカ日本国領事館」

英領ケニア ナイロビ
パキスタン ダッカ
パキスタン ダッカ

「に改め、
」を削る。

「在南アフリカ連邦日本国公使館
在プレトリア日本国総領事館
在プレトリア日本国領事館」

「在南アフリカ連邦日本国公使館
在南アフリカ連邦 プレトリア
南アフリカ共和国 プレトリア」

「に改め、
」を削る。
「に改め、
」を削る。

1 この法律の施行期日は、各在外公館に關する部分につき政令で定める。ただし、本則中在下のミニカ日本国大使館、在南アフリカ連邦日本国公使館及び在プレトリア日本国総領事館に關する部分並びに附則第二項及び第三項の規定は、公布の日から施行する。

2 在外公館の名称及び位置を定める法律等(昭和三十三年法律第十一号)の一部を次のように改正する。

第一條中 在外公館の名称及び位置を定める法律の表の改正規定中「在イエメン日本国公使館」を削る。

附則中「在イエメン及び在リビアの各公使館を」を「在リビア公使館に改める。
在外公館の名称及び位置を定める法律等(昭和三十三年法律第十一号)の一部を次のように改正する。
第一條 在外公館の名称及び位置を定める法律の表の改正規定中
在南アフリカ連邦日本国大使館
在南アフリカ連邦 プレトリア
在南アフリカ共和国日本国大使館
南アフリカ共和国 プレトリア
」に改め、

別表

在外公館の種類	所在国又は所在地	号別	大使公使	一号	二号	三号	四号	五号	六号	七号	八号	九号	十号	十一号
アメリカ合衆国	アメリカ合衆国	一九三〇	一六五二	一三八二	一一二四	八四四	七二八	六二六	五八六	五八四	四七三	四三〇	三八八	三三六
カナダ	カナダ	一九〇〇	一三三六	一一五五	九八八	八二〇	六八五	六〇四	五四〇	四九〇	四五七	四一五	三七三	三三〇
メキシコ	メキシコ	一四四〇	一三七八	一一二〇	九五八	七九八	六六六	五八八	五二八	四八七	四四六	四〇六	三六四	三二〇
ブラジル	ブラジル	一五〇〇	一三二八	一一三七	九五五	七七〇	六五五	五七〇	五二〇	四七六	四三六	三九三	三五五	三一〇
アルゼンティン	アルゼンティン	一五〇〇	一三三〇	一一二八	九八八	八二六	六九四	六一四	五五八	五〇八	四六六	四二六	三八八	三六四
大韓民国	大韓民国	一五〇〇	一三三六	一一二八	一〇四三	八九〇	七五〇	六六八	五九四	五四六	五〇六	四六六	四二八	三八三
フィリピン	フィリピン	一五〇〇	一三三六	一一二八	一〇四三	八九〇	七五〇	六六八	五九四	五四六	五〇六	四六六	四二八	三八三
オーストラリア	オーストラリア	一五〇〇	一三二八	一一三七	九五五	七七〇	六五五	五七〇	五二〇	四七六	四三六	三九三	三五五	三一〇
インドネシア	インドネシア	一五〇〇	一三三六	一一二八	九八八	七九八	六六六	五八八	五二八	四八七	四四六	四〇六	三六四	三二〇
タイ	タイ	一五〇〇	一三三六	一一二八	一〇四三	八九〇	七五〇	六六八	五九四	五四六	五〇六	四六六	四二八	三八三
ビルマ	ビルマ	一五〇〇	一三三六	一一二八	一〇四三	八九〇	七五〇	六六八	五九四	五四六	五〇六	四六六	四二八	三八三
インド	インド	一五〇〇	一三三六	一一二八	一〇四三	八九〇	七五〇	六六八	五九四	五四六	五〇六	四六六	四二八	三八三

理由
在外公館を新設し、及び昇格させるとともに、国名等の変更に伴う所要の改正を行なう必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

在外公館に勤務する外務公務員の給与に關する法律の一部を改正する法律案
昭和三十三年一月三十一日

内閣總理大臣 池田 勇人

在外公館に勤務する外務公務員の給与に關する法律の一部を改正する法律
在外公館に勤務する外務公務員の給与に關する法律(昭和二十七年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。
附則第七項及び第八項を削る。
別表を次のように改める。

大使館

パキスタン	一五〇〇〇	一三、四八八	一一、九七六	一〇、四五三	八、九四〇	七、五五〇	六、六四八	五、九六四	五、〇四〇	四、五八四	四、一三八	三、六七一
トルコ	一五〇〇〇	一三、三三六	一一、四六〇	九、六八四	七、九〇八	六、六九六	五、八八〇	五、二六八	四、八七二	四、四六四	四、〇五六	三、四四〇
ドイツ	一六八〇〇	一四、五八〇	一二、三六〇	一〇、一二八	七、九〇八	六、六九六	五、八八〇	五、二六八	四、八七二	四、四六四	四、〇五六	三、四四〇
オランダ	一四四〇〇	一二、七四四	一一、〇七六	九、四〇八	七、七四〇	六、五五三	五、七六〇	五、一六〇	四、七六四	四、三六八	三、九七二	三、五七六
ベルギー	一四四〇〇	一二、九二二	一一、四二二	九、九二四	八、四二四	七、二二八	六、二六四	五、六二六	五、一八四	四、七五二	四、三二〇	三、八八八
フランス	一八六〇〇	一六、〇五六	一三、五二二	一〇、九六八	八、四二四	七、二二八	六、二六四	五、六二六	五、一八四	四、七五二	四、三二〇	三、八八八
イタリア	一五〇〇〇	一三、三五六	一一、二二三	一〇、〇六八	八、四二四	七、二二八	六、二六四	五、六二六	五、一八四	四、七五二	四、三二〇	三、八八八
スペイン	一四四〇〇	一二、六九六	一〇、九六八	九、二八八	七、五八四	六、四二〇	五、六四〇	五、〇五二	四、六六八	四、二七二	三、八八八	三、四〇四
連合王国	一八六〇〇	一五、九八四	一三、三五六	一〇、七三八	八、一〇〇	六、八五三	六、〇二四	五、四〇〇	四、九八〇	四、五七二	四、一五二	三、七三二
中華民国	一五〇〇〇	一三、三五六	一一、二二三	一〇、〇六八	八、四二四	七、二二八	六、二六四	五、六二六	五、一八四	四、七五二	四、三二〇	三、八八八
アラブ連合共和国	一五〇〇〇	一三、一八八	一一、二七六	九、五五三	七、七四〇	六、五五三	五、七六〇	五、一六〇	四、七六四	四、三六八	三、九七二	三、五七六
ヴァイエトナム	一五〇〇〇	一三、三五六	一一、二二三	一〇、〇六八	八、四二四	七、二二八	六、二六四	五、六二六	五、一八四	四、七五二	四、三二〇	三、八八八
カンボディア	一五〇〇〇	一三、三五六	一一、二二三	一〇、〇六八	八、四二四	七、二二八	六、二六四	五、六二六	五、一八四	四、七五二	四、三二〇	三、八八八
セーロン	一五〇〇〇	一三、三五六	一一、二二三	一〇、〇六八	八、四二四	七、二二八	六、二六四	五、六二六	五、一八四	四、七五二	四、三二〇	三、八八八
スリランカ	一五〇〇〇	一三、三五六	一一、二二三	一〇、〇六八	八、四二四	七、二二八	六、二六四	五、六二六	五、一八四	四、七五二	四、三二〇	三、八八八
インドネシア	一五〇〇〇	一三、三五六	一一、二二三	一〇、〇六八	八、四二四	七、二二八	六、二六四	五、六二六	五、一八四	四、七五二	四、三二〇	三、八八八
フィリピン	一五〇〇〇	一三、三五六	一一、二二三	一〇、〇六八	八、四二四	七、二二八	六、二六四	五、六二六	五、一八四	四、七五二	四、三二〇	三、八八八
アフリカ連邦	一五〇〇〇	一三、三五六	一一、二二三	一〇、〇六八	八、四二四	七、二二八	六、二六四	五、六二六	五、一八四	四、七五二	四、三二〇	三、八八八
ソヴィエト連邦	二四六〇〇	二二、一〇八	一七、六二六	一四、一二二	一〇、六二〇	八、九八八	七、八九六	七、〇八〇	六、五〇〇	五、九一八	五、四二八	四、八四八
ネパール	一五〇〇〇	一三、四八八	一一、九七六	一〇、四五三	八、九四〇	七、五五〇	六、六四八	五、九六四	五、〇四〇	四、五八四	四、一三八	三、六七一
ドミニカ共和国	一三八〇〇	一二、五八八	一一、三六六	一〇、一五三	八、九四〇	七、五五〇	六、六四八	五、九六四	五、〇四〇	四、五八四	四、一三八	三、六七一
ペルー	一三八〇〇	一二、二八八	一一、〇七六	九、二五三	七、七四〇	六、五五三	五、七六〇	五、一六〇	四、七六四	四、三六八	三、九七二	三、五七六
チリ	一四四〇〇	一二、四四四	一一、一六六	一〇、一〇八	八、九四〇	七、五五〇	六、六四八	五、九六四	五、〇四〇	四、五八四	四、一三八	三、六七一
キューバ	一四四〇〇	一二、二二六	一一、一八三	一〇、五八八	八、九四〇	七、五五〇	六、六四八	五、九六四	五、〇四〇	四、五八四	四、一三八	三、六七一
グatemala	一四四〇〇	一二、二二六	一一、一八三	一〇、五八八	八、九四〇	七、五五〇	六、六四八	五、九六四	五、〇四〇	四、五八四	四、一三八	三、六七一
エルサルバドル	一四四〇〇	一二、二二六	一一、一八三	一〇、五八八	八、九四〇	七、五五〇	六、六四八	五、九六四	五、〇四〇	四、五八四	四、一三八	三、六七一
コロンビア	一三八〇〇	一二、二二六	一一、一八三	一〇、五八八	八、九四〇	七、五五〇	六、六四八	五、九六四	五、〇四〇	四、五八四	四、一三八	三、六七一

昭和三十三年三月二日 衆議院会議録第十八号(その一) 在外公館の名称及び位置を定める法律の一部を改正する法律案外一案

昭和三十七年三月二日 衆議院會議録第十八号(その一) 在外公館の名称及び位置を定める法律の一部を改正する法律案外一案

ポ	ト	ラ	ン	ド	二〇,四〇〇	一七,七四八	一五,〇九六	二二,四三三	九七,〇	八,二八〇	七,二七三	六,五五六	六,〇三四	五,五三〇	五,〇一六	四,五二三	四,〇〇八					
チ	エ	ッ	コ	ス	ロ	ヴ	ア	キ	ア	二〇,四〇〇	一七,四八八	一五,〇九六	二二,四三三	九七,〇	八,二八〇	七,二七三	六,五五六	六,〇三四	五,五三〇	五,〇一六	四,五二三	四,〇〇八
マ	ラ	ヤ	連	邦	一五,〇〇〇	一三,五五六	一一,七二三	一〇,〇六八	八,四四四	七,二三八	六,二六四	五,六六六	五,一八四	四,七五三	四,三〇〇	三,八八八	三,四三六	三,〇〇六	二,五八八	二,一四六	一,七〇四	一,二六二
ス	ウ	エ	ー	スト	リ	ア	一四,〇〇〇	一二,八二八	一一,五五六	九,六六三	八,〇〇〇	六,八三三	六,〇四四	五,四四〇	四,八三三	四,二二三	三,六二三	三,〇二六	二,四二三	一,八二三	一,二二三	六,三三〇
オ	ー	ス	ト	リ	ア	一四,〇〇〇	一二,八二八	一一,五五六	九,六六三	八,〇〇〇	六,八三三	六,〇四四	五,四四〇	四,八三三	四,二二三	三,六二三	三,〇二六	二,四二三	一,八二三	一,二二三	六,三三〇	五,八四〇
ユ	ー	グ	ー	ス	ラ	ヴィ	ア	一四,〇〇〇	一二,八二八	一一,五五六	九,六六三	八,〇〇〇	六,八三三	六,〇四四	五,四四〇	四,八三三	四,二二三	三,六二三	三,〇二六	二,四二三	一,八二三	六,三三〇
サ	ウ	デ	イ	・	アラ	ビ	ア	一五,六〇〇	一四,三六八	一二,九六六	一一,〇四四	九,五九三	七,七三三	六,三六四	五,七三〇	五,〇八〇	四,四八八	四,〇四八	三,四八八	二,九四八	二,四〇八	一,八六八
ノ	ー	ル	ウ	エ	ー	一三,八〇〇	一二,八二八	一一,七七六	九,二五三	七,七四〇	六,五五三	五,一六〇	四,七六四	四,三六八	三,九七三	三,五七六	三,一八〇	二,七八〇	二,三八〇	二,三八〇	二,三八〇	二,三八〇
デ	ン	マ	ー	ク	一三,八〇〇	一二,八二八	一一,七七六	九,二五三	七,七四〇	六,五五三	五,一六〇	四,七六四	四,三六八	三,九七三	三,五七六	三,一八〇	二,七八〇	二,三八〇	二,三八〇	二,三八〇	二,三八〇	二,三八〇
ヴ	ァ	チ	カ	ン	一三,八〇〇	一二,八二八	一一,七七六	九,二五三	七,七四〇	六,五五三	五,一六〇	四,七六四	四,三六八	三,九七三	三,五七六	三,一八〇	二,七八〇	二,三八〇	二,三八〇	二,三八〇	二,三八〇	二,三八〇
エ	テ	イ	オ	ビ	ア	一五,〇〇〇	一三,五五六	一一,七二三	一〇,〇六八	八,四四四	七,二三八	六,二六四	五,六六六	五,一八四	四,七五三	四,三〇〇	三,八八八	三,四三六	三,〇〇六	二,五八八	二,一四六	一,七〇四
ガ	ー	ー	ー	ナ	一五,〇〇〇	一三,五五六	一一,七二三	一〇,〇六八	八,四四四	七,二三八	六,二六四	五,六六六	五,一八四	四,七五三	四,三〇〇	三,八八八	三,四三六	三,〇〇六	二,五八八	二,一四六	一,七〇四	一,二六二
ニ	ュ	ー	・	ジ	ー	ラ	ン	ド	一三,八〇〇	一二,八二八	一一,七七六	九,二五三	七,七四〇	六,五五三	五,一六〇	四,七六四	四,三六八	三,九七三	三,五七六	三,一八〇	二,七八〇	二,三八〇
イ	ー	ラ	ノ	ク	一五,〇〇〇	一三,五五六	一一,七二三	一〇,〇六八	八,四四四	七,二三八	六,二六四	五,六六六	五,一八四	四,七五三	四,三〇〇	三,八八八	三,四三六	三,〇〇六	二,五八八	二,一四六	一,七〇四	一,二六二
レ	バ	ノ	ン	一四,〇〇〇	一二,八二八	一一,五五六	九,六六三	八,〇〇〇	六,八三三	六,〇四四	五,四四〇	四,八三三	四,二二三	三,六二三	三,〇二六	二,四二三	一,八二三	一,二二三	六,三三〇	五,八四〇	五,三三〇	四,八四〇
ポ	ル	ト	ガ	ル	一三,八〇〇	一二,八二八	一一,七七六	九,二五三	七,七四〇	六,五五三	五,一六〇	四,七六四	四,三六八	三,九七三	三,五七六	三,一八〇	二,七八〇	二,三八〇	二,三八〇	二,三八〇	二,三八〇	二,三八〇
ギ	リ	シ	ヤ	一三,八〇〇	一二,八二八	一一,七七六	九,二五三	七,七四〇	六,五五三	五,一六〇	四,七六四	四,三六八	三,九七三	三,五七六	三,一八〇	二,七八〇	二,三八〇	二,三八〇	二,三八〇	二,三八〇	二,三八〇	二,三八〇
ナ	イ	ジ	エ	リ	ア	連	邦	一五,〇〇〇	一三,五五六	一一,七二三	一〇,〇六八	八,四四四	七,二三八	六,二六四	五,六六六	五,一八四	四,七五三	四,三〇〇	三,八八八	三,四三六	三,〇〇六	二,五八八
コ	レ	オ	ポ	ル	ド	ヴ	イ	ル	一五,〇〇〇	一三,五五六	一一,七二三	一〇,〇六八	八,四四四	七,二三八	六,二六四	五,六六六	五,一八四	四,七五三	四,三〇〇	三,八八八	三,四三六	三,〇〇六
エ	ク	ア	ド	ル	一三,八〇〇	一二,八二八	一一,五五六	九,六六三	八,〇〇〇	六,八三三	六,〇四四	五,四四〇	四,八三三	四,二二三	三,六二三	三,〇二六	二,四二三	一,八二三	一,二二三	六,三三〇	五,八四〇	五,三三〇
ボ	リ	ヴ	イ	ア	一三,八〇〇	一二,八二八	一一,五五六	九,六六三	八,〇〇〇	六,八三三	六,〇四四	五,四四〇	四,八三三	四,二二三	三,六二三	三,〇二六	二,四二三	一,八二三	一,二二三	六,三三〇	五,八四〇	五,三三〇
パ	ラ	グ	ア	イ	一三,八〇〇	一二,八二八	一一,五五六	九,六六三	八,〇〇〇	六,八三三	六,〇四四	五,四四〇	四,八三三	四,二二三	三,六二三	三,〇二六	二,四二三	一,八二三	一,二二三	六,三三〇	五,八四〇	五,三三〇
ウ	ル	グ	ア	イ	一三,八〇〇	一二,八二八	一一,五五六	九,六六三	八,〇〇〇	六,八三三	六,〇四四	五,四四〇	四,八三三	四,二二三	三,六二三	三,〇二六	二,四二三	一,八二三	一,二二三	六,三三〇	五,八四〇	五,三三〇
ソ	マ	リ	ア	一五,〇〇〇	一三,五五六	一一,七二三	一〇,〇六八	八,四四四	七,二三八	六,二六四	五,六六六	五,一八四	四,七五三	四,三〇〇	三,八八八	三,四三六	三,〇〇六	二,五八八	二,一四六	一,七〇四	一,二六二	一,二六二
ス	ー	ダ	ン	一五,〇〇〇	一三,五五六	一一,七二三	一〇,〇六八	八,四四四	七,二三八	六,二六四	五,六六六	五,一八四	四,七五三	四,三〇〇	三,八八八	三,四三六	三,〇〇六	二,五八八	二,一四六	一,七〇四	一,二六二	一,二六二
チ	ャ	ー	ド	一五,〇〇〇	一三,五五六	一一,七二三	一〇,〇六八	八,四四四	七,二三八	六,二六四	五,六六六	五,一八四	四,七五三	四,三〇〇	三,八八八	三,四三六	三,〇〇六	二,五八八	二,一四六	一,七〇四	一,二六二	一,二六二

昭和三十七年三月二日 衆議院會議録第十八号(その一) 在外公館の名称及び位置を定める法律の一部を改正する法律案外一案

中央アフリカ共和国	一五、六〇〇	一四、三六四	一三、一六六	二一、八六八	一〇、六二〇	八、九八八	七、八九六	七、〇八〇	六、五四〇	五、九八八	五、四四八	四、九〇八	四、三五六
カメルーン	一五、六〇〇	一四、二六八	一三、九六六	二一、〇〇〇	一〇、七三三	八、六八八	七、六四四	六、八三三	六、三三四	五、七九六	五、二六八	四、七四〇	四、二二二
コランザイル	一五、〇〇〇	一三、六〇八	一三、二二六	一〇、八二四	九、四三三	七、九八〇	七、〇〇八	六、二八八	五、八〇八	五、三二六	四、八三六	四、三五六	四、一六四
ガボン	一五、六〇〇	一四、三二六	一三、〇〇〇	二一、七三六	一〇、四四〇	八、八三三	七、七六四	六、九六〇	六、四二〇	五、八九三	五、三三三	四、八二二	四、二八四
ニジェール	一五、六〇〇	一四、二二六	一三、〇〇〇	二一、七三六	一〇、四四〇	八、八三三	七、七六四	六、九六〇	六、四二〇	五、八九三	五、三三三	四、八二二	四、二八四
マリ	一五、六〇〇	一四、三六四	一三、一六六	二一、八六八	一〇、六二〇	八、九八八	七、八九六	七、〇八〇	六、五四〇	五、九八八	五、四四八	四、九〇八	四、三五六
モロッコ	一五、六〇〇	一四、三六四	一三、一六六	二一、八六八	一〇、六二〇	八、九八八	七、八九六	七、〇八〇	六、五四〇	五、九八八	五、四四八	四、九〇八	四、三五六
モリタニア	一五、〇〇〇	一三、五五六	一三、〇〇〇	一〇、九五六	九、六〇〇	八、二四〇	七、一四〇	六、三九六	五、九〇四	五、四二二	四、九三〇	四、四三八	三、九三六
セネガル	一五、六〇〇	一四、三六四	一三、一六六	二一、八六八	一〇、六二〇	八、九八八	七、八九六	七、〇八〇	六、五四〇	五、九八八	五、四四八	四、九〇八	四、三五六
上ヴォルタ	一五、六〇〇	一四、三六四	一三、一六六	二一、八六八	一〇、六二〇	八、九八八	七、八九六	七、〇八〇	六、五四〇	五、九八八	五、四四八	四、九〇八	四、三五六
ダホメ	一五、六〇〇	一四、三六四	一三、一六六	二一、八六八	一〇、六二〇	八、九八八	七、八九六	七、〇八〇	六、五四〇	五、九八八	五、四四八	四、九〇八	四、三五六
トゴ	一五、六〇〇	一四、三六四	一三、一六六	二一、八六八	一〇、六二〇	八、九八八	七、八九六	七、〇八〇	六、五四〇	五、九八八	五、四四八	四、九〇八	四、三五六
象牙海岸共和国	一五、六〇〇	一四、三六四	一三、一六六	二一、八六八	一〇、六二〇	八、九八八	七、八九六	七、〇八〇	六、五四〇	五、九八八	五、四四八	四、九〇八	四、三五六
ギニア	一五、六〇〇	一四、三六四	一三、一六六	二一、八六八	一〇、六二〇	八、九八八	七、八九六	七、〇八〇	六、五四〇	五、九八八	五、四四八	四、九〇八	四、三五六
リベリア	一五、六〇〇	一四、三六四	一三、一六六	二一、八六八	一〇、六二〇	八、九八八	七、八九六	七、〇八〇	六、五四〇	五、九八八	五、四四八	四、九〇八	四、三五六
南アフリカ共和国	一五、六〇〇	一四、三六四	一三、一六六	二一、八六八	一〇、六二〇	八、九八八	七、八九六	七、〇八〇	六、五四〇	五、九八八	五、四四八	四、九〇八	四、三五六
マダガスカル	一五、六〇〇	一四、三六四	一三、一六六	二一、八六八	一〇、六二〇	八、九八八	七、八九六	七、〇八〇	六、五四〇	五、九八八	五、四四八	四、九〇八	四、三五六
ニカラグア	一五、六〇〇	一四、三六四	一三、一六六	二一、八六八	一〇、六二〇	八、九八八	七、八九六	七、〇八〇	六、五四〇	五、九八八	五、四四八	四、九〇八	四、三五六
ハイチ	一五、六〇〇	一四、三六四	一三、一六六	二一、八六八	一〇、六二〇	八、九八八	七、八九六	七、〇八〇	六、五四〇	五、九八八	五、四四八	四、九〇八	四、三五六
エル・サルヴァドル	一五、六〇〇	一四、三六四	一三、一六六	二一、八六八	一〇、六二〇	八、九八八	七、八九六	七、〇八〇	六、五四〇	五、九八八	五、四四八	四、九〇八	四、三五六
パナマ	一五、六〇〇	一四、三六四	一三、一六六	二一、八六八	一〇、六二〇	八、九八八	七、八九六	七、〇八〇	六、五四〇	五、九八八	五、四四八	四、九〇八	四、三五六
フィネランド	一五、六〇〇	一四、三六四	一三、一六六	二一、八六八	一〇、六二〇	八、九八八	七、八九六	七、〇八〇	六、五四〇	五、九八八	五、四四八	四、九〇八	四、三五六
ルクセンブルグ	一五、六〇〇	一四、三六四	一三、一六六	二一、八六八	一〇、六二〇	八、九八八	七、八九六	七、〇八〇	六、五四〇	五、九八八	五、四四八	四、九〇八	四、三五六
シリアル	一五、六〇〇	一四、三六四	一三、一六六	二一、八六八	一〇、六二〇	八、九八八	七、八九六	七、〇八〇	六、五四〇	五、九八八	五、四四八	四、九〇八	四、三五六
ジョルダニア	一五、六〇〇	一四、三六四	一三、一六六	二一、八六八	一〇、六二〇	八、九八八	七、八九六	七、〇八〇	六、五四〇	五、九八八	五、四四八	四、九〇八	四、三五六
クウェイト	一五、六〇〇	一四、三六四	一三、一六六	二一、八六八	一〇、六二〇	八、九八八	七、八九六	七、〇八〇	六、五四〇	五、九八八	五、四四八	四、九〇八	四、三五六

昭和三十七年三月二日 衆議院會議録第十八号(その一) 在外公館の名称及び位置を定める法律の一部を改正する法律案外一案

公使館																
イ	エ	メ	ソ	一三、八〇〇	二二、四五六	一一、二二三	九、七七八	八、四二四	七、二一八	六、二六四	五、六一六	五、一八四	四、七五二	四、三〇〇	三、八八八	三、四五六
サ	イ	プ	ラ	ス	一三、八〇〇	二二、三八八	一一、二七六	九、七五三	七、七四〇	六、五五三	五、七六〇	五、二〇〇	四、七四四	四、三六八	三、九七二	三、五七六
リ	ビ	ア			一三、八〇〇	二二、三三三	一一、八六〇	九、三八四	七、九八八	六、六六六	五、八八〇	五、三三八	四、八七三	四、四六四	四、〇五六	三、六八八
テ	ユ	ニ	ジ	ア	一三、八〇〇	二二、四〇〇	一一、〇一八	九、六四八	八、五五六	六、九八四	六、一四四	五、五〇八	五、〇八八	四、六五六	四、二五六	三、八五六
シ	エ	ラ	レ	オ	一五、〇〇〇	二四、五八四	一三、二一六	一一、八六八	一〇、六二〇	八、八九八	七、八八八	七、〇〇〇	六、五五〇	六、一五〇	五、七五〇	五、三五〇
タ	ン	ガ	ニ	イ	一五、〇〇〇	二四、七三三	一三、三三三	一一、〇七四	九、六二四	七、八三三	六、八八八	六、一八〇	五、七五〇	五、三三三	四、九三三	四、五三三
コ	ス	タ	・	リ	一三、八〇〇	二二、六九三	一一、〇六三	九、四四四	七、八四四	六、四二〇	五、六四〇	五、〇三三	四、六六八	四、二七三	三、八八八	三、四八八
ホ	ン	デ	ュ	ラ	一三、八〇〇	二二、七六六	一一、一五三	九、七六八	八、四四〇	七、五五〇	六、六四八	五、九六四	五、四六八	五、〇七〇	四、六八八	四、二八八
イ	ス	ラ	エ	ル	一三、八〇〇	二二、一三三	一一、二二二	九、七六八	八、四四三	七、二二六	六、二六四	五、六六六	五、一八四	四、七三三	四、三三三	三、九三三
グ	ア	テ	マ	ラ	一三、八〇〇	二二、一六六	一一、一六六	九、九〇〇	八、五九二	七、二七二	六、三六四	五、七四四	五、二八〇	四、八八八	四、四八八	四、〇八八
ア	イ	ス	ラ	ン	一三、八〇〇	二二、〇九六	一一、〇九六	九、五三八	八、一〇〇	六、八五三	六、〇二四	五、四二〇	四、九二〇	四、五二〇	四、一二〇	三、七二〇
ハ	ン	ガ	リ	ー	一七、四〇〇	二六、五九六	一三、五九六	一一、六八八	九、七八〇	八、二八〇	七、二七二	六、二六六	五、二六〇	四、二六〇	三、二六〇	二、二六〇
ル	ー	マ	ニ	ア	一七、四〇〇	二六、五九六	一三、五九六	一一、六八八	九、七八〇	八、二八〇	七、二七二	六、二六六	五、二六〇	四、二六〇	三、二六〇	二、二六〇
プ	ル	ガ	リ	ア	一七、四〇〇	二六、五九六	一三、五九六	一一、六八八	九、七八〇	八、二八〇	七、二七二	六、二六六	五、二六〇	四、二六〇	三、二六〇	二、二六〇
ニ	ュ	ー	・	ヨ	一四、〇七六	二一、五〇八	一一、五〇八	八、九四〇	七、五五〇	六、六四八	五、九六四	五、四六八	五、〇七〇	四、六八八	四、二八八	三、八八八
シ	ン	ガ	シ	ス	一三、二八四	二〇、七二六	一一、〇七六	八、一〇〇	六、八五三	六、〇二四	五、四二〇	四、九二〇	四、五二〇	四、一二〇	三、七二〇	三、三二〇
サ	ン	・	フ	ラ	一三、二八四	二〇、七二六	一一、〇七六	八、一〇〇	六、八五三	六、〇二四	五、四二〇	四、九二〇	四、五二〇	四、一二〇	三、七二〇	三、三二〇
ロ	ス	・	ア	ン	一三、二八四	二〇、七二六	一一、〇七六	八、一〇〇	六、八五三	六、〇二四	五、四二〇	四、九二〇	四、五二〇	四、一二〇	三、七二〇	三、三二〇
ホ	ノ	ル	ル	ス	一三、二八四	二〇、七二六	一一、〇七六	八、一〇〇	六、八五三	六、〇二四	五、四二〇	四、九二〇	四、五二〇	四、一二〇	三、七二〇	三、三二〇
サ	ン	・	バ	ウ	一三、二八四	二〇、七二六	一一、〇七六	八、一〇〇	六、八五三	六、〇二四	五、四二〇	四、九二〇	四、五二〇	四、一二〇	三、七二〇	三、三二〇
香	ン	ガ	ポ	ー	一三、二八四	二〇、七二六	一一、〇七六	八、一〇〇	六、八五三	六、〇二四	五、四二〇	四、九二〇	四、五二〇	四、一二〇	三、七二〇	三、三二〇
シ	ン	ガ	ポ	ー	一三、二八四	二〇、七二六	一一、〇七六	八、一〇〇	六、八五三	六、〇二四	五、四二〇	四、九二〇	四、五二〇	四、一二〇	三、七二〇	三、三二〇
カ	ル	カ	カ	タ	一三、二八四	二〇、七二六	一一、〇七六	八、一〇〇	六、八五三	六、〇二四	五、四二〇	四、九二〇	四、五二〇	四、一二〇	三、七二〇	三、三二〇
ボ	ン	ベ	ベ	イ	一三、二八四	二〇、七二六	一一、〇七六	八、一〇〇	六、八五三	六、〇二四	五、四二〇	四、九二〇	四、五二〇	四、一二〇	三、七二〇	三、三二〇
ジ	ュ	ネ	ー	ヴ	一三、二八四	二〇、七二六	一一、〇七六	八、一〇〇	六、八五三	六、〇二四	五、四二〇	四、九二〇	四、五二〇	四、一二〇	三、七二〇	三、三二〇

二、

總領事館		領事館		日本政府代表部	
ジヤカ	二、四六〇	九、六八四	七、九八	六、六六六	五、八〇〇
ロンドン	一、三五六	一〇、七五元	八、一〇〇	六、八三三	六、〇〇〇
シドニ	一、二七六	九、五五三	七、七〇〇	六、五三三	五、二〇〇
ハンプブルグ	一、二六〇	一〇、二三八	七、九〇八	六、六九六	五、八八〇
ペルリ	一、二六〇	一〇、二三八	七、九〇八	六、六九六	五、八八〇
シアトル	一、二六〇	一〇、二三八	七、九〇八	六、六九六	五、八八〇
ベレ	一、二六〇	一〇、二三八	七、九〇八	六、六九六	五、八八〇
ニュー・オルリンズ	一、二六〇	一〇、二三八	七、九〇八	六、六九六	五、八八〇
ポルト・アレグレ	一、二六〇	一〇、二三八	七、九〇八	六、六九六	五、八八〇
マニラ	一、二六〇	一〇、二三八	七、九〇八	六、六九六	五、八八〇
モントリオール	一、二六〇	一〇、二三八	七、九〇八	六、六九六	五、八八〇
ソールズベリ	一、二六〇	一〇、二三八	七、九〇八	六、六九六	五、八八〇
レシフ	一、二六〇	一〇、二三八	七、九〇八	六、六九六	五、八八〇
ナイロビ	一、二六〇	一〇、二三八	七、九〇八	六、六九六	五、八八〇
ダッカ	一、二六〇	一〇、二三八	七、九〇八	六、六九六	五、八八〇
ポロトランド	一、二六〇	一〇、二三八	七、九〇八	六、六九六	五、八八〇
ヴァンクーヴァー	一、二六〇	一〇、二三八	七、九〇八	六、六九六	五、八八〇
釜山	一、二六〇	一〇、二三八	七、九〇八	六、六九六	五、八八〇
スラバヤ	一、二六〇	一〇、二三八	七、九〇八	六、六九六	五、八八〇
リマ	一、二六〇	一〇、二三八	七、九〇八	六、六九六	五、八八〇
トロント	一、二六〇	一〇、二三八	七、九〇八	六、六九六	五、八八〇
メダ	一、二六〇	一〇、二三八	七、九〇八	六、六九六	五、八八〇
ウイニペグ	一、二六〇	一〇、二三八	七、九〇八	六、六九六	五、八八〇
メルボルン	一、二六〇	一〇、二三八	七、九〇八	六、六九六	五、八八〇
ヒーストン	一、二六〇	一〇、二三八	七、九〇八	六、六九六	五、八八〇
ニュー・ヨーク	一、二六〇	一〇、二三八	七、九〇八	六、六九六	五、八八〇

昭和三十七年三月二日 衆議院會議第十八号(その二) 在外公館の名称及び位置を定める法律の一部を改正する法律案外一案

二四二

在ジ ネー ヴ 国 本 政 府 代 表 部	ジ ネ ー ヴ	15,000	13,356	11,733	10,068	8,400	7,238	6,076	5,066	4,184	3,388	3,456
--	------------------	--------	--------	--------	--------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

備考 単位は、アメリカ合衆国ドルとする。

附則

- この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。
- この法律の施行の日の前日において現に在外公館に勤務する外務公務員につき、改正前の別表による在勤俸の支給額(以下「旧在勤俸額」という。)が改正後の別表による在勤俸の支給額をこえるときは、その者に対して支給する在勤俸の支給額は、その者が在勤俸の号別に異動を生ずることなく引き続き同一在外公館に勤務する限り、旧在勤俸額とする。
- 在ニカラグア、在ハイティ、在エル・サルヴァドル、在パナマ、在フィンランド、在ルクセンブルグ、在ジョルダン、在リビア及び在テニジアの各日本国公使館、在プレトリア及び在ダマスカスの各日本国総領事館並びに在ダッカ日本国領事館に勤務する外務公務員に対して支給する在勤俸の支給額は、これらの在外公館がそれぞれ改正後の別表に掲げる大使館又は総領事館に種類を変更されるまでの間は、次の表に定めるところによる。

在外公館 の種類	所在国 又は所在地	号	公使	一 号	二 号	三 号	四 号	五 号	六 号	七 号	八 号	九 号	十 号	十一 号
公使館	ニカラグア	ア	13,800	11,016	9,648	8,256	6,944	6,144	5,504	5,088	4,656	4,236	3,816	3,484
	ハイティ	イ	13,800	11,136	9,768	8,376	7,238	6,264	5,624	5,184	4,752	4,332	3,912	3,580
	エル・サルヴァドル	イ	13,800	11,196	9,800	8,592	7,373	6,384	5,744	5,280	4,848	4,400	3,960	3,628
	パナマ	マ	13,800	10,956	9,558	8,160	6,852	6,034	5,400	4,960	4,528	4,100	3,672	3,340
	フィンランド	ド	13,800	10,956	9,558	8,160	6,852	6,034	5,400	4,960	4,528	4,100	3,672	3,340
	ルクセンブルグ	グ	14,400	11,256	9,858	8,460	7,152	6,334	5,700	5,260	4,828	4,396	3,964	3,632
	ジョルダン	ン	15,000	11,276	10,043	8,940	7,750	6,848	6,216	5,776	5,344	4,912	4,480	4,148
	リビア	ビ	13,800	10,860	9,462	8,064	6,756	5,938	5,304	4,864	4,432	4,000	3,568	3,236
	テニジア	ジ	13,800	11,016	9,648	8,256	6,944	6,144	5,504	5,088	4,656	4,236	3,816	3,484
	プレトリア	リ	10,860	9,462	8,064	6,756	5,938	5,120	4,488	4,048	3,616	3,184	2,752	2,420
	ダマスカス	ス	11,256	9,858	8,460	7,152	6,334	5,700	5,260	4,828	4,396	3,964	3,532	3,200
総領事館	ダマスカス	ス	11,256	9,858	8,460	7,152	6,334	5,700	5,260	4,828	4,396	3,964	3,532	3,200
	ダマスカス	ス	11,256	9,858	8,460	7,152	6,334	5,700	5,260	4,828	4,396	3,964	3,532	3,200
領事館	ダマスカス	ス	11,256	9,858	8,460	7,152	6,334	5,700	5,260	4,828	4,396	3,964	3,532	3,200
	ダマスカス	ス	11,256	9,858	8,460	7,152	6,334	5,700	5,260	4,828	4,396	3,964	3,532	3,200

備考 単位は、アメリカ合衆国ドルとする。

4 在ジネーヴ国際機関日本政府代表部に勤務する外務公務員に対して支給する在勤俸の支給額は、昭和三十七年九月三十日までの間は、次の表に定めるところによる。

在外公館 の種類	所在地	公使	一 号	二 号	三 号	四 号	五 号	六 号	七 号	八 号	九 号	十 号	十一 号
在ジネーヴ国際機関日本政府代表部	ジュネーヴ	15,000	11,273	10,068	8,400	7,238	6,076	5,066	4,184	3,388	3,456	3,456	3,456

備考 単位は、アメリカ合衆国ドルとする。

5 在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第十一号)の一部を次のように改正する。

第二条在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律別表の改正規定中「イエメン」

11100	9900	7900	6900	5900	4900	3900	2900	1900	900
11100	9900	7900	6900	5900	4900	3900	2900	1900	900

6 在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第十八号)の一部を次のように改正する。

「ニール」を削る。

11100	9900	7900	6900	5900	4900	3900	2900	1900	900
11100	9900	7900	6900	5900	4900	3900	2900	1900	900

理由 在外公館に勤務する外務公務員の給与を改善するため、在勤俸の支給額を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○副議長(原健三郎君) 委員長の報告を求めます。内閣委員会理事草野一郎平君。

〔報告書は本号(その一)末尾に掲載〕

○草野一郎平君登壇

○草野一郎平君 ただいま議題となりました二法案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告を申し上げます。

まず、両法案の要旨を申し上げますと、在外公館の名称及び位置を定める法律の一部を改正する法律案は、諸外国との外交関係をより密接ならしめるため、クウェイト、サイプレス、シエラ・レオネ、タンガニカのカの各国に大使館を新設するとともに、ニカラグア、ハイティ等公使館十館及びダマスカス総領事館を、それぞれ大使館に

昇格するほか、ダッカ領事館を総領事館に昇格すること等であり、在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案は、外交活動強化の一環として、在外公館に勤務する外務公務員の給与を改善するため、制定以来十年間据え置きのままとなつてゐる在勤俸の支給額を改定しようとするものであります。両法案は、去る一月二十四日、三十一日、それぞれ内閣委員会に付託され、二月一日政府より提案理由の説明を聴取し、慎重審議を行ない、二十七日質疑を終了、三月一日採決いたしましたところ、いずれも全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと決定いたしました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(原健三郎君) 両案を一括して採決いたします。

両案の委員長の報告はいずれも可決であります。両案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(原健三郎君) 起立多数。

よつて、両案とも委員長報告の通り可決いたしました。

日程第三 昭和三十六年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律案(内閣提出)

日程第四 公営企業金融公庫法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○副議長(原健三郎君) 日程第三、昭和三十六年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律案、日程第四、公営企業金融公庫法等の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

昭和三十六年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律案

右 国会に提出する。

昭和三十七年二月十日
内閣総理大臣 池田 勇人

昭和三十六年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律

第二条中在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律別表の改正規定中「南アフリカ

連邦	2100	1050	920	750	640	550	480	420	360
「南アフリカ連邦」及び「プレトリア」	2100	1050	920	750	640	550	480	420	360

昭和三十六年度分として交付すべき地方交付税については、当該年度分に係る地方交付税法(昭和二十五年法律第二十一号)第六条第二項の額から当該年度分として各地方団体に對して交付すべき普通交付税の額の合算額に九十四分の百を乗じて得た額を控除した額を限度とし、当該限度以内の額を昭和三十六年度内に交付しない、これを同項の当該年度の前年度以前の地方交付税でまだ交付していない額として、昭和三十一年度分の地方交付税の総額に計算して交付することができ、

附則 この法律は、公布の日から施行する。

理由 昭和三十六年度分として交付すべき地方交付税の総額の増加に伴い、その一部を昭和三十一年度分の地方交付税の総額に加算して交付することができ、この法律案を提出する理由である。

公営企業金融公庫法等の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

昭和三十一年一月二十四日
内閣総理大臣 池田 勇人

公営企業金融公庫法の一部を改正する法律

第一条 公営企業金融公庫法(昭和三十一年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

附則 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

理由 公営企業金融公庫については、その資本金を増額することとし、奄美

昭和三十三年三月二日 衆議院會議録第十八号(その一)

昭和三十六年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律案外一案 日本原子力研究所法の一

二四四

群島復興信用基金については、その融資業務に要する資金としての国の出資額を増額するとともに、資本金の額を改める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○副議長(原健三郎君) 委員長の報告を求めます。地方行政委員会理事金子岩三君。

〔報告書は本号(その一)末尾に掲載〕

〔金子岩三君登壇〕

○金子岩三君 たいだいま議題となりまして二法案につきまして、地方行政委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、昭和三十六年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律案につきまして申し上げます。御承知のように、昭和三十六年度第二次補正に伴って、本年度分として交付すべき地方交付税の総額が増額されることとなったのでありますが、政府は、この増額された財源の一部を来年度に繰り越して使用することを適当と認め、本特例法案を提出したのであります。

その内容を申し上げますと、昭和三十六年度分として交付する地方交付税額は、すでに決定した普通交付税の額及びこれに対応する特別交付税の額とし、これを総額から控除した残額の額を、昭和三十七年度に繰り越すことができることとするのであります。

本案は、二月十日日本委員会に付託され、同十三日政府より提案理由の説明を聴取し、慎重に審査を行なったので

ありますが、その詳細は会議録によつて御承知いただきたいと存じます。

三月一日、質疑を終了いたしましたところ、別に討論の通告もなく、直ちに採決の結果、賛成多数をもって原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案につきまして申し上げます。

本案は、第一に公営企業金融公庫法の一部を改正して、公営企業金融公庫の資本金二十一億円を三億円増額し、二十四億円としようとするものであります。

御承知のごとく、本公庫は、昭和十二年六月に設立され、地方公共団体の水道、交通、電気等の各種事業の公営企業にかかる地方債につき、特に低利かつ安定した資金を融通することを業務とするものであります。その貸付累計額は、昭和三十六年度末において約六百億円となる見込みであります。

が、政府は、地方公営企業の現況にかんがみ、本公庫の業務運営の基礎を一そう充実する必要があると認め、今回さらにその資金を増額することとした次第であります。

第二に、奄美群島復興特別措置法の一部を改正して、奄美群島復興信用基金の融資業務に要する資金二億六千万円を六千万円増額し、三億二千万円としようとするものであります。

奄美群島の復興事業は逐次推進を見つつありますが、同群島の経済ははなはだ脆弱でありますので、産業資金の融通が円滑を欠き、このことが同群島の復興の大きな隘路となつておりますので、その対策として、群島内の中小規

模の事業者に対し、小口の事業資金の貸付を行なわせるため、奄美群島復興信用基金に、これまで二億六千万円の政府出資をいたしておるのであります。しかし、この程度の資金をもちましては、とうてい熾烈な資金需要に応ずることができない状況でありますので、今回、政府は、その資金を増額することとした次第であります。

本案は、一月二十四日日本委員会に付託され、同三十日政府より提案理由の説明を聴取し、慎重に審査を行なったのでありますが、その詳細は会議録によつて御承知いただきたいと存じます。

三月一日、質疑を終了いたしましたところ、別に討論の通告もなく、直ちに採決の結果、全会一致をもって原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(原健三郎君) これより採決に入ります。

まず、日程第三につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(原健三郎君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

次に、日程第四につき採決いたします。

本案は委員長報告の通り決するに御異議はございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

日程第五 日本原子力研究所法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○副議長(原健三郎君) 日程第五、日本原子力研究所法の一部を改正する法律案を議題といたします。

日本原子力研究所法の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

昭和三十三年二月五日

内閣総理大臣 池田 勇人

日本原子力研究所法の一部を改正する法律案

日本原子力研究所法(昭和三十一年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第十条中「六人」を「七人」に改める。

附則

この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

理由

日本原子力研究所の行なう放射線化学の研究業務に係る管理機能を強化するため、同研究所の理事の定数を一人増加する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○副議長(原健三郎君) 委員長の報告を求めます。科学技術振興対策特別委員長前田正男君。

〔報告書は本号(その一)末尾に掲載〕

○前田正男君 たいだいま議題となりまして日本原子力研究所法の一部を改正する法律案につきまして、科学技術振興対策特別委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本案は、日本原子力研究所の行なう放射線化学の研究業務にかかる管理機能を強化するため、同研究所の理事の定数を一人増加して、現行六人以内を七人以内に改め、増員される理事の一名は、新設の放射線化学中央研究所の所長を兼ねることとするものであります。

本案は、去る二月五日日本委員会に付託され、同月八日三木國務大臣より提案理由の説明を聴取し、以来参考人より意見を聴取するなど慎重に審査が行なわれたのでありますが、その詳細は会議録に譲ることいたします。

三月一日、質疑を終了し、直ちに採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し、自由民主党、日本社会党及び民主社会党共同提案として、研究開発計画の重点的策定、計画推進上の組織運営の刷新、従業員の健康保持、処遇の適正化等を骨子とする附帯決議案が提出され、これまた全会一致をもって可決した次第であります。

以上をもつて御報告いたします。(拍手)

○副議長(原健三郎君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決でありました。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(原健三郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

日程第六 所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第七 国民貯蓄組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○副議長(原健三郎君) 日程第六、所得税法の一部を改正する法律案、日程第七、国民貯蓄組合法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

所得税法の一部を改正する法律案
国民貯蓄組合法の一部を改正する法律案

〔本号(その二)に掲載〕

○副議長(原健三郎君) 委員長の報告を求めます。大蔵委員長小川平二君。

〔報告書は本号(その二)末尾に掲載〕

〔小川平二君登壇〕

○小川平二君 たいま議題となりました所得税法の一部を改正する法律案外一法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びにその結果について御報告申し上げます。

まず、所得税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

今回の改正は、中小所得者を中心と

した税負担の軽減、合理化等をはからうとするものでありまして、そのおもな内容は次の通りであります。

まず第一に、基礎控除及び配偶者控除を、現行九万円から十万円に引き上げることとし、青色申告者の事業専従者について十二万円の控除限度が認められる年令区分を、現行の二十五才から二十才に引き下げております。

また、税率につきましても、百八十万円以下の所得階層に適用される税率の緩和をはかることとし、道府県民税との関係上、最低税率を現行十万円以下の金額について一〇%であるのを八%に、また、最高税率を六千万円をこえる金額について七五%としております。

次に、生命保険料控除の対象となる保険料の限度額を引き上げるほか、退職年金については、企業が従業員のために拠出した掛金に対しては、年金受給時に給与所得として課税する等、所要の整備を行なうこととしております。

次に、教育または科学の振興等のための寄付金について、一定の金額を税額から控除する寄付金控除制度を新たに設けることとし、また、昭和二十八年一月一日前から引き続き所有していた資産の譲渡所得等については、資産再評価法による再評価の制度及び再評価の課税は廃止することとし、その他、文化功労者年金を非課税とする等、税制の合理化をはかることとしております。

次に、非居住者がわが国で事業を行なう場合における事業所得の課税の要件を明確にするとともに、わが国に事業を有しない非居住者の資産の譲渡に

よる所得については、不動産等重要な資産の譲渡について課税するより、その対象を列挙する等の措置を講ずることとしております。

以上、一般的所得税の改正のほか、国と地方団体との間の税源配分の適正化をはかるため、所得税の収入の一部を道府県民税の収入として移譲することとし、本案の附則で地方税法の改正を行なうこととしております。

すなわち、道府県民税の所得割につきましては、現行〇・八%から五・六%までの十三段階区分の超過累進税率を、二%と四%の二段階の標準税率に改めることとあります。なお、昭和三十六年度分の所得税と昭和三十七年度分の個人の道府県民税との間における所得控除等の額の相違分については、特別の税額控除を行なうほか、所要の調整をはかることとしております。

以上、本案につきましては、審議の結果、去る一日質疑を終了し、直ちに討論に入りまして、日本社会党を代表して、武藤委員より反対の旨の意見が述べられました。次いで採決いたしましたところ、起立多数をもって原案の通り可決いたしました。

次に、国民貯蓄組合法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、貯蓄の増進がますます重要となつて参つた最近の経済情勢にかんがみ、税制面における貯蓄の優遇措置を講ずるとともに、国民貯蓄組合のより適正な運営を期するため、所要の措置を講じようとするものであります。

すなわち、まず、国民貯蓄組合のあつせんによる貯蓄の利子等にかか

得税の非課税限度額が、現在一種類の貯蓄につき三十万円となつておりますのを五十万円に引き上げることとし、次に、従来非課税扱いとし得る貯蓄の種類が多様でありましたのを三種類に分類し、同一の組合員は、そのうち二種類を選択し得ることとするにとともに、非課税扱いを受けようとする貯蓄については、貯蓄を受け入れる機関に對し、非課税貯蓄申込書の提出を要することとしたしております。

さらに、いわゆる窓口組合については、その組合長に對し、組合に加入しようとする者の資格の調査を行なうため、必要な証明を求める権限を与えることとしたしております。

以上がこの法案の内容の概要であります。本案は、審議の後、去る一日質疑を終了し、直ちに討論に入りまして、去る一日、藤原委員は日本社会党を代表して反対の意見を述べられました。次いで採決いたしましたところ、起立多数をもって本案は原案の通り可決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(原健三郎君) 日程第六、第七の各案につき、それぞれ討論の通告があります。順次これを許します。武藤山治君。

〔武藤山治君登壇〕

○武藤山治君 私は、日本社会党を代表いたしました。たいま議題になりました所得税法の一部を改正する法律案に對し、討論を試み、政府並びに自民党の反省を求めたいと存じます。(拍手)

今回の改正点は、減税措置として基礎控除、配偶者控除の各一万円

の引き上げ、青色申告者の専従者控除年令差別の除去、道府県民税の所得割税率の改正がおもな点であります。

これらの減税措置としての改正が、いかに不当、不合理、小幅で不公平なものであるかは、私が申すまでもなく、賢明なる諸公のよく認識しているところであらうと存じます。(うそをつけた)と呼ぶ者ありうそをつけたというヤジがございますから、以下、その事実について述べてみたいと思ひます。

(拍手)

第一の点は、もつと大幅な減税ができるはずであります。すなわち、政府の昭和三十一年度収入見込み計算では、前年当初予算に比し四千八百七億円、決算見込みに比し一千五百十億円の自然増となつております。しかし、

従来の実績を調べてみますと、政府が当初見積もつた数字は、毎年大きくその事実と違つておりまして、われわれに示した数字より、かなり自然増の伸び率は大きいのであります。具体的に示すならば、伸び率の当初見込みより増加した年度別数値は、所得税において昭和三十年が三・二%、三十一年が一・六%、三十二年が九・四%、三十三年が五・九%、三十四年が二・三%、三十五年のときは見込み違いが一八・一%も出ているのであります。

この歴年の伸び率の見込み違いが、すなわち隠し財産に該当するものであります。さすれば、経済成長率五・四%と押えた見通しで積算をいたしました本年の見込みも、相当の伸びがあることはやや確定的であります。

この数値による的確な見積もりをわれわれに示さず、小幅な自然増に見せかけて、減税幅を小さくしたことは、

二四六

ない。第二に、寡婦、身体障害者、勤勞学生、老齡者には大幅なる減税を認める。第三に、所得百万円以下の借家生活者には家賃控除、建築資金控除を認める。第四に、農民、商工業者に十二万円の自家勞賃控除を認める。そのために租税特別措置の整理縮小を断行し、税の公平の原則の実現を期さなければならぬと主張するのであります。わが党のこの主張は直ちに実施できる

府並びに自民党はすみやかに検討し、反省をして、国民の期待にこたえるよう強く要求をいたしまして、反対討論

を終わりたいと存します。(拍手)
○副議長(原健三郎君) 藤原豊次郎君。
〔藤原豊次郎君登壇〕

○藤原費次郎君 私は、日本社会党を代表しまして、ただいま議題となりました国民貯蓄組合法の一部改正に関する法律案に対しまして、反対の意見を表

明し、あわせて租税特別措置としての国民貯蓄組合法の廃止を強く要求するものであります。(拍手)

は、その必要とする租税負担を国民の間に公平に分配しつつ、しかも、国民経済の発展に即するように組み立てられていなければならないのであります。

す。しかるに、租税特別措置は、この租税負担公平の原則を犠牲にして、特別な経済部門ないしは国民層に対して、租税を特に軽減したり、あるいは

免除したりすることによって、特別な経済政策の目的を達成しようとするものであります。かかる租税特別措置は、政策上から見ましても、また基本税制

の上から見ましても、全く承認できる

ものではないと思います。

わが国の税制体系は総合累進課税を原則としております。しかるに、かかる原則を無視して、貯蓄奨励のためという理由のもとに、租税特別措置として、利子所得に対する分離一〇％課税の特例と、国民貯蓄組合制度の特例等があります。国民の貯蓄が、わが国の増大する経済をささえる重要な柱であることは否定いたしません。また、一国の国民経済の成長は、総資本形成の大ききによって促進されるものであり、その総資本形成は、国民の貯蓄によつて裏づけされるものであるといふことも否定しません。従つて、国民貯蓄の奨励には賛意を表するものであります。しかしながら、貯蓄奨励のために、国民貯蓄組合法のように高額所得者の脱税に利用せられつづめる租税特別措置は認められないのであります。貯蓄に対するかかる特別措置は、これと競争関係にある他の形態の貯蓄に対する特別措置をも誘発する危険さもありあります。かくては、国の財政の大きな柱である租税の基本税制に影響を及ぼすことが甚大であると思ふのであります。

もし、政府及び自民党が、ほんとうに国の財政経済発展を願ひ、そのために国民に貯蓄奨励をしようとするならば、かかる高額所得者の脱税を助けるような国民貯蓄組合法によらないで、むしろ大幅な減税と社会保障制度の拡充と強化によるべきものであります。そうするならば貯蓄は次第に増加していくことは、火を見るより明らかであります。

戦前戦後を通じて、個人の消費と貯蓄の趨勢を、国民所得計算及び家計調査から見てみますと、わが国の貯蓄性は向は逐次高まつております。これを各

国と比較してみますと、わが国は最も高い水準にあります。貯蓄性向が高くなつたのは、消費支出の増加を上回る可処分所得の増加があつたわけであり

ますが、その原因としては、所得水準の増加と国民の消費生活の節約とが主たるものであると同時に、所得税の減税もまたこれに大きな影響を及ぼしていることは否定するものではありません。すなわち、貯蓄の増加は、貯蓄を優遇する税制上の特別措置以上に、所得税の一般的減税が大きな役割をしてゐるものだといいことのであります。ことに、貯蓄を奨励する税制上の優遇策が貯蓄形態のすべてに公平に認められないとするならば、貯蓄はその優遇策の度合いによつて自己の流れを変えるにとどまりまして、総体としての貯蓄の増加には効果がないのであります。

次に、貯蓄から生ずる所得の拒税力について考えてみますと、すべての所得はその源泉から見まして、資産の保有から得られる所得、いわゆる資産所得と、勤労によつて得られる勤労所得とに分けることができます。資産所得の方が勤労所得よりも拒税力が高いといふことが一般の考えであります。このような考えによりますと、貯蓄から生ずる資産所得、言葉をかえまして不労所得ですが、この不労所得は、当然勤労所得よりも拒税力が高いことになりす。従つて、少なくとも貯蓄から生ずる不労所得を、他の所得よりも軽く課税することには、納得がいかないのであります。

さらに、注意しなければならぬことは、税制審議会の答申にも出ておりますが、国民貯蓄組合法の乱用であります。昭和三十六年三月現在の国民貯蓄組合への加入状況を見てみますと、組合員数は六千七百七十七万人に達し、そのあつせん金額は四兆六千億

となつております。国民貯蓄組合への加入は、一人一組合が原則であります。この六千七百七十七万人という組合員数は、実に総人口の七〇・六％に当たり、家族従業員を含む有業人口の一五三・八％となつております。一世帯当たり三・一人が加入してゐることになつてゐる。これは、高額個人の預金が、国民貯蓄組合法の適用を受け、範囲内の小口の預金に分割されて、巧みに預金利子の課税からのがれておることを示しているものであります。

(拍手)これを裏づけるものとしまして、昭和三十四年四月に、長期性貯蓄の利子の非課税措置が廃止されましたときに、総体としての預金残高は、課税制度の変遷にはちつとも関係がなく、順調に伸びてゐるにもかかわらず、三十万円以上の長期性預金だけが減つてゐるというこの事実をもつてもわがかります。また、国税庁の調べによりますと、ある銀行では、一千万円の預金を預金者から獲得するために、それを三十七口の小组に分けて、そしてこれを預金させる、そうして脱税させたといふ事実もありました。

このように、国民貯蓄組合法というものは、貯蓄奨励という目的から全くはずれて、高額預金所有者の脱税のための一手段となり果ててゐるのであります。(拍手)しかも、こういう脱税という違法行為をやりますとも、国民貯蓄組合法によりまして、これに対する罰則は、驚くべきに、ただの三百円でありす。三百円の金を払えばいい。これが過料であります。しかも、これは昭和十六年から三百円——十六年から、国民貯蓄組合の預金の限度額は、二十万から三十万、あるいは五十万にふえてきておりますけれども、この罰則だけは、昭和十六年の三百円そのままで据え置きなんです。

このたびの国民貯蓄組合法の改正におきまして、二重加入とか、分割預金とか、そういうことによる脱税の乱用防止に対しては、何らの有効な方法が講じられていない。ただ、なされてゐることは、預金者、あるいは銀行、それから今度入ります証券会社、これらの善意と、税に対する良識というこに待つだけで、精神的の問題だけが出ております。しかし、何とか脱税したいんだ、こういう考えを持つておる高額所得者、銀行の預金を集めるためには、こういうようにやれば脱税ができるんだということをわざわざ教える銀行家、それから、一枚でも多くの公社債を売りたいために、わざわざ脱税の方法を教えるところの証券会社、この三者が集まりまして、そうして違反をしましても、わずか三百円の過料で済むという、こういう実態のもとで、一体、今度の法律が守られるだろうかといふことでもあります。おそろしく、これは守られないと思ふ。これが守られると言ふ政府当局なり、あるいはこれに賛成する人たちの良識を、私自身は疑ふ。(拍手)

この一人一組合三十万円の非課税限度を、今度は五十万円に引き上げた。しかも、今度では二口まで認めた。実質的には、免税点を三・三倍も引き上げたといふことになる。総理府統計局の勤労世帯貯蓄動向調査によつて、勤労者の貯蓄保有高を調べてみますと、年間所得八十万円から九十万円の階層で、貯蓄額はわずかに二十七万円、年間所得九十万円から百万円の階層で、貯蓄額は三十七万円にとどまつてゐる。年収七十万円をこえる所得者は、全所得税納税者の一二％であり、年収百万円をこえる所得者は、わずか四・一％を占めるにすぎないのであります。一方、非課税扱いになつてゐます郵便貯金の限度額が、五十万円に引き上げられ、また、特別措置として、生命保険料の控除も認められてゐる現在、さらに、このたび、国民貯蓄組合の非課税限度を、一口五十万円とし、二口で計百万円まで引き上げられるとしましても、この引き上げの恩恵に浴するものは、全納税者のきわめてわずかの部分を占めてゐる高額預金所有者だけであります。一般の勤労大衆は、全く見捨てられてゐるのであります。一般勤労大衆は、このような貯蓄利子の非課税というふうなものよりも、むしろ、大幅減税を望んでゐるのであります。

租税負担の公平を害し、乱用により高額所得者階層の脱税の手段となりつづめるこの国民貯蓄組合法を、すみやかに撤回することを、政府に強く要望しまして、私の反対討論を終わります。(拍手)

○副議長(原健三郎君) これにて討論は終局いたしました。

昭和三十三年三月二日 衆議院會議録第十八号(その一) 閣議を省略した議長の報告

これより採決に入ります。
まず、日程第六につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。
本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(原健三郎君) 起立多数。
よって、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

次に、日程第七につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。
本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(原健三郎君) 起立多数。
よって、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

○副議長(原健三郎君) 本日は、これにて散会いたします。
午後二時五十八分散会

出席閣僚大臣

外務大臣 小坂善太郎君
大蔵大臣 水田三喜男君
労働大臣 福永健司君
自治大臣 安井謙君
国務大臣 三木武夫君

○閣議を省略した議長報告

(法律公布案上及び通知)

一、昨一日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。
郵便貯金法の一部を改正する法律
港域法の一部を改正する法律

(政府委員承認)

一、昨一日、清瀬議長は、池田内閣總理大臣申出の、次の者を第四十回国会政府委員に任命することを承認した。

経済企画庁長 大来佐武郎
合計局局長 齋藤三郎
公安調査庁長官 齋藤三郎
(常任委員兼任)

一、昨一日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

石田 博英君 辻 寛一君
前田 正男君 柳田 秀一君
山崎 始男君 西尾 末廣君
飯塚 定輔君 正示啓次郎君
本名 武君 河野 正君
橋崎弥之助君
地方行政委員
永田 亮一君 保岡 武久君
外務委員
正示啓次郎君 穂積 七郎君
受田 新吉君 石田 博英君
辻原 弘市君

大蔵委員

武藤 山治君 滝井 義高君
社会労働委員
河野 正君 島本 虎三君
本島百合子君 八百板 正君
山崎 始男君 西村 榮一君
農林水産委員
飯塚 定輔君 本名 武君
辻 寛一君 前田 正男君
商工委員
西村 力弥君 山本 幸一君
通信委員
畑 和君 八百板 正君
山本 幸一君 安宅 常彦君
児玉 末男君 島本 虎三君

建設委員

児玉 末男君 畑 和君
予算委員
石田 有全君 阪上安太郎君
辻原 弘市君 中島 巖君
西村 榮一君 堀 昌雄君
小林 進君 中村 高一君
穂積 七郎君 玉置 一徳君
本島百合子君
永井勝次郎君 山花 秀雄君
決算委員
(常任委員補欠選任)
一、昨一日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員
正示啓次郎君 本名 武君
飯塚 定輔君 橋崎弥之助君
河野 正君 受田 新吉君
前田 正男君 石田 博英君
辻 寛一君 山崎 始男君
柳田 秀一君
地方行政委員
保岡 武久君 永田 亮一君
外務委員
石田 博英君 辻原 弘市君
西尾 末廣君 正示啓次郎君
穂積 七郎君 武藤 山治君
大蔵委員
滝井 義高君
社会労働委員
山崎 始男君 八百板 正君
西村 榮一君 島本 虎三君
河野 正君 本島百合子君
農林水産委員
前田 正男君 辻 寛一君
本名 武君 飯塚 定輔君
商工委員
山本 幸一君 西村 力弥君

通信委員

児玉 末男君 島本 虎三君
安宅 常彦君 山本 幸一君
畑 和君 八百板 正君
建設委員
畑 和君 児玉 末男君
予算委員
中村 高一君 小林 進君
穂積 七郎君 堀 昌雄君
本島百合子君 稻村 隆一君
永井勝次郎君 山花 秀雄君
辻原 弘市君 佐々木良作君
西村 榮一君
決算委員
久保 三郎君 森本 靖君
(特別委員兼任)
一、昨一日、議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

公職選挙法改正に関する調査特別委員
金子 岩三君 首藤 新八君
早川 崇君 三和 精一君
米田 吉盛君
(特別委員補欠選任)
一、昨一日、議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

公職選挙法改正に関する調査特別委員
内田 常雄君 西村 直己君
篠田 弘作君 福永 一臣君
中垣 國男君
(議案提出)
一、昨一日内閣から提出した議案は次の通りである。

公職選挙法等の一部を改正する法律案

公職選挙法等の一部を改正する法律案

(議案提出)

一、昨一日内閣から提出した議案は次の通りである。
公職選挙法等の一部を改正する法律案

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案

(議案付託)

一、昨一日委員会に付託された議案は次の通りである。

公職選挙法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇八号)
国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇九号)

以上二件

公職選挙法改正に関する調査特別委員会に付託

一、昨一日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。
相続税法の一部を改正する法律案
印紙税法の一部を改正する法律案
トランプ類税法の一部を改正する法律案
日本観光協会法の一部を改正する法律案
住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案
阪神高速道路公団法案
水資源開発公団法の一部を改正する法律案
国立学校設置法の一部を改正する法律案
(議案通知)
一、昨一日、参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。
郵便貯金法の一部を改正する法律案
港域法の一部を改正する法律案

法律案

法律案

法律案

法律案

在外公館の名称及び位置を定める法律の一部を改正する法律案
(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本法案は、諸外国との外交関係をより密接ならしめるため、在外公館の新設及び昇格等を行なうとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 在クウェイト、在サイプレス、在シエラ・レオネ及び在タンガニカの大公使館を新設する。

2 在ニカラグア、在ハイティ、在エル・サルヴァドル、在パナマ、在フィンランド、在ルクセンブルグ、在ジョルダン、在イエメン、在リビア及び在チュニジアの各公使館並びに在ダマスカス総領事館をそれぞれ大使館に昇格する。

3 在ダッカ領事館を総領事館に昇格する。

4 ドミニカ共和国は首都シウダー・トルヒオをサント・ドミンゴと名称を改め、南アフリカ連邦は南アフリカ共和国と国名を変更したことに伴い、在外公館の名称及び位置にそれぞれ所要の改正をする。

二 議案の可決理由

本法案は、諸外国との友好親善関係等に万全を期するため、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本法案施行に要する経費
在クウェイト大使館新設に伴う経費として、二千百十七万五千円

が、昭和三十七年度一般会計予算に計上されている。

右報告する。

昭和三十七年三月一日

内閣委員長 中島 茂喜

衆議院議長清瀬 一郎殿

在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本法案は、外交活動強化の一環として、在外公館に勤務する外務公務員の給与を改定するため、制定以来十年間据置きのままとなつて、在勤者の支給額を改定しようとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 在外公館に勤務する外務公務員に対する在勤者の支給額を定めた法律別表を、次のような諸点を考慮して改定すること。

(一) 各任地間の在勤者の格差を実情に即するようにしたこと。

(二) 東南アジア等勤務条件の悪い任地の在勤者を特に改善するようにしたこと。

(三) 下級職員の在勤額が低すぎるので大幅に引き上げるようにしたこと。

また法律附則第七項及び第八項を削除していること。

その他、在勤額が減額されることとなる一部の地域に現に在勤する者については、在勤者の号別に異動がなく、引き続き同じ在外公館に勤務している限り旧在勤者の額を支給することとして、昭和三十七年度に昇格する予定の一部在外公館に勤務する者については、昇格実施までの間の在勤額を別に定めている。

なお、施行期日は昭和三十七年四月一日としている。

二 議案の可決理由

本法案は、在外公館のより一層の活動強化を図り、在外職員をしてその職責遂行を遺憾なくしめるため、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本法案施行に要する経費
本法案施行に要する経費として、約四億一千七百万円が昭和三十七年度一般会計予算に計上されている。

右報告する。

昭和三十七年三月一日

内閣委員長 中島 茂喜

衆議院議長清瀬 一郎殿

昭和三十六年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の要旨及び目的
昭和三十六年度第二次補正予算にともなつて、本年度分として交付すべき地方交付税の総額が増額されることとなつたので、政府は、この増額された財源の一部を来年度に繰り越すこととし、本法案により、昭和三十六年度分として交付する地方交付税の額は、第一次補正により再算定をした普通交付税の額と、これに対応する特別交付税の額との合算額に止め、この額を総額から控除した残余の額(約九十九億円)は、昭和三十七年度に繰り越すことができる特例措置を講じている。

二 議案の可決理由

地方団体の年度間の財源調整をはかり、地方財政の健全化に資することを旨とする措置として、本法案の趣旨は、おおむね妥当と認め、賛成多数をもつて原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十七年三月一日

地方行政 委員 直

衆議院議長清瀬 一郎殿

公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の要旨及び目的
本法案は、第一に、公営企業金融公庫法の一部を改正して、公営企業金融公庫の業務運営の基礎を充実するため、本公庫の資本金二十一億円を三億円増額して二十四億円とし、第二に、奄美群島復興特別措置法の一部を改正して、奄美群島の復興を一層促進するため、

奄美群島復興信用基金の融資業務に要する資金としての国の出資額二億六千万円を六千万円増額して三億二千万円としようとするものである。

二 議案の可決理由

地方公共団体の公営企業及び奄美群島の復興事業を円滑に推進するための措置として、本法案の趣旨は妥当と認め、全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

三 本法案施行に要する経費

本法案施行に要する経費として、公営企業金融公庫法に關しては、昭和三十七年度産業投資特別会計予算に三億円、奄美群島復興特別措置法に關しては、昭和三十七年度一般会計予算に六千万円計上している。

右報告する。

昭和三十七年三月一日

地方行政 委員 直

衆議院議長清瀬 一郎殿

日本原子力研究所法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の要旨及び目的
本法案は、日本原子力研究所の行なり放射線化学の研究業務に係る管理機能を強化するため、同研究所の役員を増員する必要があるため、理事一人を増員して、七人以上としようとするものである。

二 議案の可決理由

昭和三十一年の設立当初に比し、研究所の業務の拡充と職員数

昭和三十七年三月二日 衆議院會議録第十八号(その一) 議案に関する報告書

も飛躍的に増大したので役員一名を増員して、理事を七名以内とすることは適切な措置であることと認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案には別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

三 本案施行に要する経費

昭和三十七年度一般会計予算総理府所管、科学技術庁日本原子力研究所出資金中に約二百七十七万余円が計上されている。

右報告する。

昭和三十七年三月一日

科学技術振興対策特別委員会
委員長 前田 正男
衆議院議長清瀬一郎殿

〔別紙〕

日本原子力研究所法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

日本原子力研究所は、ひとりわが国のみならず広くアジアのセンターとして発展せしむべきである。この見地よりして、研究所の今日までの実績にかんがみ、政府、原子力委員会並びに日本原子力研究所は、特に左の諸点の実現を図り、もつてその負担に應ずべきである。

一、研究開発計画は重点的に策定するとともに、その計画を推進するために、関連各部門は互いに緊密なる連絡を保持しつつ協力一致の体制をとり、研究所の機能を集中的に動員し得るよう、組織、運営の刷新を期すべきである。

二、研究所の従業員については、その研究、作業環境の特殊性にかんがみ、健康の保持並びに処遇の適

正化等について、責任ある措置を講ずべきである。

右決議する。

所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、基礎控除額及び配偶者控除額を引き上げ、(現行九万円を十万円にする。)課税所得百八十万円以下の税率を緩和することと、所得税の一部を道府県民税に移譲する等国と地方団体間の税源配分の適正化を図り、さらに、生命保険料控除の限度額を引き上げ、(現行三万円を五万円にする。)寄附金控除制度の創設、譲渡所得に対する課税の簡素合理化、雑損控除制度の整備及び非居住者に対する課税の合理化を図り、その他規定の整備を行なうとするものである。

なお、この改正により初年度約四百三十八億円の減収を見込んでいる。

二 議案の可決理由

本案は、昭和三十七年度の税制改正の一環として、妥当なるものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十七年三月一日

大蔵委員長 小川 平二
衆議院議長清瀬一郎殿

国民貯蓄組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

1 国民貯蓄組合のあつせんによる預貯金等の利子等に係る所得税の非課税限度額を現行の一種類の預貯金につき三十万円から五十万円に引き上げる。

2 非課税扱いとなしうる貯蓄の種類を三種類に分けて、預貯金、金銭信託及び有価証券とし、同一の組合員はそのうち二種類のみを選択しうることをとする。

3 組合員は、貯蓄の際、受入機関に対し非課税貯蓄申込書を提出することとする。

4 窓口組合の組合長は、組合に加入しようとする者の真偽が疑わしい時は、その調査を行なうため必要な証明を求めうることをとする。

5 施行期日 昭和三十七年四月一日

なお、初年度五億円、平年度十億円の税収増が見込まれている。

二 議案の可決理由

貯蓄の増強がますます重要となつてきた最近の経済情勢にかんがみ、税制面における貯蓄の優遇措置を講ずるとともに国民貯蓄組合のより適正な運営を期するため所要の措置を講ずることは、きわめて妥当適切であることを認め、本案は原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十七年三月一日

大蔵委員長 小川 平二
衆議院議長清瀬一郎殿

官報

号外 昭和三十三年三月二日

○第四十回 衆議院會議録 第十八号(その二)

〔本号(その二)参照〕

所得税法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

昭和三十三年二月二日

内閣総理大臣 池田 勇人

所得税法の一部を改正する法律

所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四節 税額控除(第十五条の二―第十五条の九)」を「第四節 税額控除(第十五条の二―第十五条の九)」に、「第九章 罰則(第六十九条―第七十二条)」を「第九章 罰則(第六十九条―第七十二条)」に改める。

第一条第二項各号列記以外の部分を次のように改める。

左に掲げる所得は、この法律の施行地に源泉がある所得とする。

第一条第二項第一号中「を有する」ときを削り、同項第二号中「債券につき利子の支払を受ける」ときを「債券の利子」に改め、同項第三号中「若しくはこの法律の施行地にある営業所に信託された合同運用信託の利益の支払を受ける」ときを、「この法律の施行地にある営業所に信託された合同運用信託の利益、この法律の施行地に本店若しくは主たる事務所を有する法人と締結した生命保険契約(郵便年金契約を含む。以下同じ)に基づき受ける年金(第五号に該当する年金を除く。)」に、「基く利益の分配を受ける」ときを「基づき受ける利益の分配」に改め、同項第四号中「法人から」の下に「受ける」を加え、「を受ける」ときを削り、同項第五号中「提供に因り又は当該勤務若しくは人的役務の提供に係るもの」として、「提供に因りして受ける」に、

「郵便年金」を「生命保険契約に基づき年金で命令で定めるもの」に、「地方公務員として勤務したこと」に因り又は当該勤務に係るものとして「地方公務員としてなした勤務に因りして」に、「又は人的役務の提供に係る報酬の支払を受ける」ときを「若しくは人的役務の提供に対する報酬又は人的役務の提供を主たる内容とする事業で命令で定めるものの所得」に改め、同項第六号中「事業をなす者から」の下に「受ける」を加え、「の支払を受ける」ときを削り、同項第七号中「係るものの利子の支払を受ける」ときを「係るものとして命令で定めるものの利子」に改め、同項第八号中「の支払を受ける」ときを削り、同項第九号中「規定する場合」を「掲げる所得」に改め、「を有する」ときを削り、同条第五項中「第二項第二号乃至第四号又は第六号」を「この法律の施行地に源泉がある所得のうち第三項第二号」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

前項の規定に該当しない個人(以下非居住者という。)は、この法律の施行地に源泉がある所得を有するときは、この法律により、所得税を納める義務がある。

第一条に次の三項を加える。

第三項第一号に規定する事業は、左に掲げる事業とする。

一 この法律の施行地に支店、出張所、事務所、工場その他事業を行なう一定の場所(命令で定めるものに限る。)を有して行なう事業

二 この法律の施行地において行なう建設、すえ付け、組立てその他の作業又はその作業の指揮監督の役務の提供に係る事業でその作業又は役務の提供の期間が一年をこえるもの

三 この法律の施行地に自己のために契約を締結する権限のある者その他これに準ずる者で命令で定めるものを置いて行なう事業

日本国が締結した所得に対する租税に関する二重課税防止のための条約においてこの法律の施行地に源泉がある所得につき第三項の規定と異なる定めがある場合にお

いては、当該条約の適用を受ける非居住者及び第六項に規定する法人については、第三項及び第六項の規定にかかわらず、この法律の施行地に源泉がある所得は、当該異なる定めがある限りにおいて、当該条約に定めるところによる。

この場合において、当該条約が第三項第二号から第九号までの規定に代わつてこの法律の施行地に源泉がある所得を定めているときは、この法律中これらの規定に規定する事項に係る部分の適用については、当該条約によりこの法律の施行地に源泉があるものとされたる所得を当該所得に対応するこれらの規定に掲げる所得とみなす。

第三項及び前二項に定めるもののほか、第三項第一号に規定する事業の所得その他この法律の施行地に源泉がある所得の範囲について必要な事項は、命令でこれを定める。

第二条の見出し中「範囲」を「範囲等」に改め、同条第二項中「現に住所がなく過去一年以上を」を「永住する意思がなく現在まで引き続いて過去」に改め、同条第三項中「前条第二項各号に規定する」を「この法律の施行

昭和三十三年三月二日 衆議院會議第十八号(その二) 所得税法の一部を改正する法律案

地に源泉がある」に改め、同条第五項中「前条第四項及び第五項」を「前条第五項及び第六項」に改め、同条に次の一項を加える。

居住者及び非居住者並びに非永住者及び非永住者以外の居住者の区分に関し、納税義務者がこの法律の施行地に住所を有するかどうか、又は居住者がこの法律の施行地に永住する意思があるかどうかの判定について必要な事項は、命令でこれを定める。

第四条第一項中「又は証券投資信託」を「証券投資信託又は法人税法第二条第二項に規定する信託」に改める。

第五条の二に次の一項を加える。

前二項の規定は、これらの規定に規定する遺贈、贈与又は譲渡が個人に対するものである場合において、当該遺贈をした者に係る相続人(包括受遺者を含む。)又は当該贈与若しくは譲渡をした者が、命令の定めるところにより、政府に対し、これらの規定の適用を受けない旨及び当該遺贈又は贈与若しくは譲渡に関する明細を記載した書面を提出したときは、これを適用しない。

第六条第六号ロ中「これと特殊の

関係を有する者」を「その特殊関係者で命令で定めるもの」に改め、同条第十二号中「大蔵大臣の定めるもの」の下に「及び文化功労者年金法第八条第一項に規定する年金」を加え、

同条第十三号中「第九条第一項第九号に規定する所得のうち、」を削り、「傷害保険契約」を並びに傷害保険契約に、「損害賠償に因り取得するもの、慰養料その他これらに類するもの」を「及び損害賠償金(これらに類するものを含む。)で心身に加えられた損害又は突発的な事故により資産に加えられた損害に基因して取得するものその他の命令で定めるもの」に改め、同条に次の二号を加える。

十六 非居住者の第一条第三項第一号に掲げる資産の所得のうち、この法律の施行地にある資産の譲渡による所得(第五号及び第六号に掲げる所得を除く。)で、イからホまでに掲げる所得以外のもの
イ 第一条第三項第八号に規定する資産の譲渡による所得
ロ 山林の伐採又は譲渡による所得

ハ 第一条第五項に規定する法人の発行に係る有価証券の譲渡による所得で、第六号ロ又はハの規定に該当するもの

ニ 第一条第三項第一号に規定する事業を有する非居住者の資産の譲渡(当該事業の用に供する資産の譲渡により当該事業を有しないこととなる場合における当該資産の譲渡を含む。)による所得

ホ 非居住者がこの法律の施行地に滞在する間になした資産の譲渡による所得

十七 外国政府若しくは外国の地方公共団体又は命令で定める国際機関に勤務する者で命令で定める要件に該当するものがその勤務により受ける俸給、給料、賃金、歳費、賞与及びこれらの性質を有する給与。ただし、外国政府又は外国の地方公共団体に勤務する者が受けるこれらの給与については、その外国がそれぞれその国において勤務する日本国の国家公務員又は地方公務員で当該命令で定める要件に準ずる要件に該当するものが受けるこれらの給与について所得税に相当する税を課さない場合に限り、

に相当する税を課さない場合に限り、

第八条第七項第一号中「九万円」を「十万円」に改め、同条第八項の次の一項を加える。

この法律において特定寄附金とは、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に寄与する寄附金で命令で定めるものをいう。

第九条第一項第八号中「不動産」の下に「又は不動産の上に存する権利」を加え、同条第二項に後段として次のように加える。

法人税法第二条第二項に規定する退職年金業務を行なう法人から同項に規定する信託又は保険の契約に基づいて支給を受ける退職年金又は退職一時金(当該契約に基づいて払い込まれた掛金のうちに当該退職年金又は退職一時金が支給される基因となつた勤務をなし、た者が負担した部分の金額がある場合には、当該退職年金の額から当該負担した部分の金額のうち当該退職年金の額に対応するものとして命令で定めるところにより計算した金額を控除した金額又は当該退職一時金の額から当該負担し

た部分の金額を控除した金額)について、また同様とする。

第九条の二の見出し中「非課税所得」を「非課税所得等」に改め、同条第一号中「取得価額」の下に「設備費、改良費」を加え、同条第一号の二とし、同条に第一号として次のように加える。

一 第五条の二第二項の規定に該当し、かつ、同条第三項の規定により同条第二項の規定の適用がなかつた場合において、同項に規定する対価の額が同項に規定する資産に係る前条第一項第七号に規定する植林費、取得費、管理費、伐採費その他必要な経費の額又は同項第八号に規定する取得価額、設備費、改良費及び譲渡に関する経費の額に満たないときにおけるその不足額
九条の二に次の一号を加える。
七 第六条第十六号イからホまでに掲げる所得の基因となる資産の譲渡に該当する場合を除き、非居住者の第一条第三項第一号に掲げる資産の所得のうちこの法律の施行地にある資産の譲渡による所得に係る収入金額が当

該資産の取得価額、設備費、改良費及び譲渡に關する経費の額の合計額に満たない場合におけるその不足額

第九条の三第一項中「又は娯樂のための行為として命令で定めるものによる」を「若しくは娯樂のための行為又は生活に通常必要でない資産として命令で定めるものに係る」に改め、同条第二項中「被災たな卸資産」を「被災事業用資産」に改める。

第九条の四第三項中「被災たな卸資産」を「被災事業用資産」に改め、同条第六項中「被災たな卸資産」を「被災事業用資産」に、「仕掛品その他命令で定める資産の損失」を「仕掛品、事業用の固定資産その他これらに準ずるものとして命令で定めるものの損失(当該災害に關連するやむを得ない支出で事業に係るものとして命令で定めるものを含む)」に改める。

第十条第二項中「必要なもの」の下に「(事業用の固定資産その他これに準ずるものとして命令で定めるものの損失の金額を含む)」を加え、同条第三項中「第十五条の八」を「第十五条の九」に改め、同条第四項を次のように改める。

第九条第一項第七号又は第八号の規定の適用については、相続、包括遺贈、被相続人からの遺贈若しくは被相続人たる贈与者からの贈与でその死亡により効力を生ずるものにより取得したこれらの規定に規定する資産又は第五条の二第一項に規定する遺贈若しくは贈与若しくは同条第二項に規定する著しく低い価額の対価による譲渡により取得した当該資産で同条第三項の規定により同条第一項若しくは第二項の規定の適用を受けなかつたもの(当該譲渡により取得した資産については、その譲渡の対価の額が当該資産に係る山林所得又は譲渡所得の計算上控除される金額に満たない場合における当該資産に限る。)は、相続人、受遺者、受贈者又は譲受人が引き続きこれを有していたものとみなすものとし、当該遺贈若しくは贈与又は譲渡により取得した当該資産で同条第一項又は第二項の規定の適用を受けたものは、受遺者、受贈者又は譲受人が当該遺贈若しくは贈与又は譲渡を受けた時において、その時の価額により、これを取得したものと同みなす。

第十条第五項中「前四項並びに第十条の二乃至第十条の六」を「前五項並びに第十条の二から第十一条の二まで」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

前条第六項に規定する災害又は盗難若しくは横領により第九条の三第一項に規定する生活に通常必要でない資産について受けた損失の金額(保険金、損害賠償金等により補てんされた金額を除く。)は、命令の定めるところにより、当該損失の生じた年分及びその翌年分の譲渡所得の計算上控除すべき金額とみなす。

第十条の四を削り、第十条の五の見出しを「(非事業用資産の譲渡の場合の取得価額等の計算)」に改め、同条中「減価するもの」の下に「(事業用の用に供しないもの)」を、「取得価額」の下に「設備費及び改良費」を加え、同条に次の一項を加え、同条を第十条の四とする。

前項の資産を事業の用に供した場合においては、その事業の用に供した後に於ける当該資産の減価償却額は、命令の定めるところにより、その事業の用に供した日に当該資産の譲渡があつたものとみなして

同項の規定を適用した場合にその取得価額、設備費及び改良費とされる金額に相当する金額を同日における当該資産の減価償却後の価額として、計算するものとする。

第十条の四の次に次の一条を加える。

(昭和二十七年十二月三十一日以前に取得した資産の取得価額の特例)

第十条の五 昭和二十七年十二月三十一日以前から引き続き所有していた前条第一項の資産を事業の用に供した場合には、当該資産の昭和二十八年一月一日における価額として命令で定めるところにより計算した金額(納税義務者において当該金額が当該資産の取得価額と同日前に支出した設備費及び改良費との合計額を基礎として命令で定めるところにより計算した同日における当該資産の価額に満たないことを証明した場合においては、当該資産の価額)をもつて、その取得価額とする。

前項の場合において、同項の資産を事業の用に供した後に於ける当該資産の減価償却額は、同項の規定によりその取得価額とされる

金額を基礎として、前条第二項の規定に準じて計算するものとする。

昭和二十七年十二月三十一日以前から引き続き所有していた山林の伐採若しくは譲渡による所得又は同日以前から引き続き所有していた資産(有価証券を除く)で譲渡所得の基因となるものの譲渡による所得を計算する場合には、当該山林の第九条第一項第七号に規定する植林費、取得費、管理費、伐採費その他必要な経費又は当該資産の同項第八号に規定する取得価額、設備費、改良費及び譲渡に關する経費は、それぞれ第一号又は第二号に掲げる金額とする。

一 当該山林の昭和二十八年一月一日における価額として命令で定めるところにより計算した金額及び当該山林につき同日以後に支出した管理費、伐採費その他必要な経費の額の合計額

二 当該資産の昭和二十八年一月一日における価額として命令で定めるところにより計算した金額(納税義務者において当該金額が当該資産の取得価額と同日前に支出した設備費及び改

昭和三十七年三月二日 衆議院會議録第十八号(その二) 所得税法の一部を改正する法律案

良費との合計額を基礎として
命令で定めるところにより計
算した同日における当該資産
の価額に満たないことを証明し
た場合には、当該資産の価額
並びに同日以後に支出した設備
費及び改良費の額(前条第一項
に規定する資産については、こ
れらの金額を基礎として同項の
規定に準じて計算した金額)並
びに譲渡に関する経費の額の合
計額

前項の場合において、損失があ
るかないかについては、同項の規
定にかかわらず、左の各号に掲げ
る金額を基準とし、当該山林又は
資産についての収入金額から伐採
費又は譲渡に関する経費を控除し
た金額が左の各号に掲げる金額に
満たない場合におけるその差額
を、その損失額とする。

一 財産税法第一条に規定する調
査時期(以下調査時期という。)
以前から引き続き所有してい
た当該山林又は資産について
は、調査時期における当該山林
の価額又は当該資産の価額(土
地、家屋、借地法による借地
権、借地法による借地権たるも

の以外の地上権又は永小作権そ
の他命令で定める資産の価額に
ついては、財産税法第三章の規
定及びこれに基づく命令により
計算した価額)と調査時期後に
支出した管理費その他必要な経
費の額又は設備費若しくは改良
費の額との合計額(前条第一項
に規定する資産については、こ
れらの金額を基礎として同項の
規定に準じて計算した金額)

二 調査時期後昭和二十七年十二
月三十一日までの間に植林し若
しくは取得した当該山林又は取
得した当該資産については、そ
の植林費若しくは取得費の額又
は取得価額と管理費その他必要
な経費の額又は設備費若しくは
改良費の額との合計額(前条第
一項に規定する資産について
は、これらの金額を基礎として
同項の規定に準じて計算した金
額)

第六条第六号ハに掲げる有価証
券の譲渡による所得を計算する場
合において、当該所得の計算上控
除される有価証券の取得価額の計
算の基礎となる金額のうち昭和
二十七年十二月三十一日以前に取

得した有価証券の取得価額が含ま
れているときは、当該取得した有
価証券の昭和二十八年一月一日に
おける価額として命令で定めると
ころにより計算した金額(納税義
務者において当該金額が当該取得
した有価証券の取得価額に満たな
いことを証明した場合には、当該
取得した有価証券の取得価額)を
もつて、当該取得した有価証券の
取得価額とする。

第十条の六を次のように改める。
(資産の譲渡代金の貸倒れの場合
等の所得の計算の特例)

第十条の六 第九条第一項第一号か
ら第三号までは第五号から第十
号までに規定する所得の計算の基
礎となる収入金額の全部又は一部
を回収することができないこととな
つた場合には、命令の定めると
ころにより、その回収することが
できないこととなつた部分の金額
(第十条第二項の規定により第九
条第一項第三号又は第七号に規定
する所得の計算上必要な経費とさ
れる金額を除く。)に対応する所得
の金額は、当該所得の生じた年分
のこれらの所得の計算上、なかつ
たものとみなす。

保証債務を履行するため資産の
譲渡があつた場合において、当該
履行に伴う求償権の全部又は一部
を行使することができないことと
なつたときは、その行使すること
ができないこととなつた部分の金
額(第十条第二項の規定により第
九条第一項第三号、第四号又は第
七号に規定する所得の計算上必要
な経費とされる金額を除く。)を、
当該資産の譲渡による収入金額の
うち回収することができないこと
となつた部分の金額とみなして、
前項の規定を適用する。

第九条第一項第三号、第四号又は
第七号に規定する所得を生ずべ
き事業を営んでいた個人が当該事
業を廃止した場合において、その
廃止した日の属する年以後の各年
においてこれらの所得の計算上必
要な経費とされる金額(販売した
商品の返戻、値引きその他収入金
額が減少する事由が生じた場合に
おけるその減少する金額を含む。)
が生じたときは、命令の定めると
ころにより、当該金額は、その廃
止した日の属する年分(その年に
おいてこれらの所得に係る収入金

額がなかつた場合には、当該収入
金額があつた最近の年分)及びそ
の前年分のこれらの所得の計算
上、必要な経費に算入する。

第十一条の二第二項第一号及び第
五項中「二十五歳を二十歳に改め
る。」

第十一条の三第二項第四号中「九
万円」を「十万円」に改め、同条第三項
中「第十一条の四乃至第十二条の七
の規定の適用を」を「第十一条の四から第
十一条の七まで及び第十五条の六の
規定の適用」に、「世帯員の第十一条の
四に規定する資産について生じた損
失を」世帯員に係る第十一条の四に
規定する損失(同条に規定するやむ
を得ない支出を含む。以下第五項ま
でにおいて同じ。))に、「第十一条の
五乃至第十一条の七に規定する医療
費、社会保険料(給与)を」(第十一条
の五から第十一条の七まで及び第十
五条の六に規定する医療費、社会保
険料(給与)に、「及び生命保険料の
金額は、それぞれ主たる所得者の資
産について生じた損失並びに」を「生
命保険料及び特定寄附金の金額は、
それぞれ主たる所得者に係る第十一
条の四に規定する損失」に、「生命

保険料の金額とを「生命保険料の金額並びに主たる所得者が支出した特定寄附金の金額」とに、「自己の第十条の四に規定する資産について生じた損失又はその」を「当該世帯員に係る第十一条の四に規定する損失又は当該世帯員が」に、「第十一条の五乃至第十一条の七に規定する医療費、社会保険料若しくは生命保険料」を「第十一条の五から第十一条の七まで若しくは第十五条の六に規定する医療費、社会保険料、生命保険料若しくは特定寄附金」に改め、同条第四項中「第十一条の四乃至第十一条の七」を「第十一条の四から第十一条の七まで及び第十五条の六」に、「同項に規定する資産につき損失を受けず」を「同項に規定する損失がなく」に改め、同条第五項中「資産について生じた」を削り、同条第七項中「第八条第九項」を「第八条第十項」に改める。

九条の三第一項に規定する生活に通常必要でない資産に、「場合において」を「場合(当該災害等に関連して命令で定めるやむを得ない支出をなした場合を含む)において」に、「保険金」を「当該支出をなした金額を含むものとし、保険金に、「金額を除く」を「金額を除くものとする」に、「施行地に事業」を「施行地に第一

第三項第一号に規定する事業」に、「第一条第二項第一号」を「同号」に改める。

第十一条の七中「一万五千元をこえるときは、一万五千元を「三万五千元をこえるときは、三万五千元」に改める。

第十一条の八及び第十二条中「九万円」を「十万円」に改める。

第十三条中

「十五万円以下の金額	百分の十	「十万円以下の金額	百分の十
十五万円をこえる金額	百分の十五	十万円をこえる金額	百分の十五
四十万円をこえる金額	百分の二十	二十万円をこえる金額	百分の二十
七十万円をこえる金額	百分の二十五	五十万円をこえる金額	百分の二十五
百五十万円をこえる金額	百分の三十五	百二十万円をこえる金額	百分の三十五

額

百分の八	「五千万円をこえる金額	百分の七十
百分の十五	「四千万円をこえる金額	百分の七十五
百分の二十	「三千万円をこえる金額	百分の八十
百分の二十五	「二千万円をこえる金額	百分の八十五
百分の三十	「一千万円をこえる金額	百分の九十
百分の三十五	「五百万円をこえる金額	百分の九十五

に改める。

第十五条第三項及び第四項中「居住者」の下に「又は第一条第八項第一号に掲げる事業を有する非居住者」を加える。

第十五条の二から第十五条の五まで中「五千元」を「六千元」に改める。

第十五条の八第一項中「その所在地」を「外国」に、「当該国」を「この法律の施行地外」に、「当該国の」

を「当該外国の」に改め、第二章第四節中同条を第十五条の九とし、第十五条の七中「前五条」を「前六条」に改め、同条を第十五条の八とし、第十五条の六を第十五条の七とし、第十五条の五の次に次の一条を加える。

(寄附金控除)

第十五条の六 居住者が特定寄附金を支出した場合において、その支出した額が、その者の総所得金

額、退職所得の金額及び山林所得の金額の合計額の百分の三に相当する金額(その金額が三十万円をこえる場合には、三十万円)をこえるときは、その者の第十三条若しくは第十四条の規定により計算した所得税額又は第十五条の規定による所得税額から、そのこえる部分の金額(その支出した額が当該合計額の百分の十に相当する金額をこえる場合には、当該百分の十に相当する金額をこえる部分の金額を控除した金額)に百分の二十を乗じて計算した金額を控除する。(この控除額を寄附金控除額といふ。)

第十七条の見出し中「非居住者」を「非居住者等」に改め、同条中「この法律の施行地」の下に「第一条第八項第一号に掲げる」を加え、「第一条第二項」を「同条第三項」に、「第九号に規定する所得」を「第九号に掲げる所得(同条第八項第二号又は第三号に掲げる事業を有する非居住者については、当該事業に帰せられる所得及び通常当該事業に帰せられるべき所得として命令で定めるものを除く。)」に改め、同条に次の一項を加える。

第一条第三項第五号の規定に該当する退職所得については、前項に規定する非居住者は、同項の規定にかかわらず、当該退職所得の支給の基因となつた退職を事由としてその年中において支給を受ける退職所得の総額(その年中において支給を受ける当該退職所得が二以上ある場合には、これらの合計額)をこの法律の施行地に源泉がある所得とみなして、これに第九条第一項、第十三条及び第十五条第三項の規定を適用するものとした場合における税額に相当する金額により所得税を課されることを選択することができる。

第十八条第一項中「第一条第四項の規定に該当する」を「第一条第五項に規定する」に改め、同条第二項中「第一条第五項の規定に該当する」を「第一条第六項に規定する」に改め、同条第三項中「第一条第四項」を「第一条第五項」に、「証券投資信託の」を「証券投資信託又は法人税法第二条第二項に規定する信託の業務を行なう法人の当該業務に係る信託の」に改め、「社債」の下に「合同運用信託、証券投資信託」を、「利子の支

昭和三十七年三月二日 衆議院會議第十八号(その二) 所得税法の一部を改正する法律案

二五六

「払」の下に、「利益若しくは収益の分配」を加え、「支払を受けるべき利子に係る利子所得及び利益若しくは利息の配当又は剰余金の分配に因る配当所得」を「なされる利子の支払、利益若しくは収益の分配、利益若しくは利息の配当又は剰余金の分配に係る利子所得及び配当所得」に改め、同条第四項中「第一条第五項」を「第一条第六項」に、「同条第五項の規定に該当する」を「同条第六項に規定する」に、「同条第二項第六号乃至第九号に規定する所得」を「同条第三項第五号から第九号までに掲げる所得(第一条第八項第二号又は第三号に掲げる事業を有する法人で同項第一号に掲げる事業を有しないものについては、同項第二号又は第三号に掲げる事業に係る所得及び通常当該事業に係るべき所得として命令で定めるものに限る。)」に、「これらの要件を備えた法人である旨」を「当該法人がこれらの要件を備えた法人であり、かつ、その支払を受ける所得がこれらの所得に該当する所得である旨」に改める。

第二十一条の二第一項中「第十七条の下に「第一項」を、「退職所得」の下に、「一時所得」を加え、「三千円を六千円」に改める。
第二十二条中「第十七条」の下に「第一項」を加える。
第二十二条の二第三項中「若しくは盗難」を、「盗難若しくは横領」に改め、同条第五項中「勤労学生控除額」の下に、「寄附金控除額」を加える。
第二十二条の三第二項第一号中「失業」の下に、「震災、風水害その他これらに類する災害、盗難若しくは横領による損害」を加え、同項第二号を削り、同項第三号中「前二号」を「前号」に改め、同号を同項第二号とする。
第二十三条第五項第三号中「第五条の八」を「第五条の九」に改め、同項第四号中「第十七条」の下に「第一項」を加え、同項第八号中「勤労学生控除額」の下に、「寄附金控除額」を加える。
第二十五条第二項中「勤労学生控除額」の下に、「寄附金控除額」を加える。

第二十五条の四第一項中「又は勤労学生控除額」を、「勤労学生控除額又は寄附金控除額」に改める。
第二十六条第三項第三号中「第五条の八」を「第五条の九」に改め、同項第六号中「第十七条」の下に「第一項」を加え、同項第十号中「勤労学生控除額」の下に、「寄附金控除額」を加え、同項第十一号中「及び」の下に「一時所得」を加え、同条第四項中「又は第十一条の七」を、「第十一条の七又は第十五条の六」に、「書類又は」を「書類」に改め、「事項を証する書類」の下に「又はその年中に支出した特定寄附金の額その他第十五条の六の規定の適用に關し必要な事項を証する書類」を加え、同条第七項中「有しないこととなる場合」の下に「又はこの法律の施行地に住所及び居所を有しない時において第一条第三項第一号に規定する事業を有しないこととなる場合」を加え、「居所を有しないこととなる日」を「居所又は当該事業を有しないこととなる時」に改める。

第二十六条の二第一項第八号中「勤労学生控除額」の下に、「寄附金控除額」を加える。
第二十七条第七項中「前項の請求」を「前二項又は第九項の規定による更正の請求」に改め、同条第八項中「又は第六項」の下に「若しくは第七項」を加え、同条第九項中「第六項」の下に、「第七項又は前項の規定による更正」を加え、同条第六項の次に次の一項を加える。
前項の規定は、確定申告書若しくは損失申告書を提出した者又は第四十四条の規定による決定を受けた者(当該申告書を提出し、又は当該決定を受けた後修正確定申告書若しくは修正損失申告書を提出し、又は同条の規定による更正を受けた者を含む。)について、当該確定申告書若しくは損失申告書又は決定に係る年分の所得の計算につき第十条の六の規定の適用を受け、たことその他当該年分の所得の計算の基礎となつた事実のうちに含まれていた無効な行為により生じ

た経済的成果がその行為の無効であることに基因して失われ、又は当該事実のうちに含まれていた取り消しうべき行為が取り消されたことにより、前項に規定する場合に該当する事実が生じた場合について準用する。この場合において、同項中「当該申告書に記載された」とあるのは「これらの申告書に記載された、若しくは当該更正若しくは決定に係る」と、「当該申告書の提出期限」とあるのは「第二十七条第七項に規定する事由が生じた日」と読み替へるものとする。
第二十八条中「又は勤労学生控除額」を、「勤労学生控除額又は寄附金控除額」に改める。
第二十九条第二項中「なさないで」を「なさないで」に改め、「有しないこととなる場合」の下に「又はこの法律の施行地に住所及び居所を有しない時において第一条第三項第一号に規定する事業を有しないこととなる場合」を加え、「居所を有しないこととなる日」を「居所又は当該事業を

有しないこととなる時に、「居所を有しないこととなる当時」を「居所又は当該事業を有しないこととなる時」に改め、同条第三項中「居所を有しないこととなる日」を「居所又は同項に規定する事業を有しないこととなる時」に改め、同条第四項中「居所を有しないこととなる日」を「居所若しくは第二十九条第二項に規定する事業を有しないこととなる時」に改め、同条第六項中「勤労学生控除額の下に、寄附金控除額を加え、同条第七項中「事業」を「第一条第八項第一号に掲げる事業に改め、「非居住者を除く。」の下に「又は第一条第六項に規定する法人（法人税法第一条第四項第一号に掲げる事業を有する法人を除く。）を加え、「第一条第二項第五号に規定する」を「第一条第三項第五号に掲げる」に、「当該所得につき第四十一条第二項」を「当該非居住者又は法人は」に改め、「年中の当該所得」の下に「（当該

非居住者が退職所得につき第十七条第二項の選択をなす場合には、同項の所得税を課される基礎となる退職所得」を加え、「又はこの法律の施行地に居所を有しないこととなる日のいずれか早い日」を「（その日までこの法律の施行地に居所（第一条第三項第五号に規定する事業を行なう者については、当該事業）を有しないこととなる場合には、その有しないこととなる時）」に改め、同条に次の一項を加える。

非居住者（第一条第八項第一号に掲げる事業を有する非居住者を除く。）がその支給を受けた同条第三項第五号の規定に該当する退職所得につき第四十一条第一項又は第二項の規定の適用を受けた場合において、当該退職所得につき第十七条第二項の選択をなすときは、当該非居住者は、第四十一条第一項又は第二項の規定により徴収され又は納付された所得税額の還付を受けるため、命令の定めるところにより、第十七条第二項の所

得税を課される基礎となるその年中の退職所得につき、第二十六条第三項第一号、第三号から第六号まで及び第八号に規定する事項に準ずる必要な事項を記載した申告書を、翌年一月一日（同日前に第十七条第二項の所得税を課される基礎となるその年中の退職所得の総額が確定した場合には、その確定した日）以後に、政府に提出することができる。

第三十条第三項中「この法律の施行地に住所及び居所を有しないこととなる日」を「当該申告書の提出期限に改める。

第三十二条第三項中「第二十七条第六項」の下に「第七項又は第九項」を加え、「充當をなす日までの期間」を「充當をなす日までの期間（当該還付が第二十七条第七項又は第九項（同条第七項の規定に係る部分に限る。）の規定による更正の請求に基づくものである場合には、当該更正の請求に係る年分の確定申告書の提出期限の翌日から当該請求のな

された日までの期間を除く。）」に改める。

第三十三条第二項中「又は申告をなすべき日後」を削る。

第三十四条の見出し中「場合」を「場合等」に改め、同条第二項中「この法律の施行地に住所及び居所を有しないこととなる日」を「当該申告書の提出期限」に改め、同条第三項中「第三項」の下に「又は第八項」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第八項の規定による申告書の提出の場合にあつては、第三十一条第三項中「確定申告書又は損失申告書の提出期限」とあるのは、「第二十九条第八項の規定による申告書の提出があつた日」と読み替えるものとする。

第三十四条第四項中「又は第六項」を、第六項、第七項又は第九項」に改める。

第三十四条の二の見出し中「非居住者」を「非居住者等」に改め、同条

中「提出の日」を「提出期限」に改める。

第三十六条第一項中「第十七条」の下に「第一項」を加える。

第三十六条の二中「第十五条の八」を「第十五条の九」に、「第十五条の七」を「第十五条の八」に改める。

第三十八条第三項を次のように改める。

左の各号に該当する場合においては、第一項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

一 第一項に規定する給与から控除される社会保険料がある場合 当該給与の額から当該社会保険料の額を控除した金額に相当する額の給与の支払を受けるものとみなし、当該社会保険料の額が当該給与の額に等しいときは、給与の支払を受けないものとみなす。

二 第一項に規定する給与が第九条第二項後段の規定により給与所得とみなされる退職年金で

昭和三十七年三月二日 衆議院會議録第十八号(その二) 所得税法の一部を改正する法律案

あり、かつ、同項後段に規定する契約に基づいて払い込まれた掛

金のうちに同項後段に規定する勤務をなした者が負担した部分の金額がある場合 当該退職年金の額から当該負担した部分の金額のうち当該退職年金の額に対応するものとして命令で定めるところにより計算した金額を控除した金額に相当する額の給与の支払を受けるものとみなす。

第三十八条の二に次の一項を加える。

第一項又は第二項に規定する退職所得が第九条第二項後段の規定により退職所得とみなされる退職一時金であり、かつ、同項後段に規定する契約に基づいて払い込まれた掛金のうちに同項後段に規定する勤務をなした者が負担した部分の金額がある場合においては、第一項又は第二項の規定の適用については、当該退職一時金の額から当該負担した部分の金額を控除

した金額に相当する額の退職所得の支払を受けるものとみなす。

第四十一条第一項中「第一条第二項」を「第一条第三項」に、「第九号に規定する所得」を「第九号に掲げる所得」に、「同条第四項若しくは第五項の規定に該当する」を「同条第五項若しくは第六項に規定する」に、「金額とする」を「金額とするものとし、第一条第三項第五号に規定する人的業務の提供を主たる内容とする事業につき支払をなす場合には、当該事業を行なう者に対し支払う金額のうち、当該事業を行なう者が当該人的業務の提供をなす非居住者に対し支払うべき同号に掲げる所得に相当する金額と命令で定めるところにより計算した当該事業の所得に相当する金額との合計額とする。以下第二項において同じ。」に改め、同条第二項中「第一条第二項」を「第一条第三項」に、「同条第五項の規定に該当する」を「同条第六項に規定する」に、「当該所得の」を「その」に改め、同条第三項中「この法律の施行地に」の下に

「第一条第三項第一号に規定する」を加え、「第一条第二項第六号」を「同条第三項第五号」に改め、「規定する所得」を「掲げる所得(同項第五号に掲げる所得については、第一項に規定する事業の所得に限るものとし、同条第八項第二号又は第三号に掲げる事業を有する非居住者で同項第一号に掲げる事業を有しないものについては、同項第二号又は第三号に掲げる事業に帰せられる所得及び通常当該事業に帰せられるべき所得として命令で定めるものに限るものとする。)」に、「これらの要件を備えた者である旨」を「その者がこれらの要件を備えた非居住者であり、かつ、その支払を受ける所得がこれらの所得に該当する所得である旨」に改め、同条に次の五項を加える。

第一項に規定する事業を行なう者は、命令の定めるところにより、当該事業につき支払を受ける金額のうち同項又は第二項の税率を適用される部分の金額の明細を記載した申告書を、それぞれこれ

らの規定により所得税を徴収し又は納付する義務のある者を經由し、その支払を受ける際又はその支払の確定する日までに政府に提出しなければならない。

第三十九条第六項の規定は、前項の申告書の提出について準用する。

第五項の申告書の提出がなかつた場合においては、第一項又は第二項の規定の適用については、第五項に規定する支払を受ける金額を第一項又は第二項の税率を適用すべき金額とみなす。この場合において、当該支払を受ける者は、命令の定めるところにより、当該申告書をこれらの規定により所得税を徴収し又は納付した者を經由して政府に提出することにより、前段の規定により徴収され又は納付された所得税額と当該申告書を第五項の規定により提出したものとした場合に第一項又は第二項の規定により徴収され又は納付されるべき所得税額との差額に相当す

る金額の還付を請求することができる。

前項の規定により還付を請求することができる金額は、国税徴収法第七章の規定の適用については、政府に対し同項の還付の請求があつた日において過誤納に係る国税となつたものとみなす。

第一項に規定する事業を行なう者につき同項又は第二項の規定による所得税が徴収され又は納付された場合においては、当該事業を行なう者が当該事業につき支払を受けた金額から第一項の人的業務の提供をなした非居住者に対して支払う第一条第三項第五号に掲げる所得については、命令の定めるところにより、当該所得の支払をなす時において、第一項又は第二項の規定による所得税の徴収又は納付がなされたものとみなす。

第四十二条の見出し中「又は料金を、料金等」に改め、同条第一項中

「料金で命令で定めるもの」の下に「並びに広告宣伝のための賞金で命令で定めるもの」を加え、「又は料金の金額」を「若しくは料金又は賞金の金額(当該賞金については、その金額(金銭以外のもの)で支払がなされる場合には、命令で定めるところにより計算した金額)から十五万円を控除した残額」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

居住者に対し、この法律の施行地において生命保険契約に基づき年金の支払をなす者は、その支払をなす際、その年金の年額から当該契約に係る生命保険料のうち当該金額に対応するものとして命令で定めるところにより計算した金額を控除した金額が命令で定める金額に満たない場合を除くほか、その支払すべき金額から当該生命保険料のうち当該金額に対応するものとして命令で定めるところにより計算した金額を控除した金額に対し百分の十の税率を適用して

計算した税額の所得税を徴収し、

その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを政府に納付しなければならない。

第四十四条第五項中「又は第七項」を、「第七項又は第八項」に改める。

第四十五条中「第十五条の八」を「第十五条の九」に改める。

第四十七条第三項中「この場合において」の下に、「第二十九条第八項の規定による申告書に係る更正の場合にあつては、第三十一条第三項中「確定申告書又は損失申告書の提出期限」とあるのは、「第二十九条第八項の規定による申告書の提出があつた日」と、第二十七条第七項に規定する事由が生じたことによる更正の場合又は決定の場合にあつては、を、「なされた場合」とあるのは、」の下に「当該還付が第二十七条第七項に規定する事由が生じたことによる更正に係る還付の請求に基づくものである場合」又は「を」を加え、

「基づく」を「基づく」に、「読み替え」を「それぞれ読み替える」に改める。

第四十八条第一項中「第二十七条第七項」を「第二十七条第八項」に、「第二十七条第六項若しくは第八項」を「第二十七条第六項、第七項若しくは第九項」に改め、同条第二項中「第二十七条第九項」を「第二十七条第十項」に改める。

第四十九条第一項中「第六十五条第四項」を「第六十五条第三項」に改め、同条第三項中「第二十七条第九項」を「第二十七条第十項」に改め、同条第九項中「後段又は第三項」を削る。

第六十一条第一項第三号中「第一条第二項第五号の給与、給付若しくは報酬」を「第一条第三項第五号の給与、給付、報酬若しくは事業の所得」に、「同条第二項又は第五項の規定に該当する者」を「非居住者又は同条第六項に規定する者」に改め、同条第七号を同項第八号とし、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号中

「料金」の下に、「賞金」を加え、同条の次に次の一号を加える。

五 生命保険契約に基づく保険金その他これに類する給付で命令で定めるものの支払をなす者
第六十五条第一項を次のように改める。

所得税の納税地は、納税義務者が左の各号のいずれに該当するかに応じ、それぞれ当該各号に掲げる場所とする。

一 この法律の施行地に住所がある場合 当該住所(この法律の施行地に住所のほか居所を有し、政府に居所地を納税地とする旨の申告をなした場合)には、当該居所地

二 この法律の施行地に住所がなく、居所を有する場合 当該居所地

三 前二号に該当する場合を除き、この法律の施行地に第一条第八項各号に掲げる事業を有する場合 当該事業の所在地(当該所在地が二以上ある場合には、主たる事業の所在地)

四 前三号に該当する場合を除き、この法律の施行地に第一条第三項第八号に掲げる所得の基

因たる資産を有する場合 当該資産の所在地(当該資産が二以上ある場合には、主たる資産の所在地)

五 前各号に該当しない場合 第一条第三項第一号に掲げる所得の基因たる資産の所在地、同項第五号に掲げる所得の基因たる勤務又は人的役務の提供がなされた場所その他の命令で定める場所

第六十五条第四項中「第二項後段又は」を削り、同条第三項中「第一項又は前項前段」を「前項」に、「これらの規定」を「同項の規定」に改め、同条第二項を削る。

第七十二条中「第一条第六項」を「第一条第七項」に改める。
第七十三条を削る。
別表第一から第六まで(別表第六の附表を除く)を次のように改める。

別表第一 所得税の簡易税額表(第十五条第一項又は第四項の規定による所得税額表)

(一)

課税総所得金額、 調整所得金額又は 課税退職所得 金額 (イ)		税額(ロ)	(ハ)の(イ) に対する 割合	課税総所得金額、 調整所得金額又は 課税退職所得 金額 (イ)		税額(ロ)	(ハ)の(イ) に対する 割合	課税総所得金額、 調整所得金額又は 課税退職所得 金額 (イ)		税額(ロ)	(ハ)の(イ) に対する 割合
以 上	未 満			以 上	未 満			以 上	未 満		
円 500	円 1,000	円 0	% 0	円 22,500	円 23,000	円 1,800	% 8	円 60,000	円 61,000	円 4,800	% 8
500	1,000	40	8	23,000	23,500	1,840	8	61,000	62,000	4,880	8
1,000	1,500	80	8	23,500	24,000	1,880	8	62,000	63,000	4,960	8
1,500	2,000	120	8	24,000	24,500	1,920	8	63,000	64,000	5,040	8
2,000	2,500	160	8	24,500	25,000	1,960	8	64,000	65,000	5,120	8
2,500	3,000	200	8	25,000	25,500	2,000	8	65,000	66,000	5,200	8
3,000	3,500	240	8	25,500	26,000	2,040	8	66,000	67,000	5,280	8
3,500	4,000	280	8	26,000	26,500	2,080	8	67,000	68,000	5,360	8
4,000	4,500	320	8	26,500	27,000	2,120	8	68,000	69,000	5,440	8
4,500	5,000	360	8	27,000	27,500	2,160	8	69,000	70,000	5,520	8
5,000	5,500	400	8	27,500	28,000	2,200	8	70,000	71,000	5,600	8
5,500	6,000	440	8	28,000	28,500	2,240	8	71,000	72,000	5,680	8
6,000	6,500	480	8	28,500	29,000	2,280	8	72,000	73,000	5,760	8
6,500	7,000	520	8	29,000	29,500	2,320	8	73,000	74,000	5,840	8
7,000	7,500	560	8	29,500	30,000	2,360	8	74,000	75,000	5,920	8
7,500	8,000	600	8	30,000	31,000	2,400	8	75,000	76,000	6,000	8
8,000	8,500	640	8	31,000	32,000	2,480	8	76,000	77,000	6,080	8
8,500	9,000	680	8	32,000	33,000	2,560	8	77,000	78,000	6,160	8
9,000	9,500	720	8	33,000	34,000	2,640	8	78,000	79,000	6,240	8
9,500	10,000	760	8	34,000	35,000	2,720	8	79,000	80,000	6,320	8
10,000	10,500	800	8	35,000	36,000	2,800	8	80,000	81,000	6,400	8
10,500	11,000	840	8	36,000	37,000	2,880	8	81,000	82,000	6,480	8
11,000	11,500	880	8	37,000	38,000	2,960	8	82,000	83,000	6,560	8
11,500	12,000	920	8	38,000	39,000	3,040	8	83,000	84,000	6,640	8
12,000	12,500	960	8	39,000	40,000	3,120	8	84,000	85,000	6,720	8
12,500	13,000	1,000	8	40,000	41,000	3,200	8	85,000	86,000	6,800	8
13,000	13,500	1,040	8	41,000	42,000	3,280	8	86,000	87,000	6,880	8
13,500	14,000	1,080	8	42,000	43,000	3,360	8	87,000	88,000	6,960	8
14,000	14,500	1,120	8	43,000	44,000	3,440	8	88,000	89,000	7,040	8
14,500	15,000	1,160	8	44,000	45,000	3,520	8	89,000	90,000	7,120	8
15,000	15,500	1,200	8	45,000	46,000	3,600	8	90,000	92,000	7,200	8
15,500	16,000	1,240	8	46,000	47,000	3,680	8	92,000	94,000	7,360	8
16,000	16,500	1,280	8	47,000	48,000	3,760	8	94,000	96,000	7,520	8
16,500	17,000	1,320	8	48,000	49,000	3,840	8	96,000	98,000	7,680	8
17,000	17,500	1,360	8	49,000	50,000	3,920	8	98,000	100,000	7,840	8
17,500	18,000	1,400	8	50,000	51,000	4,000	8	100,000	102,000	8,000	8
18,000	18,500	1,440	8	51,000	52,000	4,080	8	102,000	104,000	8,200	8
18,500	19,000	1,480	8	52,000	53,000	4,160	8	104,000	106,000	8,400	8
19,000	19,500	1,520	8	53,000	54,000	4,240	8	106,000	108,000	8,600	8
19,500	20,000	1,560	8	54,000	55,000	4,320	8	108,000	110,000	8,800	8
20,000	20,500	1,600	8	55,000	56,000	4,400	8	110,000	112,000	9,000	8
20,500	21,000	1,640	8	56,000	57,000	4,480	8	112,000	114,000	9,200	8
21,000	21,500	1,680	8	57,000	58,000	4,560	8	114,000	116,000	9,400	8
21,500	22,000	1,720	8	58,000	59,000	4,640	8	116,000	118,000	9,600	8
22,000	22,500	1,760	8	59,000	60,000	4,720	8	118,000	120,000	9,800	8

(二)

課税総所得金額、 調整所得金額又は 課税退職所得 金額 (イ)		税額(ロ)	(ハ)の(イ) に対する 割合	課税総所得金額、 調整所得金額又は 課税退職所得 金額 (イ)		税額(ロ)	(ハ)の(イ) に対する 割合	課税総所得金額、 調整所得金額又は 課税退職所得 金額 (イ)		税額(ロ)	(ハ)の(イ) に対する 割合
以 上	未 満			以 上	未 満			以 上	未 満		
120,000	122,000	10,000	8	210,000	213,000	19,500	9	345,000	348,000	39,750	11
122,000	124,000	10,200	8	213,000	216,000	19,950	9	348,000	351,000	40,200	11
124,000	126,000	10,400	8	216,000	219,000	20,400	9	351,000	354,000	40,650	11
126,000	128,000	10,600	8	219,000	222,000	20,850	9	354,000	357,000	41,100	11
128,000	130,000	10,800	8	222,000	225,000	21,300	9	357,000	360,000	41,550	11
130,000	132,000	11,000	8	225,000	228,000	21,750	9	360,000	363,000	42,000	11
132,000	134,000	11,200	8	228,000	231,000	22,200	9	363,000	366,000	42,450	11
134,000	136,000	11,400	8	231,000	234,000	22,650	9	366,000	369,000	42,900	11
136,000	138,000	11,600	8	234,000	237,000	23,100	9	369,000	372,000	43,350	11
138,000	140,000	11,800	8	237,000	240,000	23,550	9	372,000	375,000	43,800	11
140,000	142,000	12,000	8	240,000	243,000	24,000	10	375,000	378,000	44,250	11
142,000	144,000	12,200	8	243,000	246,000	24,450	10	378,000	381,000	44,700	11
144,000	146,000	12,400	8	246,000	249,000	24,900	10	381,000	384,000	45,150	11
146,000	148,000	12,600	8	249,000	252,000	25,350	10	384,000	387,000	45,600	11
148,000	150,000	12,800	8	252,000	255,000	25,800	10	387,000	390,000	46,050	11
150,000	152,000	13,000	8	255,000	258,000	26,250	10	390,000	394,000	46,500	11
152,000	154,000	13,200	8	258,000	261,000	26,700	10	394,000	398,000	47,100	11
154,000	156,000	13,400	8	261,000	264,000	27,150	10	398,000	402,000	47,700	11
156,000	158,000	13,600	8	264,000	267,000	27,600	10	402,000	406,000	48,300	12
158,000	160,000	13,800	8	267,000	270,000	28,050	10	406,000	410,000	48,900	12
160,000	162,000	14,000	8	270,000	273,000	28,500	10	410,000	414,000	49,500	12
162,000	164,000	14,200	8	273,000	276,000	28,950	10	414,000	418,000	50,100	12
164,000	166,000	14,400	8	276,000	279,000	29,400	10	418,000	422,000	50,700	12
166,000	168,000	14,600	8	279,000	282,000	29,850	10	422,000	426,000	51,300	12
168,000	170,000	14,800	8	282,000	285,000	30,300	10	426,000	430,000	51,900	12
170,000	172,000	15,000	8	285,000	288,000	30,750	10	430,000	434,000	52,500	12
172,000	174,000	15,200	8	288,000	291,000	31,200	10	434,000	438,000	53,100	12
174,000	176,000	15,400	8	291,000	294,000	31,650	10	438,000	442,000	53,700	12
176,000	178,000	15,600	8	294,000	297,000	32,100	10	442,000	446,000	54,300	12
178,000	180,000	15,800	8	297,000	300,000	32,550	10	446,000	450,000	54,900	12
180,000	182,000	16,000	8	300,000	303,000	33,000	11	450,000	454,000	55,500	12
182,000	184,000	16,200	8	303,000	306,000	33,450	11	454,000	458,000	56,100	12
184,000	186,000	16,400	8	306,000	309,000	33,900	11	458,000	462,000	56,700	12
186,000	188,000	16,600	8	309,000	312,000	34,350	11	462,000	466,000	57,300	12
188,000	190,000	16,800	8	312,000	315,000	34,800	11	466,000	470,000	57,900	12
190,000	192,000	17,000	8	315,000	318,000	35,250	11	470,000	474,000	58,500	12
192,000	194,000	17,200	8	318,000	321,000	35,700	11	474,000	478,000	59,100	12
194,000	196,000	17,400	8	321,000	324,000	36,150	11	478,000	482,000	59,700	12
196,000	198,000	17,600	8	324,000	327,000	36,600	11	482,000	486,000	60,300	12
198,000	200,000	17,800	8	327,000	330,000	37,050	11	486,000	490,000	60,900	12
200,000	202,000	18,000	9	330,000	333,000	37,500	11	490,000	494,000	61,500	12
202,000	204,000	18,300	9	333,000	336,000	37,950	11	494,000	498,000	62,100	12
204,000	206,000	18,600	9	336,000	339,000	38,400	11	498,000	502,000	62,700	12
206,000	208,000	18,900	9	339,000	342,000	38,850	11	502,000	506,000	63,400	12
208,000	210,000	19,200	9	342,000	345,000	39,300	11	506,000	510,000	64,200	12

(三)

課税総所得金額、 調整所得金額又は 課税退職所得 金額 (イ)		税額(ロ)	(ハ)の(イ) に対する割合	課税総所得金額、 調整所得金額又は 課税退職所得 金額 (イ)		税額(ロ)	(ハ)の(イ) に対する割合	課税総所得金額、 調整所得金額又は 課税退職所得 金額 (イ)		税額(ロ)	(ハ)の(イ) に対する割合
以 上	未 満			以 上	未 満			以 上	未 満		
円	円	円	%	円	円	円	%	円	円	円	%
510,000	514,000	65,000	12	655,000	660,000	94,000	14	830,000	835,000	130,500	15
514,000	518,000	65,800	12	660,000	665,000	95,000	14	835,000	840,000	131,750	15
518,000	522,000	66,600	12	665,000	670,000	96,000	14	840,000	845,000	133,000	15
522,000	526,000	67,400	12	670,000	675,000	97,000	14	845,000	850,000	134,250	15
526,000	530,000	68,200	12	675,000	680,000	98,000	14	850,000	855,000	135,500	15
530,000	534,000	69,000	13	680,000	685,000	99,000	14	855,000	860,000	136,750	15
534,000	538,000	69,800	13	685,000	690,000	100,000	14	860,000	865,000	138,000	16
538,000	542,000	70,600	13	690,000	695,000	101,000	14	865,000	870,000	139,250	16
542,000	546,000	71,400	13	695,000	700,000	102,000	14	870,000	875,000	140,500	16
546,000	550,000	72,200	13	700,000	705,000	103,000	14	875,000	880,000	141,750	16
550,000	554,000	73,000	13	705,000	710,000	104,000	14	880,000	885,000	143,000	16
554,000	558,000	73,800	13	710,000	715,000	105,000	14	885,000	890,000	144,250	16
558,000	562,000	74,600	13	715,000	720,000	106,000	14	890,000	895,000	145,500	16
562,000	566,000	75,400	13	720,000	725,000	107,000	14	895,000	900,000	146,750	16
566,000	570,000	76,200	13	725,000	730,000	108,000	14	900,000	905,000	148,000	16
570,000	574,000	77,000	13	730,000	735,000	109,000	14	905,000	910,000	149,250	16
574,000	578,000	77,800	13	735,000	740,000	110,000	14	910,000	915,000	150,500	16
578,000	582,000	78,600	13	740,000	745,000	111,000	15	915,000	920,000	151,750	16
582,000	586,000	79,400	13	745,000	750,000	112,000	15	920,000	925,000	153,000	16
586,000	590,000	80,200	13	750,000	755,000	113,000	15	925,000	930,000	154,250	16
590,000	594,000	81,000	13	755,000	760,000	114,000	15	930,000	935,000	155,500	16
594,000	598,000	81,800	13	760,000	765,000	115,000	15	935,000	940,000	156,750	16
598,000	602,000	82,600	13	765,000	770,000	116,000	15	940,000	945,000	158,000	16
602,000	606,000	83,400	13	770,000	775,000	117,000	15	945,000	950,000	159,250	16
606,000	610,000	84,200	13	775,000	780,000	118,000	15	950,000	955,000	160,500	16
610,000	614,000	85,000	13	780,000	785,000	119,000	15	955,000	960,000	161,750	16
614,000	618,000	85,800	13	785,000	790,000	120,000	15	960,000	965,000	163,000	16
618,000	622,000	86,600	14	790,000	795,000	121,000	15	965,000	970,000	164,250	17
622,000	626,000	87,400	14	795,000	800,000	122,000	15	970,000	975,000	165,500	17
626,000	630,000	88,200	14	800,000	805,000	123,000	15	975,000	980,000	166,750	17
630,000	635,000	89,000	14	805,000	810,000	124,250	15	980,000	985,000	168,000	17
635,000	640,000	90,000	14	810,000	815,000	125,500	15	985,000	990,000	169,250	17
640,000	645,000	91,000	14	815,000	820,000	126,750	15	990,000	995,000	170,500	17
645,000	650,000	92,000	14	820,000	825,000	128,000	15	995,000	1,000,000	171,750	17
650,000	655,000	93,000	14	825,000	830,000	129,250	15	1,000,000 円		173,000	17

(注) この表において、「課税総所得金額」とは、総所得金額について、雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、生命保険料控除額、配偶者控除額、扶養控除額及び基礎控除額を控除した後の金額をいい、「調整所得金額」とは、第十四条第一号に規定する調整所得金額をいい、「課税退職所得金額」とは、退職所得の金額について、雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、生命保険料控除額、配偶者控除額、扶養控除額及び基礎控除額を控除した後の金額をいう。

別表第二 山林所得に対する所得税の簡易税額表(第十五条第二項の規定による所得税額表)

(一)

課税山林所得金額			税 額	課税山林所得金額			税 額	課税山林所得金額			税 額
以	上	未 満		以	上	未 満		以	上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
500	円未満	1,000	0	22,500	23,000	1,800	60,000	61,000	4,800		
500		1,000	40	23,000	23,500	1,840	61,000	62,000	4,880		
1,000		1,500	80	23,500	24,000	1,880	62,000	63,000	4,960		
1,500		2,000	120	24,000	24,500	1,920	63,000	64,000	5,040		
2,000		2,500	160	24,500	25,000	1,960	64,000	65,000	5,120		
2,500		3,000	200	25,000	25,500	2,000	65,000	66,000	5,200		
3,000		3,500	240	25,500	26,000	2,040	66,000	67,000	5,280		
3,500		4,000	280	26,000	26,500	2,080	67,000	68,000	5,360		
4,000		4,500	320	26,500	27,000	2,120	68,000	69,000	5,440		
4,500		5,000	360	27,000	27,500	2,160	69,000	70,000	5,520		
5,000		5,500	400	27,500	28,000	2,200	70,000	71,000	5,600		
5,500		6,000	440	28,000	28,500	2,240	71,000	72,000	5,680		
6,000		6,500	480	28,500	29,000	2,280	72,000	73,000	5,760		
6,500		7,000	520	29,000	29,500	2,320	73,000	74,000	5,840		
7,000		7,500	560	29,500	30,000	2,360	74,000	75,000	5,920		
7,500		8,000	600	30,000	31,000	2,400	75,000	76,000	6,000		
8,000		8,500	640	31,000	32,000	2,480	76,000	77,000	6,080		
8,500		9,000	680	32,000	33,000	2,560	77,000	78,000	6,160		
9,000		9,500	720	33,000	34,000	2,640	78,000	79,000	6,240		
9,500		10,000	760	34,000	35,000	2,720	79,000	80,000	6,320		
10,000		10,500	800	35,000	36,000	2,800	80,000	81,000	6,400		
10,500		11,000	840	36,000	37,000	2,880	81,000	82,000	6,480		
11,000		11,500	880	37,000	38,000	2,960	82,000	83,000	6,560		
11,500		12,000	920	38,000	39,000	3,040	83,000	84,000	6,640		
12,000		12,500	960	39,000	40,000	3,120	84,000	85,000	6,720		
12,500		13,000	1,000	40,000	41,000	3,200	85,000	86,000	6,800		
13,000		13,500	1,040	41,000	42,000	3,280	86,000	87,000	6,880		
13,500		14,000	1,080	42,000	43,000	3,360	87,000	88,000	6,960		
14,000		14,500	1,120	43,000	44,000	3,440	88,000	89,000	7,040		
14,500		15,000	1,160	44,000	45,000	3,520	89,000	90,000	7,120		
15,000		15,500	1,200	45,000	46,000	3,600	90,000	92,000	7,200		
15,500		16,000	1,240	46,000	47,000	3,680	92,000	94,000	7,360		
16,000		16,500	1,280	47,000	48,000	3,760	94,000	96,000	7,520		
16,500		17,000	1,320	48,000	49,000	3,840	96,000	98,000	7,680		
17,000		17,500	1,360	49,000	50,000	3,920	98,000	100,000	7,840		
17,500		18,000	1,400	50,000	51,000	4,000	100,000	102,000	8,000		
18,000		18,500	1,440	51,000	52,000	4,080	102,000	104,000	8,160		
18,500		19,000	1,480	52,000	53,000	4,160	104,000	106,000	8,320		
19,000		19,500	1,520	53,000	54,000	4,240	106,000	108,000	8,480		
19,500		20,000	1,560	54,000	55,000	4,320	108,000	110,000	8,640		
20,000		20,500	1,600	55,000	56,000	4,400	110,000	112,000	8,800		
20,500		21,000	1,640	56,000	57,000	4,480	112,000	114,000	8,960		
21,000		21,500	1,680	57,000	58,000	4,560	114,000	116,000	9,120		
21,500		22,000	1,720	58,000	59,000	4,640	116,000	118,000	9,280		
22,000		22,500	1,760	59,000	60,000	4,720	118,000	120,000	9,440		

(二)

課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
120,000	122,000	9,600	210,000	213,000	16,800	345,000	348,000	27,600
122,000	124,000	9,760	213,000	216,000	17,040	348,000	351,000	27,840
124,000	126,000	9,920	216,000	219,000	17,280	351,000	354,000	28,080
126,000	128,000	10,080	219,000	222,000	17,520	354,000	357,000	28,320
128,000	130,000	10,240	222,000	225,000	17,760	357,000	360,000	28,560
130,000	132,000	10,400	225,000	228,000	18,000	360,000	363,000	28,800
132,000	134,000	10,560	228,000	231,000	18,240	363,000	366,000	29,040
134,000	136,000	10,720	231,000	234,000	18,480	366,000	369,000	29,280
136,000	138,000	10,880	234,000	237,000	18,720	369,000	372,000	29,520
138,000	140,000	11,040	237,000	240,000	18,960	372,000	375,000	29,760
140,000	142,000	11,200	240,000	243,000	19,200	375,000	378,000	30,000
142,000	144,000	11,360	243,000	246,000	19,440	378,000	381,000	30,240
144,000	146,000	11,520	246,000	249,000	19,680	381,000	384,000	30,480
146,000	148,000	11,680	249,000	252,000	19,920	384,000	387,000	30,720
148,000	150,000	11,840	252,000	255,000	20,160	387,000	390,000	30,960
150,000	152,000	12,000	255,000	258,000	20,400	390,000	394,000	31,200
152,000	154,000	12,160	258,000	261,000	20,640	394,000	398,000	31,520
154,000	156,000	12,320	261,000	264,000	20,880	398,000	402,000	31,840
156,000	158,000	12,480	264,000	267,000	21,120	402,000	406,000	32,160
158,000	160,000	12,640	267,000	270,000	21,360	406,000	410,000	32,480
160,000	162,000	12,800	270,000	273,000	21,600	410,000	414,000	32,800
162,000	164,000	12,960	273,000	276,000	21,840	414,000	418,000	33,120
164,000	166,000	13,120	276,000	279,000	22,080	418,000	422,000	33,440
166,000	168,000	13,280	279,000	282,000	22,320	422,000	426,000	33,760
168,000	170,000	13,440	282,000	285,000	22,560	426,000	430,000	34,080
170,000	172,000	13,600	285,000	288,000	22,800	430,000	434,000	34,400
172,000	174,000	13,760	288,000	291,000	23,040	434,000	438,000	34,720
174,000	176,000	13,920	291,000	294,000	23,280	438,000	442,000	35,040
176,000	178,000	14,080	294,000	297,000	23,520	442,000	446,000	35,360
178,000	180,000	14,240	297,000	300,000	23,760	446,000	450,000	35,680
180,000	182,000	14,400	300,000	303,000	24,000	450,000	454,000	36,000
182,000	184,000	14,560	303,000	306,000	24,240	454,000	458,000	36,320
184,000	186,000	14,720	306,000	309,000	24,480	458,000	462,000	36,640
186,000	188,000	14,880	309,000	312,000	24,720	462,000	466,000	36,960
188,000	190,000	15,040	312,000	315,000	24,960	466,000	470,000	37,280
190,000	192,000	15,200	315,000	318,000	25,200	470,000	474,000	37,600
192,000	194,000	15,360	318,000	321,000	25,440	474,000	478,000	37,920
194,000	196,000	15,520	321,000	324,000	25,680	478,000	482,000	38,240
196,000	198,000	15,680	324,000	327,000	25,920	482,000	486,000	38,560
198,000	200,000	15,840	327,000	330,000	26,160	486,000	490,000	38,880
200,000	202,000	16,000	330,000	333,000	26,400	490,000	494,000	39,200
202,000	204,000	16,160	333,000	336,000	26,640	494,000	498,000	39,520
204,000	206,000	16,320	336,000	339,000	26,880	498,000	502,000	39,840
206,000	208,000	16,480	339,000	342,000	27,120	502,000	506,000	40,200
208,000	210,000	16,640	342,000	345,000	27,360	506,000	510,000	40,600

昭和三十七年三月二日 衆議院會議録第十八号(その二) 所得税法の一部を改正する法律案

(三)

課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
510,000	514,000	41,000	655,000	660,000	55,500	830,000	835,000	73,000
514,000	518,000	41,400	660,000	665,000	56,000	835,000	840,000	73,500
518,000	522,000	41,800	665,000	670,000	56,500	840,000	845,000	74,000
522,000	526,000	42,200	670,000	675,000	57,000	845,000	850,000	74,500
526,000	530,000	42,600	675,000	680,000	57,500	850,000	855,000	75,000
530,000	534,000	43,000	680,000	685,000	58,000	855,000	860,000	75,500
534,000	538,000	43,400	685,000	690,000	58,500	860,000	865,000	76,000
538,000	542,000	43,800	690,000	695,000	59,000	865,000	870,000	76,500
542,000	546,000	44,200	695,000	700,000	59,500	870,000	875,000	77,000
546,000	550,000	44,600	700,000	705,000	60,000	875,000	880,000	77,500
550,000	554,000	45,000	705,000	710,000	60,500	880,000	885,000	78,000
554,000	558,000	45,400	710,000	715,000	61,000	885,000	890,000	78,500
558,000	562,000	45,800	715,000	720,000	61,500	890,000	895,000	79,000
562,000	566,000	46,200	720,000	725,000	62,000	895,000	900,000	79,500
566,000	570,000	46,600	725,000	730,000	62,500	900,000	905,000	80,000
570,000	574,000	47,000	730,000	735,000	63,000	905,000	910,000	80,500
574,000	578,000	47,400	735,000	740,000	63,500	910,000	915,000	81,000
578,000	582,000	47,800	740,000	745,000	64,000	915,000	920,000	81,500
582,000	586,000	48,200	745,000	750,000	64,500	920,000	925,000	82,000
586,000	590,000	48,600	750,000	755,000	65,000	925,000	930,000	82,500
590,000	594,000	49,000	755,000	760,000	65,500	930,000	935,000	83,000
594,000	598,000	49,400	760,000	765,000	66,000	935,000	940,000	83,500
598,000	602,000	49,800	765,000	770,000	66,500	940,000	945,000	84,000
602,000	606,000	50,200	770,000	775,000	67,000	945,000	950,000	84,500
606,000	610,000	50,600	775,000	780,000	67,500	950,000	955,000	85,000
610,000	614,000	51,000	780,000	785,000	68,000	955,000	960,000	85,500
614,000	618,000	51,400	785,000	790,000	68,500	960,000	965,000	86,000
618,000	622,000	51,800	790,000	795,000	69,000	965,000	970,000	86,500
622,000	626,000	52,200	795,000	800,000	69,500	970,000	975,000	87,000
626,000	630,000	52,600	800,000	805,000	70,000	975,000	980,000	87,500
630,000	635,000	53,000	805,000	810,000	70,500	980,000	985,000	88,000
635,000	640,000	53,500	810,000	815,000	71,000	985,000	990,000	88,500
640,000	645,000	54,000	815,000	820,000	71,500	990,000	995,000	89,000
645,000	650,000	54,500	820,000	825,000	72,000	995,000	1,000,000	89,500
650,000	655,000	55,000	825,000	830,000	72,500	1,000,000円		90,000

(注) この表において「課税山林所得金額」とは、山林所得の金額について、雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、生命保険料控除額、配偶者控除額、扶養控除額及び基礎控除額を控除した後の金額をいう。

別表第三 給与所得の所得税源泉徴収額表(第三十八条第一項第一号若しくは第五号又は同条第五項の規定による所得税源泉徴収額表)

イ 月 額 表

甲 表

(一)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額		甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額												乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による税 額
		扶 養 親 族 等 の 数												
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人		
以上	未 満	税 額												
円 11,300	円未満	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	その月の社会 保険料控除後 の給与の金額 の60%に相当 する金額
11,300	11,500	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	738
11,500	11,700	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	757
11,700	11,900	40	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	776
11,900	12,100	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	795
12,100	12,300	60	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	815
12,300	12,500	70	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	834
12,500	12,700	90	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	853
12,700	12,900	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	872
12,900	13,100	110	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	891
13,100	13,300	120	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	911
13,300	13,500	140	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	930
13,500	13,700	150	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	949
13,700	13,900	160	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	968
13,900	14,100	180	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	987
14,100	14,300	190	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,007
14,300	14,500	200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,026
14,500	14,700	210	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,045
14,700	14,900	230	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,064
14,900	15,100	240	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,083
15,100	15,300	250	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,103
15,300	15,500	270	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,122
15,500	15,900	280	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,141
15,900	16,300	310	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,179
16,300	16,700	340	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,239
16,700	17,100	360	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,309
17,100	17,500	390	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,380
17,500	17,900	410	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,462
17,900	18,300	440	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,545
18,300	18,700	460	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,627
18,700	19,100	490	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,710
19,100	19,500	520	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,792
19,500	19,900	540	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,874
19,900	20,300	570	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,957
20,300	20,700	590	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,039
20,700	21,100	620	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,122
21,100	21,500	640	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,204
21,500	21,900	670	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,286
21,900	22,300	700	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,365
22,300	22,700	730	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,441
22,700	23,100	760	80	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,517
23,100	23,500	800	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,593
23,500	23,900	830	130	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,669
23,900	24,300	860	160	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,745
24,300	24,700	890	180	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,821
24,700	25,100	920	210	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,897

昭和三十七年三月二日 衆議院会議録第十八号(その二) 所得税法の一部を改正する法律案

イ 月 額 表
甲 表
(二)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額		甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による税 額
		扶 養 親 族 等 の 数											
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人	
以上	未 満	税 額											
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
25,100	25,500	960	230	30	0	0	0	0	0	0	0	0	2,973
25,500	25,900	990	260	60	0	0	0	0	0	0	0	0	3,049
25,900	26,300	1,020	280	80	0	0	0	0	0	0	0	0	3,125
26,300	26,700	1,050	310	110	0	0	0	0	0	0	0	0	3,201
26,700	27,100	1,080	330	130	0	0	0	0	0	0	0	0	3,277
27,100	27,500	1,120	360	160	0	0	0	0	0	0	0	0	3,353
27,500	28,100	1,160	390	190	0	0	0	0	0	0	0	0	3,429
28,100	28,700	1,200	430	230	30	0	0	0	0	0	0	0	3,543
28,700	29,300	1,250	470	270	70	0	0	0	0	0	0	0	3,657
29,300	29,900	1,300	510	310	110	0	0	0	0	0	0	0	3,771
29,900	30,500	1,350	550	350	150	0	0	0	0	0	0	0	3,895
30,500	31,100	1,400	580	380	180	0	0	0	0	0	0	0	4,076
31,100	31,700	1,440	620	420	220	20	0	0	0	0	0	0	4,268
31,700	32,300	1,490	660	460	260	60	0	0	0	0	0	0	4,460
32,300	32,900	1,560	710	500	300	100	0	0	0	0	0	0	4,643
32,900	33,500	1,630	760	540	340	140	0	0	0	0	0	0	4,811
33,500	34,100	1,710	800	580	380	180	0	0	0	0	0	0	4,979
34,100	34,700	1,780	850	620	420	220	20	0	0	0	0	0	5,147
34,700	35,300	1,860	910	660	460	260	60	0	0	0	0	0	5,307
35,300	35,900	1,940	960	710	500	300	100	0	0	0	0	0	5,466
35,900	36,500	2,020	1,020	770	550	350	150	0	0	0	0	0	5,625
36,500	37,100	2,110	1,070	820	590	390	190	0	0	0	0	0	5,784
37,100	37,700	2,190	1,120	870	630	430	230	30	0	0	0	0	5,943
37,700	38,300	2,270	1,180	930	680	480	280	80	0	0	0	0	6,102
38,300	38,900	2,350	1,230	980	730	520	320	120	0	0	0	0	6,261
38,900	39,500	2,430	1,290	1,040	790	560	360	160	0	0	0	0	6,420
39,500	40,100	2,510	1,340	1,090	840	610	410	210	10	0	0	0	6,579
40,100	40,700	2,590	1,390	1,140	890	650	450	250	50	0	0	0	6,738
40,700	41,300	2,670	1,450	1,200	950	700	490	290	90	0	0	0	6,897
41,300	41,900	2,750	1,500	1,250	1,000	750	540	340	140	0	0	0	7,056
41,900	42,500	2,830	1,580	1,310	1,060	810	580	380	180	0	0	0	7,215
42,500	43,100	2,920	1,670	1,360	1,110	860	620	420	220	20	0	0	7,374
43,100	43,700	3,000	1,750	1,410	1,160	910	660	460	260	60	0	0	7,594
43,700	44,300	3,080	1,830	1,470	1,220	970	720	510	310	110	0	0	7,813
44,300	44,900	3,160	1,910	1,530	1,270	1,020	770	550	350	150	0	0	8,032
44,900	45,500	3,240	1,990	1,610	1,330	1,080	830	590	390	190	0	0	8,251
45,500	46,100	3,350	2,100	1,720	1,400	1,150	900	650	450	250	50	0	8,470
46,100	46,700	3,480	2,230	1,860	1,490	1,240	990	740	520	320	120	0	8,835
46,700	47,300	3,620	2,370	1,990	1,620	1,330	1,080	830	600	400	200	0	9,200
47,300	47,900	3,750	2,500	2,130	1,750	1,420	1,170	920	670	470	270	70	9,565
47,900	48,500	3,890	2,640	2,260	1,890	1,510	1,260	1,010	760	540	340	140	9,930
48,500	49,100	4,020	2,770	2,400	2,020	1,650	1,350	1,100	850	610	410	210	10,295
49,100	49,700	4,160	2,910	2,530	2,160	1,780	1,440	1,190	940	690	480	280	10,660
49,700	50,300	4,290	3,040	2,670	2,290	1,920	1,540	1,280	1,030	780	560	360	11,025
50,300	50,900	4,430	3,180	2,800	2,430	2,050	1,680	1,370	1,120	870	630	430	11,390
50,900	51,500	4,560	3,310	2,940	2,560	2,190	1,810	1,460	1,210	960	710	500	11,755
51,500	52,100	4,700	3,450	3,070	2,700	2,320	1,950	1,570	1,300	1,050	800	570	12,120
52,100	52,700	4,830	3,580	3,210	2,830	2,460	2,080	1,710	1,390	1,140	890	640	12,485
52,700	53,300	4,970	3,720	3,340	2,970	2,590	2,220	1,840	1,480	1,230	980	730	12,850
53,300	53,900	5,100	3,850	3,480	3,100	2,730	2,350	1,980	1,600	1,320	1,070	820	13,215

イ 月 額 表
甲 表
(三)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額		甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による税 額
		扶 養 親 族 等 の 数											
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人	
以 上	未 満	税 額											
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
59,500	60,500	5,250	4,000	3,620	3,250	2,870	2,500	2,120	1,750	1,420	1,170	920	13,608
60,500	61,500	5,450	4,150	3,770	3,400	3,020	2,650	2,270	1,900	1,520	1,270	1,020	14,034
61,500	62,500	5,650	4,300	3,920	3,550	3,170	2,800	2,420	2,050	1,670	1,370	1,120	14,434
62,500	63,500	5,850	4,450	4,070	3,700	3,320	2,950	2,570	2,200	1,820	1,470	1,220	14,834
63,500	64,500	6,050	4,600	4,220	3,850	3,470	3,100	2,720	2,350	1,970	1,600	1,320	15,234
64,500	65,500	6,250	4,750	4,370	4,000	3,620	3,250	2,870	2,500	2,120	1,750	1,420	15,634
65,500	66,500	6,450	4,900	4,520	4,150	3,770	3,400	3,020	2,650	2,270	1,900	1,520	16,034
66,500	67,500	6,650	5,050	4,670	4,300	3,920	3,550	3,170	2,800	2,420	2,050	1,670	16,434
67,500	68,500	6,850	5,200	4,820	4,450	4,070	3,700	3,320	2,950	2,570	2,200	1,820	16,834
68,500	69,500	7,050	5,380	4,970	4,600	4,220	3,850	3,470	3,100	2,720	2,350	1,970	17,234
69,500	70,500	7,250	5,580	5,120	4,750	4,370	4,000	3,620	3,250	2,870	2,500	2,120	17,634
70,500	71,500	7,450	5,780	5,280	4,900	4,520	4,150	3,770	3,400	3,020	2,650	2,270	18,034
71,500	72,500	7,650	5,980	5,480	5,050	4,670	4,300	3,920	3,550	3,170	2,800	2,420	18,434
72,500	73,500	7,850	6,180	5,680	5,200	4,820	4,450	4,070	3,700	3,320	2,950	2,570	18,834
73,500	74,500	8,050	6,380	5,880	5,380	4,970	4,600	4,220	3,850	3,470	3,100	2,720	19,234
74,500	75,500	8,250	6,580	6,080	5,580	5,120	4,750	4,370	4,000	3,620	3,250	2,870	19,634
75,500	76,500	8,450	6,780	6,280	5,780	5,280	4,900	4,520	4,150	3,770	3,400	3,020	20,034
76,500	77,500	8,700	7,030	6,530	6,030	5,530	5,090	4,710	4,340	3,960	3,590	3,210	20,434
77,500	78,500	9,000	7,330	6,830	6,330	5,830	5,330	4,940	4,560	4,190	3,810	3,440	21,034
78,500	79,500	9,300	7,630	7,130	6,630	6,130	5,630	5,160	4,790	4,410	4,040	3,660	21,634
79,500	80,500	9,600	7,930	7,430	6,930	6,430	5,930	5,430	5,010	4,640	4,260	3,890	22,234
80,500	81,500	9,900	8,230	7,730	7,230	6,730	6,230	5,730	5,240	4,860	4,490	4,110	22,834
81,500	82,500	10,200	8,530	8,030	7,530	7,030	6,530	6,030	5,530	5,090	4,710	4,340	23,434
82,500	83,500	10,500	8,830	8,330	7,830	7,330	6,830	6,330	5,830	5,380	4,940	4,560	24,142
83,500	84,500	10,800	9,130	8,630	8,130	7,630	7,130	6,630	6,130	5,630	5,160	4,790	24,817
84,500	85,500	11,100	9,430	8,930	8,430	7,930	7,430	6,930	6,430	5,930	5,430	5,010	25,492
85,500	86,500	11,400	9,730	9,230	8,730	8,230	7,730	7,230	6,730	6,230	5,730	5,240	26,167
86,500	87,500	11,700	10,030	9,530	9,030	8,530	8,030	7,530	7,030	6,530	6,030	5,530	26,842
87,500	88,500	12,000	10,330	9,830	9,330	8,830	8,330	7,830	7,330	6,830	6,330	5,830	27,517
88,500	89,500	12,300	10,630	10,130	9,630	9,130	8,630	8,130	7,630	7,130	6,630	6,130	28,192
89,500	90,500	12,600	10,930	10,430	9,930	9,430	8,930	8,430	7,930	7,430	6,930	6,430	28,867
90,500	91,500	12,900	11,230	10,730	10,230	9,730	9,230	8,730	8,230	7,730	7,230	6,730	29,542
91,500	92,500	13,200	11,530	11,030	10,530	10,030	9,530	9,030	8,530	8,030	7,530	7,030	30,217
92,500	93,500	13,500	11,830	11,330	10,830	10,330	9,830	9,330	8,830	8,330	7,830	7,330	30,892
93,500	94,500	13,800	12,130	11,630	11,130	10,630	10,130	9,630	9,130	8,630	8,130	7,630	31,567
94,500	95,500	14,100	12,430	11,930	11,430	10,930	10,430	9,930	9,430	8,930	8,430	7,930	32,242
95,500	96,500	14,400	12,730	12,230	11,730	11,230	10,730	10,230	9,730	9,230	8,730	8,230	32,917
96,500	97,500	14,700	13,030	12,530	12,030	11,530	11,030	10,530	10,030	9,530	9,030	8,530	33,592
97,500	98,500	15,000	13,330	12,830	12,330	11,830	11,330	10,830	10,330	9,830	9,330	8,830	34,267
98,500	99,500	15,300	13,630	13,130	12,630	12,130	11,630	11,130	10,630	10,130	9,630	9,130	34,942
99,500	100,500	15,600	13,930	13,430	12,930	12,430	11,930	11,430	10,930	10,430	9,930	9,430	35,617
100,500	101,500	15,900	14,230	13,730	13,230	12,730	12,230	11,730	11,230	10,730	10,230	9,730	36,292
101,500	102,500	16,200	14,530	14,030	13,530	13,030	12,530	12,030	11,530	11,030	10,530	10,030	37,033
102,500	103,500	16,500	14,830	14,330	13,830	13,330	12,830	12,330	11,830	11,330	10,830	10,330	37,858
103,500	104,500	16,800	15,130	14,630	14,130	13,630	13,130	12,630	12,130	11,630	11,130	10,630	38,683
104,500	105,500	17,100	15,430	14,930	14,430	13,930	13,430	12,930	12,430	11,930	11,430	10,930	39,508
105,500	106,500	17,400	15,730	15,230	14,730	14,230	13,730	13,230	12,730	12,230	11,730	11,230	40,333
106,500	107,500	17,700	16,030	15,530	15,030	14,530	14,030	13,530	13,030	12,530	12,030	11,530	41,158
107,500	108,500	18,000	16,330	15,830	15,330	14,830	14,330	13,830	13,330	12,830	12,330	11,830	41,983
108,500	109,500	18,300	16,630	16,130	15,630	15,130	14,630	14,130	13,630	13,130	12,630	12,130	42,808
109,500	110,500	18,600	16,930	16,430	15,930	15,430	14,930	14,430	13,930	13,430	12,930	12,430	43,633
110,500	111,500	18,900	17,230	16,730	16,230	15,730	15,230	14,730	14,230	13,730	13,230	12,730	44,458
111,500	112,500	19,200	17,530	17,030	16,530	16,030	15,530	15,030	14,530	14,030	13,530	13,030	45,283
112,500	113,500	19,500	17,830	17,330	16,830	16,330	15,830	15,330	14,830	14,330	13,830	13,330	46,108
113,500	114,500	19,800	18,130	17,630	17,130	16,630	16,130	15,630	15,130	14,630	14,130	13,630	46,933
114,500	115,500	20,100	18,430	17,930	17,430	16,930	16,430	15,930	15,430	14,930	14,430	13,930	47,758
115,500	116,500	20,400	18,730	18,230	17,730	17,230	16,730	16,230	15,730	15,230	14,730	14,230	48,583
116,500	117,500	20,700	19,030	18,530	18,030	17,530	17,030	16,530	16,030	15,530	15,030	14,530	49,408
117,500	118,500	21,000	19,330	18,830	18,330	17,830	17,330	16,830	16,330	15,830	15,330	14,830	50,233
118,500	119,500	21,300	19,630	19,130	18,630	18,130	17,630	17,130	16,630	16,130	15,630	15,130	51,058
119,500	120,500	21,600	19,930	19,430	18,930	18,430	17,930	17,430	16,930	16,430	15,930	15,430	51,883
120,500	121,500	21,900	20,230	19,730	19,230	18,730	18,230	17,730	17,230	16,730	16,230	15,730	52,708
121,500	122,500	22,200	20,530	20,030	19,530	19,030	18,530	18,030	17,530	17,030	16,530	16,030	53,533
122,500	123,500	22,500	20,830	20,330	19,830	19,330	18,830	18,330	17,830	17,330	16,830	16,330	54,358
123,500	124,500	22,800	21,130	20,630	20,130	19,630	19,130	18,630	18,130	17,630	17,130	16,630	55,183
124,500	125,500	23,100	21,430	20,930	20,430	19,930	19,430	18,930	18,430	17,930	17,430	16,930	56,008
125,500	126,500	23,400	21,730	21,230	20,730	20,230	19,730	19,230	18,730	18,230	17,730	17,230	56,833
126,500	127,500	23,700	22,030	21,530	21,030	20,530	20,030	19,530	19,030	18,530	18,030	17,530	57,658
127,500	128,500	24,000	22,330	21,830	21,330	20,830	20,330	19,830	19,330	18,830	18,330	17,830	58,483

昭和三十三年三月二日 衆議院會議録第十八号(その二) 所得税法の一部を改正する法律案

イ 月 額 表
甲 表
(四)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額		甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による税 額
		扶 養 親 族 等 の 数											
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人	
以上	未 満	税 額											
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
128,000	130,000	21,780	19,280	18,540	17,920	17,290	16,670	16,040	15,420	14,790	14,170	13,540	44,250
130,000	132,000	22,380	19,880	19,130	18,420	17,790	17,170	16,540	15,920	15,290	14,670	14,040	45,250
132,000	134,000	22,980	20,480	19,730	18,980	18,290	17,670	17,040	16,420	15,790	15,170	14,540	46,250
134,000	136,000	23,580	21,080	20,330	19,580	18,830	18,170	17,540	16,920	16,290	15,670	15,040	47,250
136,000	138,000	24,180	21,680	20,930	20,180	19,430	18,680	18,040	17,420	16,790	16,170	15,540	48,250
138,000	140,000	24,780	22,280	21,530	20,780	20,030	19,280	18,540	17,920	17,290	16,670	16,040	49,250
140,000	142,000	25,380	22,880	22,130	21,380	20,630	19,880	19,130	18,420	17,790	17,170	16,540	50,250
142,000	144,000	25,980	23,480	22,730	21,980	21,230	20,480	19,730	18,980	18,290	17,670	17,040	51,250
144,000	146,000	26,580	24,080	23,330	22,580	21,830	21,080	20,330	19,580	18,830	18,170	17,540	52,250
146,000	148,000	27,180	24,680	23,930	23,180	22,430	21,680	20,930	20,180	19,430	18,680	18,040	53,250
148,000	150,000	27,780	25,280	24,530	23,780	23,030	22,280	21,530	20,780	20,030	19,280	18,540	54,250
150,000	152,000	28,380	25,880	25,130	24,380	23,630	22,880	22,130	21,380	20,630	19,880	19,130	55,250
152,000	154,000	28,980	26,480	25,730	24,980	24,230	23,480	22,730	21,980	21,230	20,480	19,730	56,250
154,000	156,000	29,580	27,080	26,330	25,580	24,830	24,080	23,330	22,580	21,830	21,080	20,330	57,250
156,000	158,000	30,180	27,680	26,930	26,180	25,430	24,680	23,930	23,180	22,430	21,680	20,930	58,250
158,000	160,000	30,780	28,280	27,530	26,780	26,030	25,280	24,530	23,780	23,030	22,280	21,530	59,250
160,000	162,000	31,380	28,880	28,130	27,380	26,630	25,880	25,130	24,380	23,630	22,880	22,130	60,250
162,000	164,000	31,980	29,480	28,730	27,980	27,230	26,480	25,730	24,980	24,230	23,480	22,730	61,250
164,000	166,000	32,580	30,080	29,330	28,580	27,830	27,080	26,330	25,580	24,830	24,080	23,330	62,250
166,000	168,000	33,180	30,680	29,930	29,180	28,430	27,680	26,930	26,180	25,430	24,680	23,930	63,250
168,000	170,000	33,780	31,280	30,530	29,780	29,030	28,280	27,530	26,780	26,030	25,280	24,530	64,250
170,000	172,000	34,380	31,880	31,130	30,380	29,630	28,880	28,130	27,380	26,630	25,880	25,130	65,250
172,000	174,000	34,980	32,480	31,730	30,980	30,230	29,480	28,730	27,980	27,230	26,480	25,730	66,250
174,000	176,000	35,580	33,080	32,330	31,580	30,830	30,080	29,330	28,580	27,830	27,080	26,330	67,250
176,000	178,000	36,180	33,680	32,930	32,180	31,430	30,680	29,930	29,180	28,430	27,680	26,930	68,250
178,000	180,000	36,780	34,280	33,530	32,780	32,030	31,280	30,530	29,780	29,030	28,280	27,530	69,250
180,000	182,000	37,380	34,880	34,130	33,380	32,630	31,880	31,130	30,380	29,630	28,880	28,130	70,250
182,000	184,000	37,980	35,480	34,730	34,020	33,270	32,520	31,770	31,020	30,270	29,520	28,770	71,250
184,000	186,000	38,580	36,080	35,330	34,630	33,880	33,130	32,380	31,630	30,880	30,130	29,380	72,250
186,000	188,000	39,180	36,680	35,930	35,230	34,480	33,730	32,980	32,230	31,480	30,730	29,980	73,250
188,000	190,000	39,780	37,280	36,530	35,830	35,080	34,330	33,580	32,830	32,080	31,330	30,580	74,250
190,000	192,000	40,380	37,880	37,130	36,430	35,680	34,930	34,180	33,430	32,680	31,930	31,180	75,250
192,000	194,000	40,980	38,480	37,730	37,030	36,280	35,530	34,780	34,030	33,280	32,530	31,780	76,250
194,000	196,000	41,580	39,080	38,330	37,630	36,880	36,130	35,380	34,630	33,880	33,130	32,380	77,250
196,000	198,000	42,180	39,680	38,930	38,230	37,480	36,730	35,980	35,230	34,480	33,730	32,980	78,250
198,000	200,000	42,780	40,280	39,530	38,830	38,080	37,330	36,580	35,830	35,080	34,330	33,580	79,250
200,000 円	200,000 円	43,380	40,880	40,130	39,380	38,630	37,880	37,130	36,380	35,630	34,880	34,130	80,250
200,000 円 を こえ 227,000 円に満たない 金額		200,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち200,000円 をこえる金額の 35 % に相当する金額を加算した金額											81,084 円に、 その月の社会 保険料控除後 の給与の金額 のうち 200,000 円を こえる金額の 35% に相当す る金額を加算 した金額

イ 月 額 表
甲 表
(五)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額	甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額												乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による税 額
	扶 養 親 族 等 の 数												
	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人		
以上 未満	税 額												
227,000円	54,120 ^円	51,200 ^円	50,320 ^円	49,450 ^円	48,570 ^円	47,700 ^円	46,820 ^円	45,950 ^円	45,070 ^円	44,200 ^円	43,320 ^円	93,234 ^円	
227,000円をこ え352,000円に 満たない金額	227,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち 227,000 円 をこえる金額の 40 %に相当する金額を加算した金額												93,234円に、 その月の社会 保険料控除後 の給与の金額 のうち 227,000円を こえる金額の 50%に相当す る金額を加算 した金額
352,000円	104,120 ^円	101,200 ^円	100,320 ^円	99,450 ^円	98,570 ^円	97,700 ^円	96,820 ^円	95,950 ^円	95,070 ^円	94,200 ^円	93,320 ^円	155,734 ^円	
352,000円をこ え519,000円に 満たない金額	352,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち 352,000 円 をこえる金額の 45 %に相当する金額を加算した金額												155,734円に、 その月の社会 保険料控除後 の給与の金額 のうち 352,000円を こえる金額の 55%に相当す る金額を加算 した金額
519,000円	179,270 ^円	176,350 ^円	175,470 ^円	174,600 ^円	173,720 ^円	172,850 ^円	171,970 ^円	171,100 ^円	170,220 ^円	169,350 ^円	168,470 ^円	247,584 ^円	
519,000円をこ える金額	519,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち 519,000 円 をこえる金額の 50 %に相当する金額を加算した金額												247,584円に、 その月の社会 保険料控除後 の給与の金額 のうち 519,000円を こえる金額の 60%に相当す る金額を加算 した金額
扶養親族等の数が 10 人をこえる場合には、扶養親族等の数が 10 人の場合の税額から、その 10 人をこ える 1 人ごとに 380 円を控除した金額													従たる給与に ついての扶養 控除等申告書 が提出されて いる場合には、当該申告 書に記載され た扶養親族等 の数に、 扶養親族等 1 人ごとに 380 円を、上の各 欄によつて求 めた税額から 控除した金額
その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当するごとに 500 円を、 控除対象配偶者又は扶養親族である障害者がある場合には、当該障害者 1 人につき 500 円を、上の各欄 によつて求めた税額から控除した金額													

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

(一) 第三十八条第一項の規定の適用を受ける者(乙表適用者を除く。)については、

(1) 給与所得者の扶養控除等申告書が提出されている場合には、

(i) まず、その者のその月の給与の金額から次の金額を控除した金額を求める。

(a) 当該給与から控除される社会保険料の金額

(b) 年長扶養親族(年齢15歳以上の扶養親族をいう。)を有する旨の申告があつたときは、その年長扶養親族の数に応じ、その年長扶養親族1人につき2,000円

(ii) その者が申告した扶養親族等の数が10人をこえないときは、(i)により求めた金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行とその者が申告した扶養親族等の数に応じ
て求めた甲欄の該当欄との交わる場所に記載されている金額が、その求める税額である。

(iii) その者が申告した扶養親族等の数が10人をこえるときは、(i)により求めた金額に応じて、その者の扶
養親族等の数が10人である者として(ii)により求めた税額から、扶養親族等の数が10人をこえる1人ご
とに380円を控除した金額が、その求める税額である。

(二) 障害者控除額、老年者控除額、寡婦控除額又は勤労学生控除額の控除が認められるときは、(ii)又は(iii)に
より求めた税額から、さらにこれらの控除が認められるごとに500円を控除した金額が、その求める税額
である。

(2) 給与所得者の扶養控除等申告書が提出されていない場合（従たる給与についての扶養控除等申告書が提出されている場合を含む。）には、その者のその月の給与の金額から、当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額（従たる給与についての扶養控除等申告書が提出されているときは、当該申告書に記載された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに380円を控除した金額）が、その求める税額である。

(二) 第三十八条第五項の規定の適用を受ける者については、その月の給与の金額から、当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額から、年齢が15歳以上の扶養親族又は15歳未満の扶養親族の数に応じ、それぞれその扶養親族1人につき5,000円又は3,000円を控除した金額に応じ、扶養親族等がないものとして(一)の(1)の(四)及び(五)により求めた金額が、その求める税額である。

イ 月 額 表

乙 表 (控除対象配偶者がなく、かつ、扶養親族があることを申告した給与所得者(第三十八条第五項の規定の適用を受ける者を除く。))について甲表の甲欄に代えて適用する表)

(一)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額		第三十八条第一項第一号の規定による税額									
		扶 養 親 族 の 数									
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人
以 上	未 満	税 額									
18,700	円未満	円0	円0	円0	円0	円0	円0	円0	円0	円0	円0
18,700	19,100	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19,100	19,500	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19,500	19,900	70	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19,900	20,300	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20,300	20,700	130	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20,700	21,100	150	0	0	0	0	0	0	0	0	0
21,100	21,500	180	0	0	0	0	0	0	0	0	0
21,500	21,900	200	0	0	0	0	0	0	0	0	0
21,900	22,300	230	30	0	0	0	0	0	0	0	0
22,300	22,700	250	50	0	0	0	0	0	0	0	0
22,700	23,100	280	80	0	0	0	0	0	0	0	0
23,100	23,500	300	100	0	0	0	0	0	0	0	0
23,500	23,900	330	130	0	0	0	0	0	0	0	0
23,900	24,300	360	160	0	0	0	0	0	0	0	0
24,300	24,700	380	180	0	0	0	0	0	0	0	0
24,700	25,100	410	210	10	0	0	0	0	0	0	0
25,100	25,500	430	230	30	0	0	0	0	0	0	0
25,500	25,900	460	260	60	0	0	0	0	0	0	0
25,900	26,300	480	280	80	0	0	0	0	0	0	0
26,300	26,700	510	310	110	0	0	0	0	0	0	0
26,700	27,100	530	330	130	0	0	0	0	0	0	0
27,100	27,500	560	360	160	0	0	0	0	0	0	0
27,500	28,100	590	390	190	0	0	0	0	0	0	0
28,100	28,700	630	430	230	30	0	0	0	0	0	0
28,700	29,300	670	470	270	70	0	0	0	0	0	0
29,300	29,900	720	510	310	110	0	0	0	0	0	0
29,900	30,500	770	550	350	150	0	0	0	0	0	0
30,500	31,100	810	580	380	180	0	0	0	0	0	0
31,100	31,700	860	620	420	220	20	0	0	0	0	0
31,700	32,300	910	660	460	260	60	0	0	0	0	0
32,300	32,900	960	710	500	300	100	0	0	0	0	0
32,900	33,500	1,010	760	540	340	140	0	0	0	0	0
33,500	34,100	1,050	800	580	380	180	0	0	0	0	0
34,100	34,700	1,100	850	620	420	220	20	0	0	0	0
34,700	35,300	1,160	910	660	460	260	60	0	0	0	0
35,300	35,900	1,210	960	710	500	300	100	0	0	0	0
35,900	36,500	1,270	1,020	770	550	350	150	0	0	0	0
36,500	37,100	1,320	1,070	820	590	390	190	0	0	0	0
37,100	37,700	1,370	1,120	870	630	430	230	30	0	0	0
37,700	38,300	1,430	1,180	930	680	480	280	80	0	0	0
38,300	38,900	1,480	1,230	980	730	520	320	120	0	0	0
38,900	39,500	1,550	1,290	1,040	790	560	360	160	0	0	0
39,500	40,100	1,640	1,340	1,090	840	610	410	210	10	0	0
40,100	40,700	1,720	1,390	1,140	890	650	450	250	50	0	0
40,700	41,300	1,800	1,450	1,200	950	700	490	290	90	0	0
41,300	41,900	1,880	1,500	1,250	1,000	750	540	340	140	0	0
41,900	42,500	1,960	1,580	1,310	1,060	810	580	380	180	0	0
42,500	43,100	2,040	1,670	1,360	1,110	860	620	420	220	20	0
43,100	43,700	2,120	1,750	1,410	1,160	910	660	460	260	60	0
43,700	44,300	2,200	1,830	1,470	1,220	970	720	510	310	110	0

イ 月 額 表
乙 表
(二)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額		第三十八条第一項第一号の規定による税額									
		扶 養 親 族 の 数									
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人
以 上	未 満	税 額									
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
44,300	44,900	2,280	1,910	1,530	1,270	1,020	770	550	350	150	0
44,900	45,500	2,360	1,990	1,610	1,330	1,080	830	590	390	190	0
45,500	46,500	2,470	2,100	1,720	1,400	1,150	900	650	450	250	50
46,500	47,500	2,610	2,230	1,860	1,490	1,240	980	740	520	320	120
47,500	48,500	2,740	2,370	1,990	1,620	1,330	1,080	830	600	400	200
48,500	49,500	2,880	2,500	2,130	1,750	1,420	1,170	920	670	470	270
49,500	50,500	3,010	2,640	2,260	1,890	1,510	1,260	1,010	760	540	340
50,500	51,500	3,150	2,770	2,400	2,020	1,650	1,350	1,100	850	610	410
51,500	52,500	3,280	2,910	2,530	2,160	1,780	1,440	1,190	940	690	480
52,500	53,500	3,420	3,040	2,670	2,290	1,920	1,540	1,280	1,030	780	560
53,500	54,500	3,550	3,180	2,800	2,430	2,050	1,680	1,370	1,120	870	630
54,500	55,500	3,690	3,310	2,940	2,560	2,190	1,810	1,460	1,210	960	710
55,500	56,500	3,820	3,450	3,070	2,700	2,320	1,950	1,570	1,300	1,050	800
56,500	57,500	3,960	3,580	3,210	2,830	2,460	2,080	1,710	1,390	1,140	890
57,500	58,500	4,090	3,720	3,340	2,970	2,590	2,220	1,840	1,480	1,230	980
58,500	59,500	4,230	3,850	3,480	3,100	2,730	2,350	1,980	1,600	1,320	1,070
59,500	60,500	4,370	4,000	3,620	3,250	2,870	2,500	2,120	1,750	1,420	1,170
60,500	61,500	4,520	4,150	3,770	3,400	3,020	2,650	2,270	1,900	1,520	1,270
61,500	62,500	4,670	4,300	3,920	3,550	3,170	2,800	2,420	2,050	1,670	1,370
62,500	63,500	4,820	4,450	4,070	3,700	3,320	2,950	2,570	2,200	1,820	1,470
63,500	64,500	4,970	4,600	4,220	3,850	3,470	3,100	2,720	2,350	1,970	1,600
64,500	65,500	5,120	4,750	4,370	4,000	3,620	3,250	2,870	2,500	2,120	1,750
65,500	66,500	5,280	4,900	4,520	4,150	3,770	3,400	3,020	2,650	2,270	1,900
66,500	67,500	5,430	5,050	4,670	4,300	3,920	3,550	3,170	2,800	2,420	2,050
67,500	68,500	5,680	5,200	4,820	4,450	4,070	3,700	3,320	2,950	2,570	2,200
68,500	69,500	5,880	5,380	4,970	4,600	4,220	3,850	3,470	3,100	2,720	2,350
69,500	70,500	6,080	5,580	5,120	4,750	4,370	4,000	3,620	3,250	2,870	2,500
70,500	71,500	6,280	5,780	5,280	4,900	4,520	4,150	3,770	3,400	3,020	2,650
71,500	72,500	6,480	5,980	5,480	5,050	4,670	4,300	3,920	3,550	3,170	2,800
72,500	73,500	6,680	6,180	5,680	5,200	4,820	4,450	4,070	3,700	3,320	2,950
73,500	74,500	6,880	6,380	5,880	5,380	4,970	4,600	4,220	3,850	3,470	3,100
74,500	75,500	7,080	6,580	6,080	5,580	5,120	4,750	4,370	4,000	3,620	3,250
75,500	76,500	7,280	6,780	6,280	5,780	5,280	4,900	4,520	4,150	3,770	3,400
76,500	78,000	7,530	7,030	6,530	6,030	5,530	5,090	4,710	4,340	3,960	3,590
78,000	79,500	7,830	7,330	6,830	6,330	5,830	5,330	4,940	4,560	4,190	3,810
79,500	81,000	8,130	7,630	7,130	6,630	6,130	5,630	5,160	4,790	4,410	4,040
81,000	82,500	8,430	7,930	7,430	6,930	6,430	5,930	5,430	5,010	4,640	4,260
82,500	84,000	8,730	8,230	7,730	7,230	6,730	6,230	5,730	5,240	4,860	4,490
84,000	85,500	9,030	8,530	8,030	7,530	7,030	6,530	6,030	5,530	5,090	4,710
85,500	87,000	9,330	8,830	8,330	7,830	7,330	6,830	6,330	5,830	5,330	4,940
87,000	88,500	9,630	9,130	8,630	8,130	7,630	7,130	6,630	6,130	5,630	5,160
88,500	90,000	9,930	9,430	8,930	8,430	7,930	7,430	6,930	6,430	5,930	5,430
90,000	91,500	10,230	9,730	9,230	8,730	8,230	7,730	7,230	6,730	6,230	5,730
91,500	93,000	10,600	10,030	9,530	9,030	8,530	8,030	7,530	7,030	6,530	6,030
93,000	94,500	10,980	10,350	9,830	9,330	8,830	8,330	7,830	7,330	6,830	6,330
94,500	96,000	11,350	10,730	10,130	9,630	9,130	8,630	8,130	7,630	7,130	6,630
96,000	97,500	11,730	11,100	10,480	9,930	9,430	8,930	8,430	7,930	7,430	6,930
97,500	99,000	12,100	11,480	10,850	10,230	9,730	9,230	8,730	8,230	7,730	7,230
99,000	100,500	12,480	11,850	11,230	10,600	10,030	9,530	9,030	8,530	8,030	7,530
100,500	102,000	12,850	12,230	11,600	10,980	10,350	9,830	9,330	8,830	8,330	7,830

イ月額表
乙表
(三)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額		第三十八条第一項第一号の規定による税額									
		扶養親族の数									
		1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人
以上	未満	税額									
102,000	103,500	13,230	12,600	11,980	11,350	10,730	10,130	9,630	9,130	8,630	8,130
103,500	105,000	13,600	12,980	12,350	11,730	11,100	10,480	9,930	9,430	8,930	8,430
105,000	106,500	13,980	13,350	12,730	12,100	11,480	10,850	10,230	9,730	9,230	8,730
106,500	108,000	14,350	13,730	13,100	12,480	11,850	11,230	10,600	10,030	9,530	9,030
108,000	109,500	14,730	14,100	13,480	12,850	12,230	11,600	10,980	10,350	9,830	9,330
109,500	111,000	15,100	14,480	13,850	13,230	12,600	11,980	11,350	10,730	10,130	9,630
111,000	112,500	15,480	14,850	14,230	13,600	12,980	12,350	11,730	11,100	10,480	9,930
112,500	114,000	15,850	15,230	14,600	13,980	13,350	12,730	12,100	11,480	10,850	10,230
114,000	115,500	16,230	15,600	14,980	14,350	13,730	13,100	12,480	11,850	11,230	10,600
115,500	117,000	16,600	15,980	15,350	14,730	14,100	13,480	12,850	12,230	11,600	10,980
117,000	118,500	16,980	16,350	15,730	15,100	14,480	13,850	13,230	12,600	11,980	11,350
118,500	120,000	17,350	16,730	16,100	15,480	14,850	14,230	13,600	12,980	12,350	11,730
120,000	122,000	17,790	17,170	16,540	15,920	15,290	14,670	14,040	13,420	12,790	12,170
122,000	124,000	18,290	17,670	17,040	16,420	15,790	15,170	14,540	13,920	13,290	12,670
124,000	126,000	18,830	18,170	17,540	16,920	16,290	15,670	15,040	14,420	13,790	13,170
126,000	128,000	19,430	18,680	18,040	17,420	16,790	16,170	15,540	14,920	14,290	13,670
128,000	130,000	20,030	19,280	18,540	17,920	17,290	16,670	16,040	15,420	14,790	14,170
130,000	132,000	20,630	19,880	19,130	18,420	17,790	17,170	16,540	15,920	15,290	14,670
132,000	134,000	21,230	20,480	19,730	19,080	18,290	17,670	17,040	16,420	15,790	15,170
134,000	136,000	21,830	21,080	20,330	19,580	18,830	18,170	17,540	16,920	16,290	15,670
136,000	138,000	22,430	21,680	20,930	20,180	19,430	18,680	18,040	17,420	16,790	16,170
138,000	140,000	23,030	22,280	21,530	20,780	20,030	19,280	18,540	17,920	17,290	16,670
140,000	142,000	23,630	22,880	22,130	21,380	20,630	19,880	19,130	18,420	17,790	17,170
142,000	144,000	24,230	23,480	22,730	21,980	21,230	20,480	19,730	18,980	18,290	17,670
144,000	146,000	24,830	24,080	23,330	22,580	21,830	21,080	20,330	19,580	18,830	18,170
146,000	148,000	25,430	24,680	23,930	23,180	22,430	21,680	20,930	20,180	19,430	18,680
148,000	150,000	26,030	25,280	24,530	23,780	23,030	22,280	21,530	20,780	20,030	19,280
150,000	152,000	26,630	25,880	25,130	24,380	23,630	22,880	22,130	21,380	20,630	19,880
152,000	154,000	27,230	26,480	25,730	24,980	24,230	23,480	22,730	21,980	21,230	20,480
154,000	156,000	27,830	27,080	26,330	25,580	24,830	24,080	23,330	22,580	21,830	21,080
156,000	158,000	28,430	27,680	26,930	26,180	25,430	24,680	23,930	23,180	22,430	21,680
158,000	160,000	29,030	28,280	27,530	26,780	26,030	25,280	24,530	23,780	23,030	22,280
160,000	162,000	29,630	28,880	28,130	27,380	26,630	25,880	25,130	24,380	23,630	22,880
162,000	164,000	30,230	29,480	28,730	27,980	27,230	26,480	25,730	24,980	24,230	23,480
164,000	166,000	30,830	30,080	29,330	28,580	27,830	27,080	26,330	25,580	24,830	24,080
166,000	168,000	31,430	30,680	29,930	29,180	28,430	27,680	26,930	26,180	25,430	24,680
168,000	170,000	32,030	31,280	30,530	29,780	29,030	28,280	27,530	26,780	26,030	25,280
170,000	172,000	32,630	31,880	31,130	30,380	29,630	28,880	28,130	27,380	26,630	25,880
172,000	174,000	33,230	32,480	31,730	30,980	30,230	29,480	28,730	27,980	27,230	26,480
174,000	176,000	33,870	33,080	32,330	31,580	30,830	30,080	29,330	28,580	27,830	27,080
176,000	178,000	34,570	33,700	32,930	32,180	31,430	30,680	29,930	29,180	28,430	27,680
178,000	180,000	35,270	34,400	33,580	32,780	32,030	31,280	30,530	29,780	29,030	28,280
180,000	182,000	35,970	35,100	34,220	33,380	32,630	31,880	31,130	30,380	29,630	28,880
182,000	184,000	36,670	35,800	34,920	34,050	33,230	32,480	31,730	30,980	30,230	29,480
184,000	186,000	37,370	36,500	35,620	34,750	33,870	33,080	32,330	31,580	30,830	30,080
186,000	188,000	38,070	37,200	36,320	35,450	34,570	33,700	32,930	32,180	31,430	30,680
188,000	190,000	38,770	37,900	37,020	36,150	35,270	34,400	33,530	32,780	32,030	31,280
190,000	192,000	39,470	38,600	37,720	36,850	35,970	35,100	34,220	33,380	32,630	31,880
192,000	194,000	40,170	39,300	38,420	37,550	36,670	35,800	34,920	34,050	33,230	32,480
194,000	196,000	40,870	40,000	39,120	38,250	37,370	36,500	35,620	34,750	33,870	33,080

イ 月 額 表
乙 表
(四)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額		第 三 十 八 条 第 一 項 第 一 号 の 規 定 に よ る 税 額									
		扶 養 親 族 の 数									
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人
以 上	未 満	税 額									
196,000円	198,000円	41,570円	40,700円	39,820円	38,950円	38,070円	37,200円	36,320円	35,450円	34,570円	33,700円
198,000円	200,000円	42,270円	41,400円	40,520円	39,650円	38,770円	37,900円	37,020円	36,150円	35,270円	34,400円
200,000円		42,620円	41,750円	40,870円	40,000円	39,120円	38,250円	37,370円	36,500円	35,620円	34,750円
200,000円をこえ 227,000円に満た ない金額		200,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち200,000円をこ える金額の35%に相当する金額を加算した金額									
227,000円		52,070円	51,200円	50,320円	49,450円	48,570円	47,700円	46,820円	45,950円	45,070円	44,200円
227,000円をこえ 352,000円に満た ない金額		227,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち227,000円をこ える金額の40%に相当する金額を加算した金額									
352,000円		102,070円	101,200円	100,320円	99,450円	98,570円	97,700円	96,820円	95,950円	95,070円	94,200円
352,000円をこえ 519,000円に満た ない金額		352,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち352,000円をこ える金額の45%に相当する金額を加算した金額									
519,000円		177,220円	176,350円	175,470円	174,600円	173,720円	172,850円	171,970円	171,100円	170,220円	169,350円
519,000円をこえ る金額		519,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち519,000円をこ える金額の50%に相当する金額を加算した金額									
扶養親族の数が10人をこえる場合には、扶養親族の数が10人の場合の税額から、その10人をこえる1人ごと に380円を控除した金額											
その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当するごとに500円を、扶養親族 である障害者がある場合には、当該障害者1人につき500円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額											

(備考) 第三十八条第一項の規定の適用を受ける者のうち乙表適用者についての税額の求め方は、次のとおりである。

- (1) まず、その者のその月の給与の金額から次の金額を控除した金額を求める。
 - (イ) 当該給与から控除される社会保険料の金額
 - (ロ) 年長扶養親族(年齢 15 歳以上の扶養親族のうちの 1 人を除いた者をいう。)を有する旨の申告があつた場合には、その年長扶養親族の数に応じ、その年長扶養親族 1 人につき 2,000 円
- (2) その者が申告した扶養親族の数が 10 人をこえない場合には、(1)により求めた金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行とその者が申告した扶養親族の数に応じて求めた該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
- (3) その者が申告した扶養親族の数が 10 人をこえる場合には、(1)により求めた金額に応じて、その者の扶養親族の数が 10 人である者として(2)により求めた税額から、扶養親族の数が 10 人をこえる 1 人ごとに 380 円を控除した金額が、その求める税額である。
- (4) 障害者控除額、老年者控除額、寡婦控除額又は勤労学生控除額の控除が認められる場合には、(2)又は(3)により求めた税額から、さらにこれらの控除が認められるごとに 500 円を控除した金額が、その求める税額である。

別表第三 給与所得の所得税源泉徴収額表(第三十八条第一項第一号、第五号若しくは第六号又は同条第五項の規定による所得税源泉徴収額表)

口 日 額 表

甲 表

(一)

その日の社会 保険料控除後 の給与の金額		甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による税 額	丙 第三 十八条第 一項第六 号の規定 による税 額
		扶 養 親 族 等 の 数												
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人		
以 上	未 満	税 額											円 0	円 0
円 420	円 未満	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0		
420	430	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	28	0
430	440	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	29	0
440	450	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	30	0
450	460	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	31	0
460	470	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	32	0
470	480	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	33	0
480	490	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	34	0
490	500	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	35	0
500	510	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	36	0
510	520	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	37	0
520	530	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	38	0
530	540	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	39	0
540	550	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	40	0
550	560	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	42	0
560	570	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	43	0
570	580	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	45	0
580	590	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	47	0
590	600	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	49	0
600	610	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	51	0
610	620	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	53	0
620	630	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	56	0
630	640	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	58	0
640	650	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	60	0
650	660	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	62	0
660	670	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	64	0
670	680	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	66	0
680	700	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	68	0
700	720	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	72	0
720	740	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	76	0
740	760	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	80	0
760	780	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	84	0
780	800	25	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	88	0
800	820	30	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	92	0
820	840	30	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	96	0
840	860	30	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	99	0
860	880	35	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	103	0
880	900	35	10	5	0	0	0	0	0	0	0	0	107	0
900	920	35	10	5	5	0	0	0	0	0	0	0	111	0
920	940	40	15	5	5	0	0	0	0	0	0	0	115	0
940	960	40	15	5	5	0	0	0	0	0	0	0	118	0
960	980	40	15	10	0	0	0	0	0	0	0	0	122	0
980	1,000	45	15	10	5	5	0	0	0	0	0	0	126	0
1,000	1,020	45	20	10	10	5	5	0	0	0	0	0	130	0
1,020	1,040	45	20	10	10	5	5	0	0	0	0	0	137	0
1,040	1,060	45	20	15	5	5	0	0	0	0	0	0	144	0

昭和三十一年三月二日 衆議院会議録第十八号(その二) 所得税法の一部を改正する法律案

口 日 額 表
甲 表
(二)

その日の社会 保険料控除後 の給与の金額		甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額										乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による税 額	丙 第三 十八条第 一項第六 号の規定 による税 額	
		扶 養 親 族 等 の 数												
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人			10人
以 上	未 満	税 額										税 額	税 額	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1,060	1,080	50	20	15	10	0	0	0	0	0	0	0	150	0
1,080	1,100	50	25	15	10	5	0	0	0	0	0	0	156	0
1,100	1,120	55	25	20	10	5	0	0	0	0	0	0	162	0
1,120	1,140	55	25	20	10	5	0	0	0	0	0	0	167	0
1,140	1,160	60	30	20	15	5	0	0	0	0	0	0	173	0
1,160	1,180	60	30	20	15	10	0	0	0	0	0	0	178	0
1,180	1,200	65	30	25	15	10	5	0	0	0	0	0	184	0
1,200	1,220	65	35	25	20	10	5	0	0	0	0	0	189	0
1,220	1,240	70	35	25	20	10	5	0	0	0	0	0	194	0
1,240	1,260	70	35	30	20	15	5	0	0	0	0	0	199	0
1,260	1,280	75	40	30	20	15	10	0	0	0	0	0	205	0
1,280	1,300	75	40	30	25	15	10	5	0	0	0	0	210	1
1,300	1,320	80	40	35	25	20	10	5	0	0	0	0	215	2
1,320	1,340	85	45	35	25	20	15	5	0	0	0	0	221	3
1,340	1,360	85	45	35	30	20	15	10	0	0	0	0	226	4
1,360	1,380	90	50	40	30	20	15	10	0	0	0	0	231	6
1,380	1,400	90	50	40	35	25	15	10	5	0	0	0	237	7
1,400	1,440	95	55	45	35	25	20	15	5	0	0	0	242	8
1,440	1,480	100	60	45	40	30	20	15	10	0	0	0	255	11
1,480	1,520	105	65	50	40	35	25	20	10	5	0	0	269	13
1,520	1,560	110	70	55	45	40	30	20	15	10	0	0	284	16
1,560	1,600	115	75	60	50	40	35	25	20	10	5	0	299	19
1,600	1,640	120	80	70	55	45	35	30	20	15	5	0	313	21
1,640	1,680	125	85	75	60	50	40	30	25	15	10	5	328	24
1,680	1,720	135	90	80	65	55	45	35	25	20	15	5	342	27
1,720	1,760	140	95	85	70	60	45	40	30	20	15	10	357	30
1,760	1,800	145	100	90	75	65	50	40	35	25	20	10	372	33
1,800	1,840	150	105	95	80	70	55	45	40	30	20	15	386	37
1,840	1,880	155	115	100	85	75	60	50	40	35	25	20	401	40
1,880	1,920	160	120	105	95	80	70	55	45	35	30	20	415	44
1,920	1,960	165	125	110	100	85	75	60	50	40	30	25	430	48
1,960	2,000	170	130	115	105	90	80	65	55	45	35	25	445	51
2,000	2,040	180	135	120	110	95	85	70	60	50	40	30	461	55
2,040	2,080	185	140	130	115	105	90	80	65	55	45	35	477	58
2,080	2,120	195	145	135	120	110	95	85	70	60	45	40	493	62
2,120	2,160	200	155	140	130	115	105	90	75	65	50	45	509	66
2,160	2,200	210	160	145	135	120	110	95	85	70	60	45	525	70
2,200	2,240	220	165	150	140	125	115	100	90	75	65	50	541	75
2,240	2,280	225	170	160	145	135	120	110	95	85	70	60	557	81
2,280	2,320	235	180	165	150	140	125	115	100	90	75	65	573	86
2,320	2,360	240	185	170	160	145	135	120	105	95	80	70	589	91
2,360	2,400	250	195	180	165	150	140	125	115	100	90	75	605	97
2,400	2,440	260	205	185	170	155	145	130	120	105	95	80	621	102
2,440	2,480	265	210	195	175	165	150	140	125	115	100	90	637	108
2,480	2,520	275	220	200	185	170	155	145	130	120	105	95	653	113
2,520	2,560	280	225	210	195	175	165	150	135	125	110	100	669	118
2,560	2,600	290	235	220	200	185	170	155	145	130	120	105	685	124
2,600	2,640	300	245	225	210	190	175	160	150	135	125	110	701	129
2,640	2,700	310	255	235	220	200	185	170	155	145	130	120	717	135
2,700	2,760	320	265	250	230	215	195	180	165	155	140	130	741	143

昭和三十七年三月二日 衆議院会議録第十八号(その二) 所得税法の一部を改正する法律案

口 日 額 表
甲 表
(三)

その日の社会 保険料控除後 の給与の金額		甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額												乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による税 額	丙 第三 十八条第 一項第六 号の規定 による税 額
		扶 養 親 族 等 の 数													
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人			
以 上	未 満	税 額													
2,760	2,820	330	275	260	245	225	210	195	175	160	150	135	765	152	
2,820	2,880	345	290	270	255	240	220	205	190	170	160	145	790	161	
2,880	2,940	360	300	285	265	250	235	215	200	185	170	155	818	170	
2,940	3,000	375	315	295	280	260	245	230	210	195	180	165	845	179	
3,000	3,060	390	325	310	290	275	255	240	225	205	190	175	872	188	
3,060	3,120	405	335	320	305	285	270	255	235	220	200	185	899	197	
3,120	3,180	420	350	330	315	300	280	265	250	230	215	195	926	206	
3,180	3,240	435	365	345	325	310	295	275	260	245	225	210	953	215	
3,240	3,300	450	380	360	340	320	305	290	270	255	240	220	980	224	
3,300	3,360	465	395	375	355	335	315	300	285	265	250	235	1,007	233	
3,360	3,420	480	410	390	370	350	330	315	295	280	260	245	1,034	243	
3,420	3,480	495	425	405	385	365	340	325	310	290	275	255	1,061	255	
3,480	3,540	510	440	420	400	380	355	335	320	305	285	270	1,088	267	
3,540	3,600	525	455	435	415	395	370	350	330	315	300	280	1,115	279	
3,600	3,660	540	470	450	430	410	385	365	345	325	310	295	1,142	291	
3,660	3,720	555	485	465	445	425	400	380	360	340	320	305	1,169	303	
3,720	3,780	570	500	480	460	440	415	395	375	355	335	315	1,196	315	
3,780	3,840	585	515	495	475	455	430	410	390	370	350	330	1,223	327	
3,840	3,900	600	530	510	490	470	445	425	405	385	365	340	1,256	339	
3,900	3,960	615	545	525	505	485	460	440	420	400	380	355	1,289	351	
3,960	4,020	630	560	540	520	500	475	455	435	415	395	370	1,322	363	
4,020	4,080	650	575	555	535	515	490	470	450	430	410	385	1,352	375	
4,080	4,140	670	590	570	550	530	505	485	465	445	425	400	1,382	387	
4,140	4,200	685	605	585	565	545	520	500	480	460	440	415	1,412	399	
4,200	4,260	705	620	600	580	560	535	515	495	475	455	430	1,442	411	
4,260	4,320	720	640	615	595	575	550	530	510	490	470	445	1,472	423	
4,320	4,380	740	655	630	610	590	565	545	525	505	485	460	1,502	435	
4,380	4,440	760	675	650	625	605	580	560	540	520	500	475	1,532	447	
4,440	4,500	775	695	665	640	620	595	575	555	535	515	490	1,562	459	
4,500	4,560	795	715	690	665	640	615	595	570	550	530	510	1,592	473	
4,560	4,660	820	740	710	685	660	635	615	590	570	550	530	1,632	493	
4,660	4,740	845	760	735	710	685	660	635	610	590	570	550	1,672	513	
4,740	4,820	870	785	760	735	710	685	660	635	610	590	570	1,712	533	
4,820	4,900	895	810	785	760	735	710	685	660	635	610	590	1,752	553	
4,900	4,980	915	835	810	785	760	735	710	680	655	630	610	1,792	573	
4,980	5,060	940	860	830	805	780	755	730	705	680	655	630	1,832	593	
5,060	5,140	965	880	855	830	805	780	755	730	705	680	655	1,872	613	
5,140	5,220	990	905	880	855	830	805	780	755	730	705	680	1,912	633	
5,220	5,300	1,015	930	905	880	855	830	805	780	755	730	705	1,952	653	
5,300	5,380	1,035	955	930	905	880	855	830	800	775	750	725	1,992	673	
5,380	5,460	1,060	980	950	925	900	875	850	825	800	775	750	2,032	693	
5,460	5,540	1,085	1,000	975	950	925	900	875	850	825	800	775	2,072	713	
5,540	5,620	1,110	1,025	1,000	975	950	925	900	875	850	825	800	2,112	733	
5,620	5,700	1,135	1,050	1,025	1,000	975	950	925	900	875	850	825	2,151	753	
5,700	5,780	1,165	1,075	1,050	1,025	1,000	975	950	920	895	870	845	2,187	773	
5,780	5,860	1,190	1,100	1,070	1,045	1,020	995	970	945	920	895	870	2,223	793	
5,860	5,940	1,220	1,120	1,095	1,070	1,045	1,020	995	970	945	920	895	2,259	813	
5,940	6,020	1,245	1,150	1,120	1,095	1,070	1,045	1,020	995	970	945	920	2,303	833	
6,020	6,100	1,275	1,180	1,150	1,120	1,095	1,070	1,045	1,020	995	970	945	2,347	853	
6,100	6,180	1,305	1,205	1,175	1,145	1,120	1,095	1,070	1,040	1,015	990	965	2,391	879	

昭和三十七年三月二日 衆議院会議録第十八号(その二) 所得税法の一部を改正する法律案

口 日 額 表
甲 表
(四)

その日の社会 保険料控除後 の給与の金額		甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による税 額	丙 第三 十八条第 一項第六 号の規定 による税 額
		扶 養 親 族 等 の 数												
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人		
以 上	未 満	税 額											額	額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
6,180	6,260	1,330	1,235	1,205	1,175	1,145	1,115	1,090	1,065	1,040	1,015	990	2,435	903
6,260	6,340	1,360	1,260	1,235	1,205	1,175	1,145	1,115	1,090	1,065	1,040	1,015	2,479	927
6,340	6,420	1,385	1,290	1,260	1,230	1,200	1,170	1,145	1,115	1,090	1,065	1,040	2,523	951
6,420	6,500	1,415	1,320	1,290	1,260	1,230	1,200	1,170	1,140	1,115	1,090	1,065	2,567	975
6,500円		1,430	1,330	1,305	1,275	1,245	1,215	1,185	1,155	1,125	1,100	1,075	2,611	998
6,500円をこえ 7,560円に満た ない金額		6,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 6,500円をこえる金額の35%に相当する金額を加算した金額											2,611円に、 その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち6,500円をこえる金額の45%に相当する金額を加算した金額	998円に、 その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち6,500円をこえる金額の35%に相当する金額を加算した金額
円 7,560		円 1,800	円 1,700	円 1,675	円 1,645	円 1,615	円 1,585	円 1,555	円 1,525	円 1,495	円 1,470	円 1,445	円 3,088	円 1,369
7,560円をこえ 11,730円に満 たない金額		7,560円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 7,560円をこえる金額の40%に相当する金額を加算した金額											3,088円に、 その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち7,560円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額	1,369円に、 その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち7,560円をこえる金額の40%に相当する金額を加算した金額
円 11,730		円 3,470	円 3,370	円 3,345	円 3,315	円 3,285	円 3,255	円 3,225	円 3,195	円 3,165	円 3,140	円 3,115	円 5,173	円 3,037
11,730円をこ え17,280円に 満たない金額		11,730円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 11,730円をこえる金額の45%に相当する金額を加算した金額											5,173円に、 その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち11,730円をこえる金額の55%に相当する金額を加算した金額	3,037円に、 その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち11,730円をこえる金額の45%に相当する金額を加算した金額

口 日 額 表
甲 表
(五)

その日の社会 保険料控除後 の給与の金額	甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による税 額	丙 第三 十八条第 一項第六 号の規定 による税 額
	扶 養 親 族 等 の 数												
	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人		
以 上	税 額												
未 満													
17,280 円	5,965 円	5,865 円	5,840 円	5,810 円	5,780 円	5,750 円	5,720 円	5,690 円	5,660 円	5,635 円	5,610 円	8,225 円	5,534 円
17,280 円をこ える金額	17,280 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 17,280 円をこえる金額の 50% に相当する金額を加算した金額											8,225 円に、 その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 17,280 円をこえる金額の 50% に相当する金額を加算した金額	5,534 円に、 その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 17,280 円をこえる金額の 50% に相当する金額を加算した金額
扶養親族等の数が 10 人をこえる場合には、扶養親族等の数が 10 人の場合の税額から、その 10 人をこえる 1 人ごとに 12 円を控除した金額												従たる給与 についての 扶養控除等 申告書が 提出されて いる場合に は、当該申 告書に記載 された扶養 親族等の数 に応じ、扶 養親族等 1 人ごとに 12 円を、上の 各欄によつ て求めた税 額から控除 した金額	
その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当するごとに 17 円を、控除対象配偶者又は扶養親族である障害者がある場合には、当該障害者 1 人につ き 17 円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額													

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

(イ) 第三十八条第一項の規定の適用を受ける者(乙表適用者を除く。)については、

(1) 給与所得者の扶養控除等申告書が提出されている場合には、

(i) まず、その者のその日の給与の金額から次の金額を控除した金額を求める。

(a) 当該給与から控除される社会保険料の金額

(b) 年長扶養親族(年齢 15 歳以上の扶養親族をいう。)を有する旨の申告があつたときは、その年長扶養親族の数に応じ、その年長扶養親族 1 人につき 70 円

(ii) その者が申告した扶養親族等の数が 10 人をこえないときは、(i)により求めた金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行とその者が申告した扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

(iii) その者が申告した扶養親族等の数が 10 人をこえるときは、(i)により求めた金額に応じて、その者の扶養親族等の数が 10 人である者として(ii)により求めた税額から、扶養親族等の数が 10 人をこえる 1 人ごとに 12 円を控除した金額が、その求める税額である。

(イ) 障害者控除額、老年者控除額、寡婦控除額又は勤労学生控除額の控除が認められるときは、(ii)又は(iii)により求めた税額から、さらにこれらの控除が認められるごとに 17 円を控除した金額が、その求める税額である。

(2) 給与所得者の扶養控除等申告書が提出されていない場合(従たる給与についての扶養控除等申告書が提出

されている場合を含む。)には、

- (イ) (ロ)に該当する場合を除き、その者のその日の給与の金額から、当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額(従たる給与についての扶養控除等申告書が提出されているときは、当該申告書に記載された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに12円を控除した金額)が、その求める税額である。
- (ロ) 日雇労働者の受ける給与(第三十八条第一項第六号の給与をいう。)については、その日の給与の金額から、当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行と丙欄との交わるところに記載されている金額(昭和37年4月1日から同年12月31日までの間に支給すべき当該給与については、当該金額から3円を控除した金額)が、その求める税額である。
- (ハ) 第三十八条第五項の規定の適用を受ける者については、その日の給与の金額から、当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額から、年齢が15歳以上の扶養親族又は15歳未満の扶養親族の数に応じ、それぞれその扶養親族1人につき170円又は100円を控除した金額に応じ、扶養親族等がないものとして(イ)(ロ)(ハ)及び(ニ)により求めた金額が、その求める税額である。

口 日 額 表

乙 表 (控除対象配偶者がなく、かつ、扶養親族があることを申告した給与所得者(第三十八条第五項の規定の適用を受ける者を除く。))について甲表の甲欄に代えて適用する表)

(一)

その日の社会 保険料控除後 の給与の金額		第三十八条第一項第一号の規定による税額									
		扶 養 親 族 の 数									
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人
以 上	未 満	税 額									
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
670	680	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
680	700	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
700	720	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
720	740	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
740	760	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0
760	780	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0
780	800	10	5	0	0	0	0	0	0	0	0
800	820	10	5	0	0	0	0	0	0	0	0
820	840	15	5	0	0	0	0	0	0	0	0
840	860	15	10	0	0	0	0	0	0	0	0
860	880	15	10	0	0	0	0	0	0	0	0
880	900	15	10	5	0	0	0	0	0	0	0
900	920	20	10	5	0	0	0	0	0	0	0
920	940	20	15	5	0	0	0	0	0	0	0
940	960	20	15	5	0	0	0	0	0	0	0
960	980	20	15	10	0	0	0	0	0	0	0
980	1,000	25	15	10	5	0	0	0	0	0	0
1,000	1,020	25	20	10	5	0	0	0	0	0	0
1,020	1,040	25	20	10	5	0	0	0	0	0	0
1,040	1,060	30	20	15	5	0	0	0	0	0	0
1,060	1,080	30	20	15	10	0	0	0	0	0	0
1,080	1,100	30	25	15	10	5	0	0	0	0	0
1,100	1,120	35	25	15	10	5	0	0	0	0	0
1,120	1,140	35	25	20	10	5	0	0	0	0	0
1,140	1,160	35	30	20	15	5	0	0	0	0	0
1,160	1,180	40	30	20	15	10	0	0	0	0	0
1,180	1,200	40	30	25	15	10	5	0	0	0	0
1,200	1,220	40	35	25	20	10	5	0	0	0	0
1,220	1,240	45	35	25	20	10	5	0	0	0	0
1,240	1,260	45	35	30	20	15	5	0	0	0	0
1,260	1,280	45	40	30	20	15	10	0	0	0	0
1,280	1,300	50	40	30	25	15	10	5	0	0	0
1,300	1,320	50	40	35	25	20	10	5	0	0	0
1,320	1,340	55	45	35	25	20	15	5	0	0	0
1,340	1,360	55	45	35	30	20	15	10	0	0	0
1,360	1,380	60	45	40	30	20	15	10	0	0	0
1,380	1,400	60	50	40	30	25	15	10	5	0	0
1,400	1,440	65	55	45	35	25	20	15	5	0	0
1,440	1,480	70	60	45	40	30	20	15	10	0	0
1,480	1,520	75	65	50	40	35	25	20	10	5	0
1,520	1,560	80	70	55	45	40	30	20	15	10	0
1,560	1,600	85	75	60	50	40	35	20	15	10	5
1,600	1,640	95	80	70	55	45	35	25	20	15	10
1,640	1,680	100	85	75	60	50	40	30	25	15	10
1,680	1,720	105	90	80	65	55	45	35	25	20	15

口 日 額 表
乙 表
(二)

その日の社会 保険料控除後 の給与の金額		第三十八条第一項第一号の規定による税額									
		扶 養 親 族 の 数									
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人
以 上	未 満	税 額									
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1,720	1,760	110	95	85	70	60	45	40	30	20	15
1,760	1,800	115	100	90	75	65	50	40	35	25	20
1,800	1,840	120	105	95	80	70	55	45	40	30	20
1,840	1,880	125	115	100	85	75	60	50	40	35	25
1,880	1,920	130	120	105	95	80	70	55	45	35	30
1,920	1,960	135	125	110	100	85	75	60	50	40	30
1,960	2,000	140	130	115	105	90	80	65	55	45	35
2,000	2,040	145	135	120	110	95	85	70	60	50	40
2,040	2,080	155	140	130	115	105	90	80	65	55	45
2,080	2,120	160	145	135	120	110	95	85	70	60	45
2,120	2,160	165	155	140	130	115	100	90	75	65	50
2,160	2,200	170	160	145	135	120	110	95	85	70	60
2,200	2,240	180	165	150	140	125	115	100	90	75	65
2,240	2,280	185	170	160	145	135	120	110	95	85	70
2,280	2,320	195	180	165	150	140	125	115	100	90	75
2,320	2,360	205	185	170	160	145	130	120	105	95	80
2,360	2,400	210	195	180	165	150	140	125	115	100	90
2,400	2,440	220	200	185	170	155	145	130	120	105	95
2,440	2,480	225	210	195	175	165	150	140	125	115	100
2,480	2,520	235	220	200	185	170	155	145	130	120	105
2,520	2,560	245	225	210	195	175	160	150	135	125	110
2,560	2,600	250	235	220	200	185	170	155	145	130	120
2,600	2,640	260	240	225	210	190	175	160	150	135	125
2,640	2,700	270	250	235	220	200	185	170	155	145	130
2,700	2,760	280	265	250	230	215	195	180	165	155	140
2,760	2,820	295	275	260	245	225	210	190	175	160	150
2,820	2,880	305	290	270	255	240	220	205	190	170	160
2,880	2,940	315	300	285	265	250	235	215	200	185	170
2,940	3,000	330	310	295	280	260	245	230	210	195	180
3,000	3,060	340	325	310	290	275	255	240	225	205	190
3,060	3,120	355	335	320	305	285	270	250	235	220	200
3,120	3,180	370	350	330	315	300	280	265	250	230	215
3,180	3,240	385	365	345	325	310	295	275	260	245	225
3,240	3,300	400	380	360	340	320	305	290	270	255	240
3,300	3,360	415	395	375	355	335	315	300	285	265	250
3,360	3,420	430	410	390	370	345	330	310	295	280	260
3,420	3,480	445	425	405	385	360	340	325	310	290	275
3,480	3,540	460	440	420	400	375	355	335	320	305	285
3,540	3,600	475	455	435	415	390	370	350	330	315	300
3,600	3,660	490	470	450	430	405	385	365	345	325	310
3,660	3,720	505	485	465	445	420	400	380	360	340	320
3,720	3,780	520	500	480	460	435	415	395	375	355	335
3,780	3,840	535	515	495	475	450	430	410	390	370	345
3,840	3,900	550	530	510	490	465	445	425	405	385	360
3,900	3,960	565	545	525	505	480	460	440	420	400	375
3,960	4,020	580	560	540	520	495	475	455	435	415	390
4,020	4,080	595	575	555	535	510	490	470	450	430	405
4,080	4,140	610	590	570	550	525	505	485	465	445	420
4,140	4,200	625	605	585	565	540	520	500	480	460	435
4,200	4,260	645	620	600	580	555	535	515	495	475	450

口 日 額 表
乙 表
(三)

その日の社会 保険料控除後 の給与の金額		第三十八条第一項第一号の規定による税額									
		扶 養 親 族 の 数									
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人
以 上	未 満	税 額									
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
4,260	4,320	665	640	615	595	570	550	530	510	490	465
4,320	4,380	680	655	630	610	585	565	545	525	505	480
4,380	4,440	700	675	650	625	600	580	560	540	520	495
4,440	4,500	715	690	665	640	615	595	575	555	535	510
4,500	4,580	740	715	690	665	640	615	595	570	550	530
4,580	4,660	760	735	710	685	660	635	615	590	570	550
4,660	4,740	785	760	735	710	685	660	635	610	590	570
4,740	4,820	810	785	760	735	710	685	660	635	610	590
4,820	4,900	835	810	785	760	735	710	685	660	635	610
4,900	4,980	860	835	810	785	760	730	705	680	655	630
4,980	5,060	880	855	830	805	780	755	730	705	680	655
5,060	5,140	905	880	855	830	805	780	755	730	705	680
5,140	5,220	930	905	880	855	830	805	780	755	730	705
5,220	5,300	955	930	905	880	855	830	805	780	755	730
5,300	5,380	980	955	930	905	880	850	825	800	775	750
5,380	5,460	1,000	975	950	925	900	875	850	825	800	775
5,460	5,540	1,025	1,000	975	950	925	900	875	850	825	800
5,540	5,620	1,050	1,025	1,000	975	950	925	900	875	850	825
5,620	5,700	1,075	1,050	1,025	1,000	975	950	925	900	875	850
5,700	5,780	1,100	1,075	1,050	1,025	1,000	970	945	920	895	870
5,780	5,860	1,125	1,095	1,070	1,045	1,020	995	970	945	920	895
5,860	5,940	1,150	1,120	1,095	1,070	1,045	1,020	995	970	945	920
5,940	6,020	1,180	1,150	1,120	1,095	1,070	1,045	1,020	995	970	945
6,020	6,100	1,205	1,180	1,150	1,120	1,095	1,070	1,045	1,020	995	970
6,100	6,180	1,235	1,205	1,175	1,145	1,120	1,090	1,065	1,040	1,015	990
6,180	6,260	1,265	1,235	1,205	1,175	1,145	1,115	1,090	1,065	1,040	1,015
6,260	6,340	1,290	1,260	1,230	1,205	1,175	1,145	1,115	1,090	1,065	1,040
6,340	6,420	1,320	1,290	1,260	1,230	1,200	1,170	1,145	1,115	1,090	1,065
6,420	6,500	1,345	1,320	1,290	1,260	1,230	1,200	1,170	1,140	1,115	1,090
6,500 円		1,360	1,330	1,300	1,275	1,245	1,215	1,185	1,155	1,125	1,100
6,500 円をこえ 7,560 円に満た ない金額	6,500 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 6,500 円をこえる 金額の 35% に相当する金額を加算した金額										
7,560 円		円 1,730	円 1,700	円 1,670	円 1,645	円 1,615	円 1,585	円 1,555	円 1,525	円 1,495	円 1,470
7,560 円をこえ 11,730 円に満た ない金額	7,560 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 7,560 円をこえる 金額の 40% に相当する金額を加算した金額										
11,730 円		円 3,400	円 3,370	円 3,340	円 3,315	円 3,285	円 3,255	円 3,225	円 3,195	円 3,165	円 3,140
11,730 円をこえ 17,280 円に満た ない金額	11,730 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 11,730 円をこえ る金額の 45% に相当する金額を加算した金額										

昭和三十三年三月二日 衆議院会議録第十八号(その二) 所得税法の一部を改正する法律案

口 日 額 表
乙 表
(四)

その日の社会 保険料控除後 の給与の金額	第三十八条第一項第一号の規定による税額										
	扶 養 親 族 の 数										
	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人	
以 上	未 満	税 額									
17,280 円	円 5,895	円 5,865	円 5,835	円 5,810	円 5,780	円 5,750	円 5,720	円 5,690	円 5,660	円 5,635	
17,280 円をこえ る金額	17,280 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 17,280 円をこえ る金額の 50 % に相当する金額を加算した金額										
扶養親族の数が 10 人をこえる場合には、扶養親族の数が 10 人の場合の税額から、その 10 人をこえる 1 人ごと に 12 円を控除した金額											
その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当するごとに 17 円を、扶養親族 である障害者がある場合には、当該障害者 1 人につき 17 円を、上の各欄によって求めた税額から控除した金額											

(備考) 第三十八条第一項の規定の適用を受ける者のうち乙表適用者についての税額の求め方は、次のとおりである。

- (1) まず、その者のその日の給与の金額から次の金額を控除した金額を求める。
 - (イ) 当該給与から控除される社会保険料の金額
 - (ロ) 年長扶養親族(年齢 15 歳以上の扶養親族のうちの 1 人を除いた者をいう。)を有する旨の申告があつた場合には、その年長扶養親族の数に応じ、その年長扶養親族 1 人につき 70 円
- (2) その者が申告した扶養親族の数が 10 人をこえない場合には、(1)により求めた金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行とその者が申告した扶養親族の数に応じて求めた該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
- (3) その者が申告した扶養親族の数が 10 人をこえる場合には、(1)により求めた金額に応じて、その者の扶養親族の数が 10 人である者として(2)により求めた税額から、扶養親族の数が 10 人をこえる 1 人ごとに 12 円を控除した金額が、その求める税額である。
- (4) 障害者控除額、老年者控除額、寡婦控除額又は勤労学生控除額の控除が認められる場合には、(2)又は(3)により求めた税額から、さらにこれらの控除が認められるごとに 17 円を控除した金額が、その求める税額である。

定による賞与の金額に乘すべき率の表)

の 規 定 の 適 用 が あ る 場 合										乙 第三十八条第一 項第七号ロの規定の 適用がある場合	
等 の 数											
6 人		7 人		8 人		9 人		10 人 以 上		前月の社会保険料控 除後の給与の金額	
除 後 の 給 与 の 金 額											
以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
29,600	31,300	31,800	33,600	34,000	36,000	36,200	38,400	38,400	40,700	2,000	4,000
31,300	33,200	33,600	35,800	36,000	38,800	38,400	40,800	40,700	43,300	4,000	6,500
33,200	35,500	35,800	38,100	38,800	40,800	40,800	43,500	43,300	46,000	6,500	9,000
35,500	40,600	38,100	43,000	40,800	45,400	43,500	47,700	46,000	49,200	9,000	12,000
40,600	46,400	43,000	48,500	45,400	50,400	47,700	52,400	49,200	54,300	12,000	15,100
46,400	50,100	48,500	52,000	50,400	53,800	52,400	55,700	54,300	57,500	15,100	15,800
50,100	54,100	52,000	56,100	53,800	58,100	55,700	60,300	57,500	62,700	15,800	26,800
54,100	67,400	56,100	69,400	58,100	71,500	60,300	73,600	62,700	75,700	26,800	27,800
67,400	73,500	69,400	75,800	71,500	78,000	73,600	80,300	75,700	82,600	27,800	28,800
73,500	84,700	75,800	86,700	78,000	88,700	80,300	90,700	82,600	92,700	28,800	37,800
84,700	92,000	86,700	94,200	88,700	96,400	90,700	98,600	92,700	100,700	37,800	39,500
92,000	100,800	94,200	103,200	96,400	105,600	98,600	107,900	100,700	110,300	39,500	41,500
100,800	116,000	103,200	118,000	105,600	120,100	107,900	122,200	110,300	124,300	41,500	53,800
116,000	126,500	118,000	128,800	120,100	131,000	122,200	133,300	124,300	135,600	53,800	56,300
126,500	151,300	128,800	153,300	131,000	155,300	133,300	157,300	135,600	159,300	56,300	74,800
151,300	164,500	153,300	166,700	155,300	168,800	157,300	171,000	159,300	173,200	74,800	78,300
164,500	180,200	166,700	182,500	168,800	184,900	171,000	187,300	173,200	189,700	78,300	82,100
180,200	206,300	182,500	208,300	184,900	210,400	187,300	212,500	189,700	214,600	82,100	103,000
206,300	225,000	208,300	227,300	210,400	229,500	212,500	231,800	214,600	234,000	103,000	107,900
225,000	298,000	227,300	300,000	229,500	302,000	231,800	304,000	234,000	306,000	107,900	156,300
298,000	323,900	300,000	326,000	302,000	328,300	304,000	330,400	306,000	332,600	156,300	163,600
323,900	354,800	326,000	357,100	328,300	359,500	330,400	361,900	332,600	364,300	163,600	171,500
354,800	449,300	357,100	451,400	359,500	453,500	361,900	455,600	364,300	457,600	171,500	235,600
449,300	490,200	451,400	492,400	453,500	494,700	455,600	497,000	457,600	499,200	235,600	246,800
490,200円以上		492,400円以上		494,700円以上		497,000円以上		499,200円以上		246,800円以上	

額を求める。

いう。)を有する旨の申告があつたときは、その年長扶養親族の数に応じ、その年長扶養親族1人につき2,000円
除後の給与の金額」欄の該当する行を求める。

率である。

されている場合を含む。)には、(3)に該当する場合を除き、
金額を求める。

率である。

与から控除すべき社会保険料の金額をこえない場合には、この表によらず、第三十八条第一項第七号ハ又はニの規

ら控除された社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額から、年齢が15歳以上の扶養親族又は15歳未満の扶
等がないものとして甲欄の「前月の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行と「賞与の金額
(-)の(3)に準じて計算する。)

別表第四 賞与に対する所得税源泉徴収額の算出率の表（第三十八条第一項第七号イ若しくはロ又は同条第五項の規

賞与の 金額に 乗ずべ き率	第 三 十 八 条 第 一 項 第 七 号 イ											
	扶 養 親 族											
	0 人		1 人		2 人		3 人		4 人		5 人	
	前 月 の 社 会 保 険 料 控											
	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
0 %	9,000円	9,000円未満	17,300円	17,300円未満	19,800円	19,800円未満	22,300円	22,300円未満	24,800円	24,800円未満	27,300円	27,300円未満
2	9,000	9,600	17,300	18,500	19,800	21,200	22,300	23,800	24,800	26,500	27,300	28,900
4	9,600	10,300	18,500	19,800	21,200	22,700	23,800	25,500	26,500	28,300	28,900	30,800
6	10,300	11,100	19,800	21,300	22,700	24,400	25,500	27,500	28,300	30,100	30,800	32,800
8	11,100	21,700	21,300	30,000	24,400	31,800	27,500	33,500	30,100	35,700	32,800	38,100
10	21,700	28,200	30,000	34,800	31,800	37,100	33,500	39,500	35,700	41,800	38,100	44,100
12	28,200	30,600	34,800	38,400	37,100	40,900	39,500	43,500	41,800	46,100	44,100	48,300
14	30,600	48,600	38,400	50,700	40,900	50,700	43,500	50,700	46,100	50,700	48,300	52,100
16	48,600	51,800	50,700	57,400	50,700	59,100	50,700	61,100	50,700	63,200	52,100	65,300
18	51,800	55,500	57,400	62,100	59,100	64,400	61,100	66,700	63,200	68,900	65,300	71,200
20	55,500	68,000	62,100	74,700	64,400	76,700	66,700	78,700	68,900	80,700	71,200	82,700
22	68,000	73,900	74,700	81,200	76,700	83,300	78,700	85,500	80,700	87,700	82,700	89,900
24	73,900	81,000	81,200	88,900	83,300	91,300	85,500	93,700	87,700	96,000	89,900	98,400
26	81,000	98,600	88,900	105,600	91,300	107,600	93,700	109,700	96,000	111,800	98,400	113,900
28	98,600	107,600	105,600	115,200	107,600	117,400	109,700	119,700	111,800	122,000	113,900	124,200
30	107,600	134,700	115,200	141,300	117,400	143,300	119,700	145,300	122,000	147,300	124,200	149,300
32	134,700	146,400	141,300	153,600	143,300	155,800	145,300	158,000	147,300	160,100	149,300	162,300
34	146,400	160,300	153,600	168,300	155,800	170,600	158,000	173,000	160,100	175,400	162,300	177,800
36	160,300	188,900	168,300	195,800	170,600	197,900	173,000	200,000	175,400	202,100	177,800	204,200
38	188,900	206,100	195,800	213,600	197,900	215,900	200,000	218,200	202,100	220,500	204,200	222,700
40	206,100	281,300	213,600	288,000	215,900	290,000	218,200	292,000	220,500	294,000	222,700	296,000
42	281,300	305,800	288,000	313,000	290,000	315,200	292,000	317,400	294,000	319,600	296,000	321,700
44	305,800	334,900	313,000	342,900	315,200	345,200	317,400	347,600	319,600	350,000	321,700	352,400
46	334,900	431,900	342,900	438,900	345,200	441,000	347,600	443,100	350,000	445,100	352,400	447,200
48	431,900	471,200	438,900	478,800	441,000	481,100	443,100	483,300	445,100	485,600	447,200	487,900
50	471,200円以上		478,800円以上		481,100円以上		483,300円以上		485,600円以上		487,900円以上	

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 賞与の金額に乘すべき率の求め方は、次のとおりである。

(イ) 第三十八条第一項の規定の適用を受ける者については、

(1) 給与所得者の扶養控除等申告書が提出されている場合には、(3)に該当する場合を除き、

(イ) まず、その者が前月中に支払を受けた給与（賞与を除く。以下同じ。）の金額から次の金額を控除した金

(a) 当該給与から控除された社会保険料の金額

(b) 年長扶養親族（年齢15歳以上の扶養親族（乙表適用者については、そのうちの1人を除いたもの）を

(ロ) 次に、その者が申告した扶養親族等の数と(イ)により求めた金額とに応じて甲欄の「前月の社会保険料控

(ハ) (イ)により求めた行と「賞与の金額に乘すべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める

(2) 給与所得者の扶養控除等申告書が提出されていない場合（従たる給与についての扶養控除等申告書が提出

(イ) その者が前月中に支払を受けた給与の金額から、当該給与から控除された社会保険料の金額を控除した

(ロ) (イ)により求めた金額に応じて乙欄の「前月の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求める。

(ハ) (イ)により求めた行と「賞与の金額に乘すべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める

(3) その者が前月中に給与の支払を受けなかつた場合及びその者が前月中に支払を受けた給与の金額が当該給
定により税額を計算する。(ロ) 第三十八条第五項の規定の適用を受ける者については、前月中に支払を受けた給与の金額から、当該給与か
養親族の数に応じ、それぞれその扶養親族1人につき5,000円又は3,000円を控除した金額に応じ、扶養親族
に乘すべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率である。(イ)の(3)と同様の場合には、

別表第五 退職所得に対する所得税の簡易税額表（第十五条第三項の規定による所得税額表又は第三十八条の二第一項の規定による所得税源泉徴収額表）

(一)

退職所得の特 別控除後の金 額	税 額	退職所得の特 別控除後の金 額	税 額	退職所得の特 別控除後の金 額	税 額	退職所得の特 別控除後の金 額	税 額
以 上 未 満		以 上 未 満		以 上 未 満		以 上 未 満	
円 1,000円未満	円 0	円 50,000	円 51,000	円 2,000	円 140,000	円 142,000	円 5,600
1,000	40	51,000	52,000	2,040	142,000	144,000	5,680
2,000	80	52,000	53,000	2,080	144,000	146,000	5,760
3,000	120	53,000	54,000	2,120	146,000	148,000	5,840
4,000	160	54,000	55,000	2,160	148,000	150,000	5,920
5,000	200	55,000	56,000	2,200	150,000	152,000	6,000
6,000	240	56,000	57,000	2,240	152,000	154,000	6,080
7,000	280	57,000	58,000	2,280	154,000	156,000	6,160
8,000	320	58,000	59,000	2,320	156,000	158,000	6,240
9,000	360	59,000	60,000	2,360	158,000	160,000	6,320
10,000	400	60,000	62,000	2,400	160,000	162,000	6,400
11,000	440	62,000	64,000	2,480	162,000	164,000	6,480
12,000	480	64,000	66,000	2,560	164,000	166,000	6,560
13,000	520	66,000	68,000	2,640	166,000	168,000	6,640
14,000	560	68,000	70,000	2,720	168,000	170,000	6,720
15,000	600	70,000	72,000	2,800	170,000	172,000	6,800
16,000	640	72,000	74,000	2,880	172,000	174,000	6,880
17,000	680	74,000	76,000	2,960	174,000	176,000	6,960
18,000	720	76,000	78,000	3,040	176,000	178,000	7,040
19,000	760	78,000	80,000	3,120	178,000	180,000	7,120
20,000	800	80,000	82,000	3,200	180,000	184,000	7,200
21,000	840	82,000	84,000	3,280	184,000	188,000	7,360
22,000	880	84,000	86,000	3,360	188,000	192,000	7,520
23,000	920	86,000	88,000	3,440	192,000	196,000	7,680
24,000	960	88,000	90,000	3,520	196,000	200,000	7,840
25,000	1,000	90,000	92,000	3,600	200,000	204,000	8,000
26,000	1,040	92,000	94,000	3,680	204,000	208,000	8,200
27,000	1,080	94,000	96,000	3,760	208,000	212,000	8,400
28,000	1,120	96,000	98,000	3,840	212,000	216,000	8,600
29,000	1,160	98,000	100,000	3,920	216,000	220,000	8,800
30,000	1,200	100,000	102,000	4,000	220,000	224,000	9,000
31,000	1,240	102,000	104,000	4,080	224,000	228,000	9,200
32,000	1,280	104,000	106,000	4,160	228,000	232,000	9,400
33,000	1,320	106,000	108,000	4,240	232,000	236,000	9,600
34,000	1,360	108,000	110,000	4,320	236,000	240,000	9,800
35,000	1,400	110,000	112,000	4,400	240,000	244,000	10,000
36,000	1,440	112,000	114,000	4,480	244,000	248,000	10,200
37,000	1,480	114,000	116,000	4,560	248,000	252,000	10,400
38,000	1,520	116,000	118,000	4,640	252,000	256,000	10,600
39,000	1,560	118,000	120,000	4,720	256,000	260,000	10,800
40,000	1,600	120,000	122,000	4,800	260,000	264,000	11,000
41,000	1,640	122,000	124,000	4,880	264,000	268,000	11,200
42,000	1,680	124,000	126,000	4,960	268,000	272,000	11,400
43,000	1,720	126,000	128,000	5,040	272,000	276,000	11,600
44,000	1,760	128,000	130,000	5,120	276,000	280,000	11,800
45,000	1,800	130,000	132,000	5,200	280,000	284,000	12,000
46,000	1,840	132,000	134,000	5,280	284,000	288,000	12,200
47,000	1,880	134,000	136,000	5,360	288,000	292,000	12,400
48,000	1,920	136,000	138,000	5,440	292,000	296,000	12,600
49,000	1,960	138,000	140,000	5,520	296,000	300,000	12,800

(二)

退職所得の特 別控除後の金			税 額			退職所得の特 別控除後の金			税 額			退職所得の特 別控除後の金			税 額		
以	上	未	満			以	上	未	満			以	上	未	満		
300,000	304,000	13,000		540,000	546,000	28,500	860,000	868,000	52,500			300,000	304,000	13,000		540,000	546,000
304,000	308,000	13,200		546,000	552,000	28,950	868,000	876,000	53,100			304,000	308,000	13,200		546,000	552,000
308,000	312,000	13,400		552,000	558,000	29,400	876,000	884,000	53,700			308,000	312,000	13,400		552,000	558,000
312,000	316,000	13,600		558,000	564,000	29,850	884,000	892,000	54,300			312,000	316,000	13,600		558,000	564,000
316,000	320,000	13,800		564,000	570,000	30,300	892,000	900,000	54,900			316,000	320,000	13,800		564,000	570,000
320,000	324,000	14,000		570,000	576,000	30,750	900,000	908,000	55,500			320,000	324,000	14,000		570,000	576,000
324,000	328,000	14,200		576,000	582,000	31,200	908,000	916,000	56,100			324,000	328,000	14,200		576,000	582,000
328,000	332,000	14,400		582,000	588,000	31,650	916,000	924,000	56,700			328,000	332,000	14,400		582,000	588,000
332,000	336,000	14,600		588,000	594,000	32,100	924,000	932,000	57,300			332,000	336,000	14,600		588,000	594,000
336,000	340,000	14,800		594,000	600,000	32,550	932,000	940,000	57,900			336,000	340,000	14,800		594,000	600,000
340,000	344,000	15,000		600,000	606,000	33,000	940,000	948,000	58,500			340,000	344,000	15,000		600,000	606,000
344,000	348,000	15,200		606,000	612,000	33,450	948,000	956,000	59,100			344,000	348,000	15,200		606,000	612,000
348,000	352,000	15,400		612,000	618,000	33,900	956,000	964,000	59,700			348,000	352,000	15,400		612,000	618,000
352,000	356,000	15,600		618,000	624,000	34,350	964,000	972,000	60,300			352,000	356,000	15,600		618,000	624,000
356,000	360,000	15,800		624,000	630,000	34,800	972,000	980,000	60,900			356,000	360,000	15,800		624,000	630,000
360,000	364,000	16,000		630,000	636,000	35,250	980,000	988,000	61,500			360,000	364,000	16,000		630,000	636,000
364,000	368,000	16,200		636,000	642,000	35,700	988,000	996,000	62,100			364,000	368,000	16,200		636,000	642,000
368,000	372,000	16,400		642,000	648,000	36,150	996,000	1,004,000	62,700			368,000	372,000	16,400		642,000	648,000
372,000	376,000	16,600		648,000	654,000	36,600	1,004,000	1,012,000	63,400			372,000	376,000	16,600		648,000	654,000
376,000	380,000	16,800		654,000	660,000	37,050	1,012,000	1,020,000	64,200			376,000	380,000	16,800		654,000	660,000
380,000	384,000	17,000		660,000	666,000	37,500	1,020,000	1,028,000	65,000			380,000	384,000	17,000		660,000	666,000
384,000	388,000	17,200		666,000	672,000	37,950	1,028,000	1,036,000	65,800			384,000	388,000	17,200		666,000	672,000
388,000	392,000	17,400		672,000	678,000	38,400	1,036,000	1,044,000	66,600			388,000	392,000	17,400		672,000	678,000
392,000	396,000	17,600		678,000	684,000	38,850	1,044,000	1,052,000	67,400			392,000	396,000	17,600		678,000	684,000
396,000	400,000	17,800		684,000	690,000	39,300	1,052,000	1,060,000	68,200			396,000	400,000	17,800		684,000	690,000
400,000	404,000	18,000		690,000	696,000	39,750	1,060,000	1,068,000	69,000			400,000	404,000	18,000		690,000	696,000
404,000	408,000	18,300		696,000	702,000	40,200	1,068,000	1,076,000	69,800			404,000	408,000	18,300		696,000	702,000
408,000	412,000	18,600		702,000	708,000	40,650	1,076,000	1,084,000	70,600			408,000	412,000	18,600		702,000	708,000
412,000	416,000	18,900		708,000	714,000	41,100	1,084,000	1,092,000	71,400			412,000	416,000	18,900		708,000	714,000
416,000	420,000	19,200		714,000	720,000	41,550	1,092,000	1,100,000	72,200			416,000	420,000	19,200		714,000	720,000
420,000	426,000	19,500		720,000	726,000	42,000	1,100,000	1,108,000	73,000			420,000	426,000	19,500		720,000	726,000
426,000	432,000	19,950		726,000	732,000	42,450	1,108,000	1,116,000	73,800			426,000	432,000	19,950		726,000	732,000
432,000	438,000	20,400		732,000	738,000	42,900	1,116,000	1,124,000	74,600			432,000	438,000	20,400		732,000	738,000
438,000	444,000	20,850		738,000	744,000	43,350	1,124,000	1,132,000	75,400			438,000	444,000	20,850		738,000	744,000
444,000	450,000	21,300		744,000	750,000	43,800	1,132,000	1,140,000	76,200			444,000	450,000	21,300		744,000	750,000
450,000	456,000	21,750		750,000	756,000	44,250	1,140,000	1,148,000	77,000			450,000	456,000	21,750		750,000	756,000
456,000	462,000	22,200		756,000	762,000	44,700	1,148,000	1,156,000	77,800			456,000	462,000	22,200		756,000	762,000
462,000	468,000	22,650		762,000	768,000	45,150	1,156,000	1,164,000	78,600			462,000	468,000	22,650		762,000	768,000
468,000	474,000	23,100		768,000	774,000	45,600	1,164,000	1,172,000	79,400			468,000	474,000	23,100		768,000	774,000
474,000	480,000	23,550		774,000	780,000	46,050	1,172,000	1,180,000	80,200			474,000	480,000	23,550		774,000	780,000
480,000	486,000	24,000		780,000	788,000	46,500	1,180,000	1,188,000	81,000			480,000	486,000	24,000		780,000	788,000
486,000	492,000	24,450		788,000	796,000	47,100	1,188,000	1,196,000	81,800			486,000	492,000	24,450		788,000	796,000
492,000	498,000	24,900		796,000	804,000	47,700	1,196,000	1,204,000	82,600			492,000	498,000	24,900		796,000	804,000
498,000	504,000	25,350		804,000	812,000	48,300	1,204,000	1,212,000	83,400			498,000	504,000	25,350		804,000	812,000
504,000	510,000	25,800		812,000	820,000	48,900	1,212,000	1,220,000	84,200			504,000	510,000	25,800		812,000	820,000
510,000	516,000	26,250		820,000	828,000	49,500	1,220,000	1,228,000	85,000			510,000	516,000	26,250		820,000	828,000
516,000	522,000	26,700		828,000	836,000	50,100	1,228,000	1,236,000	85,800			516,000	522,000	26,700		828,000	836,000
522,000	528,000	27,150		836,000	844,000	50,700	1,236,000	1,244,000	86,600			522,000	528,000	27,150		836,000	844,000
528,000	534,000	27,600		844,000	852,000	51,300	1,244,000	1,252,000	87,400			528,000	534,000	27,600		844,000	852,000
534,000	540,000	28,050		852,000	860,000	51,900	1,252,000	1,260,000	88,200			534,000	540,000	28,050		852,000	860,000

(三)

退職所得の特 別控除後の金 額		税 額	退職所得の特 別控除後の金 額		税 額	退職所得の特 別控除後の金 額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円 1,260,000	円 1,268,000	円 89,000	円 1,700,000	円 1,710,000	円 135,500	円 5,000,000	円 8,000,000	退職所得の特別 控除後の金額に 20%を乗じて算 出した金額から 552,000円を控 除した金額
1,268,000	1,276,000	89,800	1,710,000	1,720,000	136,750			
1,276,000	1,284,000	90,600	1,720,000	1,730,000	138,000			
1,284,000	1,292,000	91,400	1,730,000	1,740,000	139,250			
1,292,000	1,300,000	92,200	1,740,000	1,750,000	140,500			
						8,000,000	12,000,000	退職所得の特別 控除後の金額に 22.5%を乗じて 算出した金額か ら552,000円を 控除した金額
1,300,000	1,310,000	93,000	1,750,000	1,760,000	141,750			
1,310,000	1,320,000	94,000	1,760,000	1,770,000	143,000			
1,320,000	1,330,000	95,000	1,770,000	1,780,000	144,250			
1,330,000	1,340,000	96,000	1,780,000	1,790,000	145,500			
1,340,000	1,350,000	97,000	1,790,000	1,800,000	146,750			
						12,000,000	20,000,000	退職所得の特別 控除後の金額に 25%を乗じて算 出した金額から 552,000円を控 除した金額
1,350,000	1,360,000	98,000	1,800,000	1,810,000	148,000			
1,360,000	1,370,000	99,000	1,810,000	1,820,000	149,250			
1,370,000	1,380,000	100,000	1,820,000	1,830,000	150,500			
1,380,000	1,390,000	101,000	1,830,000	1,840,000	151,750			
1,390,000	1,400,000	102,000	1,840,000	1,850,000	153,000			
						20,000,000	40,000,000	退職所得の特別 控除後の金額に 27.5%を乗じて 算出した金額か ら1,352,000円 を控除した金額
1,400,000	1,410,000	103,000	1,850,000	1,860,000	154,250			
1,410,000	1,420,000	104,000	1,860,000	1,870,000	155,500			
1,420,000	1,430,000	105,000	1,870,000	1,880,000	156,750			
1,430,000	1,440,000	106,000	1,880,000	1,890,000	158,000			
1,440,000	1,450,000	107,000	1,890,000	1,900,000	159,250			
						40,000,000	60,000,000	退職所得の特別 控除後の金額に 30%を乗じて算 出した金額から 2,352,000円を 控除した金額
1,450,000	1,460,000	108,000	1,900,000	1,910,000	160,500			
1,460,000	1,470,000	109,000	1,910,000	1,920,000	161,750			
1,470,000	1,480,000	110,000	1,920,000	1,930,000	163,000			
1,480,000	1,490,000	111,000	1,930,000	1,940,000	164,250			
1,490,000	1,500,000	112,000	1,940,000	1,950,000	165,500			
						60,000,000	90,000,000	退職所得の特別 控除後の金額に 32.5%を乗じて 算出した金額か ら3,352,000円 を控除した金額
1,500,000	1,510,000	113,000	1,950,000	1,960,000	166,750			
1,510,000	1,520,000	114,000	1,960,000	1,970,000	168,000			
1,520,000	1,530,000	115,000	1,970,000	1,980,000	169,250			
1,530,000	1,540,000	116,000	1,980,000	1,990,000	170,500			
1,540,000	1,550,000	117,000	1,990,000	2,000,000	171,750			
						90,000,000	120,000,000	退職所得の特別 控除後の金額に 35%を乗じて算 出した金額から 6,102,000円を 控除した金額
1,550,000	1,560,000	118,000	2,000,000	2,400,000	退職所得の特別 控除後の金額に 32.5%を乗じて 算出した金額か ら77,000円を控 除した金額			
1,560,000	1,570,000	119,000						
1,570,000	1,580,000	120,000						
1,580,000	1,590,000	121,000						
1,590,000	1,600,000	122,000						
						120,000,000円以上		退職所得の特別 控除後の金額に 37.5%を乗じて 算出した金額か ら9,102,000円 を控除した金額
1,600,000	1,610,000	123,000	2,400,000	3,600,000	退職所得の特別 控除後の金額に 35%を乗じて算 出した金額から 137,000円を控 除した金額			
1,610,000	1,620,000	124,250						
1,620,000	1,630,000	125,500						
1,630,000	1,640,000	126,750						
1,640,000	1,650,000	128,000						
1,650,000	1,660,000	129,250	3,600,000	5,000,000	退職所得の特別 控除後の金額に 37.5%を乗じて 算出した金額か ら227,000円を 控除した金額			
1,660,000	1,670,000	130,500						
1,670,000	1,680,000	131,750						
1,680,000	1,690,000	133,000						
1,690,000	1,700,000	134,250						

(注) この表において「退職所得の特別控除後の金額」とは、退職所得の収入金額から、第九条第一項第六号イからハまでの規定により計算した金額又は第三十八条の二第三項に規定する退職所得の特別控除額を控除した金額をいう。

(備考) 税額を求めるには、まず、退職所得の特別控除後の金額を求め、次に、その金額に応じて「退職所得の特別控除後の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その退職所得に対する税額である。

別表第六 年末調整のための簡易税額表(第四十条の規定による所得税額表)

(一)

課税給与 所得金額		税 額	課税給与 所得金額		税 額	課税給与 所得金額		税 額	課税給与 所得金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円 500	円未満	円 0	円 25,000	円 25,500	円 2,000	円 70,000	円 71,000	円 5,600	円 150,000	円 152,000	円 13,000
500	1,000	40	25,500	26,000	2,040	71,000	72,000	5,680	152,000	154,000	13,200
1,000	1,500	80	26,000	26,500	2,080	72,000	73,000	5,760	154,000	156,000	13,400
1,500	2,000	120	26,500	27,000	2,120	73,000	74,000	5,840	156,000	158,000	13,600
2,000	2,500	160	27,000	27,500	2,160	74,000	75,000	5,920	158,000	160,000	13,800
2,500	3,000	200	27,500	28,000	2,200	75,000	76,000	6,000	160,000	162,000	14,000
3,000	3,500	240	28,000	28,500	2,240	76,000	77,000	6,080	162,000	164,000	14,200
3,500	4,000	280	28,500	29,000	2,280	77,000	78,000	6,160	164,000	166,000	14,400
4,000	4,500	320	29,000	29,500	2,320	78,000	79,000	6,240	166,000	168,000	14,600
4,500	5,000	360	29,500	30,000	2,360	79,000	80,000	6,320	168,000	170,000	14,800
5,000	5,500	400	30,000	31,000	2,400	80,000	81,000	6,400	170,000	172,000	15,000
5,500	6,000	440	31,000	32,000	2,480	81,000	82,000	6,480	172,000	174,000	15,200
6,000	6,500	480	32,000	33,000	2,560	82,000	83,000	6,560	174,000	176,000	15,400
6,500	7,000	520	33,000	34,000	2,640	83,000	84,000	6,640	176,000	178,000	15,600
7,000	7,500	560	34,000	35,000	2,720	84,000	85,000	6,720	178,000	180,000	15,800
7,500	8,000	600	35,000	36,000	2,800	85,000	86,000	6,800	180,000	182,000	16,000
8,000	8,500	640	36,000	37,000	2,880	86,000	87,000	6,880	182,000	184,000	16,200
8,500	9,000	680	37,000	38,000	2,960	87,000	88,000	6,960	184,000	186,000	16,400
9,000	9,500	720	38,000	39,000	3,040	88,000	89,000	7,040	186,000	188,000	16,600
9,500	10,000	760	39,000	40,000	3,120	89,000	90,000	7,120	188,000	190,000	16,800
10,000	10,500	800	40,000	41,000	3,200	90,000	92,000	7,200	190,000	192,000	17,000
10,500	11,000	840	41,000	42,000	3,280	92,000	94,000	7,360	192,000	194,000	17,200
11,000	11,500	880	42,000	43,000	3,360	94,000	96,000	7,520	194,000	196,000	17,400
11,500	12,000	920	43,000	44,000	3,440	96,000	98,000	7,680	196,000	198,000	17,600
12,000	12,500	960	44,000	45,000	3,520	98,000	100,000	7,840	198,000	200,000	17,800
12,500	13,000	1,000	45,000	46,000	3,600	100,000	102,000	8,000	200,000	202,000	18,000
13,000	13,500	1,040	46,000	47,000	3,680	102,000	104,000	8,200	202,000	204,000	18,300
13,500	14,000	1,080	47,000	48,000	3,760	104,000	106,000	8,400	204,000	206,000	18,600
14,000	14,500	1,120	48,000	49,000	3,840	106,000	108,000	8,600	206,000	208,000	18,900
14,500	15,000	1,160	49,000	50,000	3,920	108,000	110,000	8,800	208,000	210,000	19,200
15,000	15,500	1,200	50,000	51,000	4,000	110,000	112,000	9,000	210,000	213,000	19,500
15,500	16,000	1,240	51,000	52,000	4,080	112,000	114,000	9,200	213,000	216,000	19,950
16,000	16,500	1,280	52,000	53,000	4,160	114,000	116,000	9,400	216,000	219,000	20,400
16,500	17,000	1,320	53,000	54,000	4,240	116,000	118,000	9,600	219,000	222,000	20,850
17,000	17,500	1,360	54,000	55,000	4,320	118,000	120,000	9,800	222,000	225,000	21,300
17,500	18,000	1,400	55,000	56,000	4,400	120,000	122,000	10,000	225,000	228,000	21,750
18,000	18,500	1,440	56,000	57,000	4,480	122,000	124,000	10,200	228,000	231,000	22,200
18,500	19,000	1,480	57,000	58,000	4,560	124,000	126,000	10,400	231,000	234,000	22,650
19,000	19,500	1,520	58,000	59,000	4,640	126,000	128,000	10,600	234,000	237,000	23,100
19,500	20,000	1,560	59,000	60,000	4,720	128,000	130,000	10,800	237,000	240,000	23,550
20,000	20,500	1,600	60,000	61,000	4,800	130,000	132,000	11,000	240,000	243,000	24,000
20,500	21,000	1,640	61,000	62,000	4,880	132,000	134,000	11,200	243,000	246,000	24,450
21,000	21,500	1,680	62,000	63,000	4,960	134,000	136,000	11,400	246,000	249,000	24,900
21,500	22,000	1,720	63,000	64,000	5,040	136,000	138,000	11,600	249,000	252,000	25,350
22,000	22,500	1,760	64,000	65,000	5,120	138,000	140,000	11,800	252,000	255,000	25,800
22,500	23,000	1,800	65,000	66,000	5,200	140,000	142,000	12,000	255,000	258,000	26,250
23,000	23,500	1,840	66,000	67,000	5,280	142,000	144,000	12,200	258,000	261,000	26,700
23,500	24,000	1,880	67,000	68,000	5,360	144,000	146,000	12,400	261,000	264,000	27,150
24,000	24,500	1,920	68,000	69,000	5,440	146,000	148,000	12,600	264,000	267,000	27,600
24,500	25,000	1,960	69,000	70,000	5,520	148,000	150,000	12,800	267,000	270,000	28,050

(二)

課税所得金額		税額	課税所得金額		税額	課税所得金額		税額	課税所得金額		税額	課税所得金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満		以上	未満		以上	未満	
270,000	273,000	28,500	430,000	434,000	52,500	630,000	635,000	89,000	880,000	885,000	143,000	270,000	273,000	28,500
273,000	276,000	28,950	434,000	438,000	53,100	635,000	640,000	90,000	885,000	890,000	144,250	276,000	279,000	29,400
276,000	279,000	29,400	438,000	442,000	53,700	640,000	645,000	91,000	890,000	895,000	145,500	279,000	282,000	29,850
279,000	282,000	29,850	442,000	446,000	54,300	645,000	650,000	92,000	895,000	900,000	146,750	282,000	285,000	30,300
282,000	285,000	30,300	446,000	450,000	54,900	650,000	655,000	93,000	900,000	905,000	148,000			
285,000	288,000	30,750	450,000	454,000	55,500	655,000	660,000	94,000	905,000	910,000	149,250	285,000	288,000	30,750
288,000	291,000	31,200	454,000	458,000	56,100	660,000	665,000	95,000	910,000	915,000	150,500	288,000	291,000	31,200
291,000	294,000	31,650	458,000	462,000	56,700	665,000	670,000	96,000	915,000	920,000	151,750	291,000	294,000	31,650
294,000	297,000	32,100	462,000	466,000	57,300	670,000	675,000	97,000	920,000	925,000	153,000	294,000	297,000	32,100
297,000	300,000	32,550	466,000	470,000	57,900	675,000	680,000	98,000	925,000	930,000	154,250	297,000	300,000	32,550
300,000	303,000	33,000	470,000	474,000	58,500	680,000	685,000	99,000	930,000	935,000	155,500	300,000	303,000	33,000
303,000	306,000	33,450	474,000	478,000	59,100	685,000	690,000	100,000	935,000	940,000	156,750	303,000	306,000	33,450
306,000	309,000	33,900	478,000	482,000	59,700	690,000	695,000	101,000	940,000	945,000	158,000	306,000	309,000	33,900
309,000	312,000	34,350	482,000	486,000	60,300	695,000	700,000	102,000	945,000	950,000	159,250	309,000	312,000	34,350
312,000	315,000	34,800	486,000	490,000	60,900	700,000	705,000	103,000	950,000	955,000	160,500	312,000	315,000	34,800
315,000	318,000	35,250	490,000	494,000	61,500	705,000	710,000	104,000	955,000	960,000	161,750	315,000	318,000	35,250
318,000	321,000	35,700	494,000	498,000	62,100	710,000	715,000	105,000	960,000	965,000	163,000	318,000	321,000	35,700
321,000	324,000	36,150	498,000	502,000	62,700	715,000	720,000	106,000	965,000	970,000	164,250	321,000	324,000	36,150
324,000	327,000	36,600	502,000	506,000	63,400	720,000	725,000	107,000	970,000	975,000	165,500	324,000	327,000	36,600
327,000	330,000	37,050	506,000	510,000	64,200	725,000	730,000	108,000	975,000	980,000	166,750	327,000	330,000	37,050
330,000	333,000	37,500	510,000	514,000	65,000	730,000	735,000	109,000	980,000	985,000	168,000	330,000	333,000	37,500
333,000	336,000	37,950	514,000	518,000	65,800	735,000	740,000	110,000	985,000	990,000	169,250	333,000	336,000	37,950
336,000	339,000	38,400	518,000	522,000	66,600	740,000	745,000	111,000	990,000	995,000	170,500	336,000	339,000	38,400
339,000	342,000	38,850	522,000	526,000	67,400	745,000	750,000	112,000	995,000	1,000,000	171,750	339,000	342,000	38,850
342,000	345,000	39,300	526,000	530,000	68,200	750,000	755,000	113,000				342,000	345,000	39,300
345,000	348,000	39,750	530,000	534,000	69,000	755,000	760,000	114,000	1,000,000	1,200,000	課税所得金額に25%を乗じて算出した金額から77,000円を控除した金額	345,000	348,000	39,750
348,000	351,000	40,200	534,000	538,000	69,800	760,000	765,000	115,000				348,000	351,000	40,200
351,000	354,000	40,650	538,000	542,000	70,600	765,000	770,000	116,000				351,000	354,000	40,650
354,000	357,000	41,100	542,000	546,000	71,400	770,000	775,000	117,000				354,000	357,000	41,100
357,000	360,000	41,550	546,000	550,000	72,200	775,000	780,000	118,000				357,000	360,000	41,550
360,000	363,000	42,000	550,000	554,000	73,000	780,000	785,000	119,000	1,200,000	1,800,000	課税所得金額に30%を乗じて算出した金額から137,000円を控除した金額	360,000	363,000	42,000
363,000	366,000	42,450	554,000	558,000	73,800	785,000	790,000	120,000				363,000	366,000	42,450
366,000	369,000	42,900	558,000	562,000	74,600	790,000	795,000	121,000				366,000	369,000	42,900
369,000	372,000	43,350	562,000	566,000	75,400	795,000	800,000	122,000				369,000	372,000	43,350
372,000	375,000	43,800	566,000	570,000	76,200	800,000	805,000	123,000				372,000	375,000	43,800
375,000	378,000	44,250	570,000	574,000	77,000	805,000	810,000	124,250	1,800,000	2,500,000	課税所得金額に35%を乗じて算出した金額から227,000円を控除した金額	375,000	378,000	44,250
378,000	381,000	44,700	574,000	578,000	77,800	810,000	815,000	125,500				378,000	381,000	44,700
381,000	384,000	45,150	578,000	582,000	78,600	815,000	820,000	126,750				381,000	384,000	45,150
384,000	387,000	45,600	582,000	586,000	79,400	820,000	825,000	128,000				384,000	387,000	45,600
387,000	390,000	46,050	586,000	590,000	80,200	825,000	830,000	129,250				387,000	390,000	46,050
390,000	394,000	46,500	590,000	594,000	81,000	830,000	835,000	130,500	2,500,000	4,000,000	課税所得金額に40%を乗じて算出した金額から352,000円を控除した金額	390,000	394,000	46,500
394,000	398,000	47,100	594,000	598,000	81,800	835,000	840,000	131,750				394,000	398,000	47,100
398,000	402,000	47,700	598,000	602,000	82,600	840,000	845,000	133,000				398,000	402,000	47,700
402,000	406,000	48,300	602,000	606,000	83,400	845,000	850,000	134,250				402,000	406,000	48,300
406,000	410,000	48,900	606,000	610,000	84,200	850,000	855,000	135,500				406,000	410,000	48,900
410,000	414,000	49,500	610,000	614,000	85,000	855,000	860,000	136,750	4,000,000	6,000,000	課税所得金額に45%を乗じて算出した金額から552,000円を控除した金額	410,000	414,000	49,500
414,000	418,000	50,100	614,000	618,000	85,800	860,000	865,000	138,000				414,000	418,000	50,100
418,000	422,000	50,700	618,000	622,000	86,600	865,000	870,000	139,250				418,000	422,000	50,700
422,000	426,000	51,300	622,000	626,000	87,400	870,000	875,000	140,500				422,000	426,000	51,300
426,000	430,000	51,900	626,000	630,000	88,200	875,000	880,000	141,750				426,000	430,000	51,900

昭和三十一年三月二日 衆議院会議録第十八号(その二) 所得税法の一部を改正する法律案

(三)

課税所得金額		税額	課税所得金額		税額	課税所得金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
6,000,000円	10,000,000円	課税所得金額を算出した金額から852,000円を控除した金額	20,000,000円	30,000,000円	課税所得金額を算出した金額から2,852,000円を控除した金額	45,000,000円	60,000,000円	課税所得金額を算出した金額から6,102,000円を控除した金額
10,000,000円	20,000,000円	課税所得金額を算出した金額から1,352,000円を控除した金額	30,000,000円	45,000,000円	課税所得金額を算出した金額から3,852,000円を控除した金額	60,000,000円以上		課税所得金額を算出した金額から9,102,000円を控除した金額

その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当するごとに6,000円を、控除対象配偶者又は扶養親族である障害者がある場合には、当該障害者1人につき6,000円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

- (一) まず、この表の附表によりその年の給与所得の収入金額に応じて求めた給与所得控除後の給与の金額から、次の金額を控除した金額を求める。
- (1) その年の給与から控除される社会保険料がある場合には、その金額
 - (2) 申告された社会保険料の金額がある場合には、その金額
 - (3) 申告された生命保険料の金額がある場合には、その金額(その金額が15,000円をこえる場合には、15,000円とそのこえる金額(その金額が35,000円をこえるときは、35,000円)の2分の1に相当する金額との合計額)
- (二) 次に、(一)により求めた金額から、
- (1) 申告された控除対象配偶者がある場合において、
 - (i) 申告された扶養親族があるときは、第十一条の八第一項の規定による配偶者控除額、第十一条の九第一項第一号の規定による扶養控除額及び基礎控除額の合計額を控除し、
 - (ii) 申告された扶養親族がないときは、第十一条の八第一項の規定による配偶者控除額と基礎控除額との合計額を控除し、
 - (2) 申告された控除対象配偶者がない場合において、
 - (i) 申告された扶養親族があるときは、
 - (a) (b)に該当するときは、除くほか、第十一条の九第一項第二号の規定による扶養控除額と基礎控除額との合計額を控除し、
 - (b) 第十一条の九第二項の規定の適用を受ける旨の申告があるときは、同条第一項第一号に掲げる金額に相当する扶養控除額と基礎控除額との合計額を控除し、
 - (ii) 申告された扶養親族がないときは、基礎控除額を控除し、
- それぞれその残額を求める。
- (三) (二)により求めた残額に応じ、「課税給与所得金額」欄の該当する行を求め、その行の「税額」欄に記載されている金額(障害者控除額、老年者控除額、寡婦控除額又は勤労学生控除額の控除が認められる場合には、これらの控除が認められるごとに当該金額から6,000円を控除した金額)が、その求める税額である。
- (四) (一)から(三)までにより税額を求める場合において、(二)により求めた残額が1,000,000円以上の者の当該残額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた後の残額に応じ、「課税給与所得金額」欄の該当する行を求めるものとし、その者の税額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額が、その求める税額である。

昭和三十七年三月二日 衆議院會議第十八号(その二) 所得税法の一部を改正する法律案

二一九四

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

(経過規定の原則)

第二条 この附則において別段の定めがあるものを除くほか、改正後の所得税法(以下「新法」という。)の規定は、昭和三十七年分以後の所得税について適用し、昭和三十

六年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(昭和三十七年分の所得税の税額算定等に係る特例)

第三条 昭和三十七年分の所得税については、次の表の上欄に掲げる新法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

条 項	読み替へる規定	読み替へる規定
第八条第七項第一号及び第十一号	十万円	九万七千五百円
第三十二条第四号	三万五千元	三万円
第三十一条の七	十万円	九万七千五百円
第三十一条の八及び第十二条	別表第五	所得税法の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第三号)附則別表第三
第三十八条の二第一項各号	別表第六に掲げる税額	所得税法の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第三号)附則別表第四に掲げる税額
第四十条第一項第二号		

2 昭和三十七年分の所得税について

ては、新法第十三条に規定する税率を適用して計算する税額及び新法第十五条の規定による税額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる税額によるものとする。

一 総所得金額(新法第十四条の規定の適用がある場合には、調整所得金額)に対するもの 課税総所得金額又は調整所得金額に

応じ附則別表第一に定める税額

二 山林所得の金額に対するもの 課税山林所得金額に応じ附則別表第二に定める税額

三 退職所得の金額に対するもの イ又はロに掲げる区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる税額

イ 新法第十五条第三項の規定に該当する場合 退職所得の収入金額に応じ附則別表第三

に定める税額

ロ 新法第十五条第四項の規定に該当する場合 課税退職所得金額に応じ附則別表第一に定める税額

(所得税法の施行地に源泉がある所得に係る経過規定)

第四条 新法第一条第三項第三号(同号に掲げる生命保険契約に基づき受ける年金に係る部分に限る。以下この条において同じ。)、

第五号(同号に規定する人的役務の提供を主たる内容とする事業の所得で、改正前の所得税法(以下「旧法」という。)第一条第二項第五号に規定する所得に該当しないものに係る部分に限る。以下この条において同じ。及び第七号並びに同条第九項後段の規定並びにこれらの規定に係る同条第六項、新法第十七条第一項、第十八条第二項及び第四項、第二十九条第七項、第四十一条第一項から第三項まで及び第五項から第九項まで並びに第六十一条第一項第三号の規定は、

昭和三十七年七月一日以後に支払を受けるべき新法第一条第三項第三号、第五号及び第七号に掲げる所得並びに同条第九項後段のこの法律の施行地に源泉があるものとされた所得について適用し、同日

前に支払を受けるべきこれらの所得については、なお従前の例による。

(非永住者の判定等に係る経過規定)

第五条 新法第二条第二項及び第六項の規定は、昭和三十八年分以後の所得税について適用し、昭和三十一年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(被災事業用資産に係る経過規定)

第六条 新法第九条の四第三項(同項の被災事業用資産に係る部分に限る。)の規定は、昭和三十一年一月一日以後において生じた同条第六項に規定する損失について適用し、同日前に生じた当該損失については、なお従前の例による。

(譲渡代金の貸倒れの場合等の所得計算の特例に係る経過規定)

第七条 新法第十条の六及び第二十七条第七項から第十項まで(新法第二十九条第五項において準用する場合を含む。)並びに第三十二条第三項(新法第三十四条第四項において準用する場合を含む。)、第四十七条第三項及び第四十八条第一項(新法第二十七条第七項に規定する事由が生じたことによる更

正に係る部分に限る。)の規定は、昭和三十一年一月一日以後に新法第十条の六の規定に該当する事実又は新法第二十七条第七項に規定する事由が生じた場合について適用する。この場合において、同年五月三十一日以前に同項に規定する事由が生じたときは、同項(新法第二十九条第五項において準用する場合を含む。)において準用する新法第二十七条第六項の規定による更正の請求は、同項の規定にかかわらず、同年六月三十日まで、することができ。

(非居住者又は法人に対する特別税率に係る経過規定)

第八条 新法第十七条第一項、第十八条第四項及び第四十一条第三項(新法第一条第八項第二号若しくは第三号に掲げる事業を有する非居住者又は法人で同項第一号に掲げる事業を有しないもの)の新法第十七条第一項、第十八条第四項及び第四十一条第三項に規定する事業に帰せられるべき所得に係る部分に限る。)の規定は、昭和三十一年七月一日以後に支払を受けるべきこれらの規定に規定する所得について適用し、同日前に支払を受

けるべきこれらの所得については、なお従前の例による。

2 新法第十八条第三項の規定は、昭和三十七年四月一日以後に行なわれる同項の支払、配当又は分配に係る利子所得及び配当所得について適用し、同日前行なわれた当該支払、配当又は分配に係る利子所得及び配当所得については、なお従前の例による。

(昭和三十七年分及び昭和三十八年分の予定納税基準額の計算の特例)

第九条 昭和三十七年分の所得税については、新法第二十一条の第二項に規定する予定納税基準額は、第一号に掲げる金額から、第二号から第四号までに掲げる金額の合計額を控除した金額により、その金額が六千円に満たないときは、予定納税基準額がないものとす。

一 納税義務者の昭和三十六年分の所得税の計算の基礎となつた総所得金額(同年中に譲渡所得、一時所得、雑所得又はこれに該当しない臨時所得の金額があつた場合には、新法第二十一条の二第一項の規定に基づく命

昭和三十七年三月二日 衆議院会議録第十八号(その二) 所得税法の一部を改正する法律案

令の規定に準じてこれらの所得の金額を除外して計算したところによる。)から当該納税義務者の同年分の課税総所得金額の計算の基礎となつた事実に基づき、政令で定めるところにより、旧法の規定による雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、生命保険料控除額及び扶養控除額並びに附則第三条第一項の規定により読み替えられた新法第十一条の八及び第十二条の規定による配偶者控除額及び基礎控除額を控除し、その残額について、附則別表第一により計算した税額から、同年分の所得税額の計算の基礎となつた事実に基づき、新法の規定により計算した障害者控除額、老年者控除額、寡婦控除額、勤労学生控除額及び配当控除額並びに旧法の規定による外国税控除額を控除した金額

二 納税義務者が旧法第四十条に規定する給与の支払者から受けた昭和三十六年中の支給に係る給与所得について、政令で定めるところにより、同条第一項第二号に掲げる税額の計算の基礎となつた事実に基づいて求めた

附則第三条第一項の規定により読み替えられた新法第四十条第一項第二号に掲げる税額

三 前号に規定する給与所得以外の昭和三十六年中の支給に係る給与所得について、旧法第三十八条の規定により徴収された、又は徴収されるべき税額

四 昭和三十六年分の所得につき旧法第三十七条、第四十一条第一項又は第四十二条の規定により徴収された、又は徴収されるべき税額及び旧法第四十一条第二項の規定により納付された税額(旧法第十七条に規定する所得、利子所得、退職所得、雑所得又はこれに該当しない臨時所得に係るものを除く。)

2 昭和三十六年分の所得税の総所得金額の計算について旧法第十一条の二第二項の規定の適用を受けた納税義務者で、その同項に規定する青色事業専従者のうちに同年十二月三十一日における年齢が十九歳から二十四歳までであつた者があるものについては、当該納税義務者の前項に定める昭和三十七年分の予定納税基準額の計算の基礎となる同項第一号に規定する総

所得金額並びに配偶者控除額及び扶養控除額は、次項及び第四項に定めるところに従つて計算した金額によることができるものとす。

3 前項の規定の適用を受けようとする納税義務者は、昭和三十七年五月一日の現況により、同月十五日まで(新法第七条の二に規定する特別農業所得者にあつては、同年九月一日の現況により、同月十五日まで)に、政令で定めるところにより、その同年分の見積りに係る新法第十一条の二第二項の規定による青色専従者給与額のその前年において旧法第十一条の二第二項の規定の適用を受けた金額に対する増加額その他必要な事項を記載した申請書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

4 前項の申請書の提出があつた場合における第一項の規定の適用については、政令で定めるところにより、当該申請書に記載されたところ(その記載されたところが新法第十一条の二第二項の規定に従つていないときは、同項の規定に従つて税務署長が修正したところ)に従い、第一項第一号の総所得金

額は、同号の規定により計算した金額から前項の青色専従者給与額の増加額に相当する金額を控除した金額によるものとし、同号の配偶者控除額又は扶養控除額は、それぞれ当該青色専従者給与額の増加の基因となつた青色事業専従者が前年において当該増加額に相当する給与の支給を受けていたものとみなして附則第三条第一項の規定により読み替えられた新法第十一条の八又は旧法第十一条の九の規定を適用した場合における配偶者控除額又は扶養控除額によるものとする。

5 税務署長は、前項の場合において、第三項の申請書に記載されたところを修正して予定納税基準額を計算したときは、新法第二十一条の四第一項の規定による通知をする書面に、その修正したところを附記しなければならない。

6 第一項の規定は、昭和三十八年分の予定納税基準額の計算について適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

昭和三十七年三月二日 衆議院會議録第十八号(その二) 所得税法の一部を改正する法律案

二九六

条 項	読み替えられる規定	読み替える規定
第一号	昭和三十六年 旧法 及び扶養控除額並びに附則第三 条第一項の規定により読み 替えられた新法第十一條の八 及び第十二條の規定による配 偶者控除額 附則別表第一	昭和三十七年 新法 、配偶者控除額、扶養控除額
第二号	昭和三十六年 旧法 及び配当控除額並びに旧法の 規定による外国税控除額 政令で定めるところにより、 同条第一項第二号 附則第三條第一項の規定によ り読み替えられた新法第四十 条第一項第二号に掲げる税額 昭和三十六年 旧法	新法第十三条から第十五条ま での規定 、寄附金控除額、配当控除額 及び外国税控除額 新法 昭和三十七年 同条第一項第二号 同号に掲げる税額
第三号	昭和三十六年 旧法 所得税法の一部を改正する法律 (昭和三十七年法律第 号) による改正前の所得税法第三 十八條又は新法 昭和三十七年 新法 退職所得、一時所得	昭和三十七年 所得税法の一部を改正する法律 (昭和三十七年法律第 号) による改正前の所得税法第三 十八條又は新法 昭和三十七年 新法 退職所得、一時所得
第四号	昭和三十六年 旧法 退職所得	新法 退職所得、一時所得

7 前年分の所得税につき旧法第十一條の三又は新法第十一條の三の規定の適用があつた場合における昭和三十七年分及び昭和三十八年分の新法第二十一條の二第一項に規定する予定納税基準額の計算については、政令で定める。

(出国等の場合の申告に係る経過規定)
第十條 新法第二十九條第二項及び第三項後段並びにこれらの規定に係る同条第四項の規定並びに第三十四條第二項の規定は、昭和三十七年四月一日以後に新法第二十九條第二項又は第三項後段の規定に

該当する事実が生ずる場合について適用し、同日前に旧法第二十九條第二項又は第三項後段の規定に該当する事実が生じた場合については、なお従前の例による。
(昭和三十七年分及び昭和三十八年分の純損失の繰戻しの特例)
第十一條 昭和三十七年において純損失の金額がある場合における新法第三十六條の規定の適用については、同条第一項の規定による還付金の計算の基礎となる税額は、旧法第十三条から第十五条までの規定により計算した税額による。
2 前項の規定は、昭和三十八年において純損失の金額がある場合における新法第三十六條の規定の適用について準用する。この場合において、同項中「旧法第十三条から第十五条まで」とあるのは、「附則第三條第二項」と読み替えるものとする。
(給与所得等に対する源泉徴収に係る経過規定)
第十二條 新法第三十八條の規定並びに新法別表第三及び第四は、昭和三十七年四月一日以後に支給すべき給与所得について適用し、同日前に支給すべき給与所得については、なお従前の例による。

2 昭和三十七年四月一日から同年十二月三十一日までの間に支給すべき新法第三十八條第一項第六号に規定する給与については、同号に掲げる税額から三円を控除した金額に相当する金額をもつて同号に掲げる税額とみなす。
3 附則第三條第一項の規定により読み替えられた新法第三十八條の二の規定及び附則別表第三は、昭和三十七年中に支給すべき退職所得で同年四月一日以後に支払われるものについて適用し、同年中に支給すべき退職所得で同日前に支払われたものについては、なお従前の例による。
4 附則第三條第一項の規定により読み替えられた新法第四十條の規定及び附則別表第四は、昭和三十七年中に支給すべき給与所得でその最後に支払をする日が同年四月一日以後である場合について適用し、その最後に支払をする日が同月一日前である場合については、なお従前の例による。
5 新法第四十一條第三項(新法第一條第三項第五号に掲げる所得で附則第四條第一項の規定の適用を受けるものに係る部分を除く。)の規定は、昭和三十七年四月一日以後に支払を受けるべきこれらの所得について適用する。

6 新法第四十二條第一項(同項に規定する賞金に係る部分に限る。)及び第三項の規定は、昭和三十七年七月一日以後に支払うべきこれらの規定に規定する所得について適用する。
(賞金等の支払調書に係る経過規定)
第十三條 新法第六十一條第一項第四号(同号に規定する賞金に係る部分に限る。)又は第五号の規定は、昭和三十七年四月一日以後に支払うべきこれらの規定に規定する賞金又は保険金その他これに類する給付について適用する。
(納税地に係る経過規定)
第十四條 新法第六十五條の規定は、昭和三十七年四月一日から適用し、同日前における所得税の納税地については、なお従前の例による。
2 この法律の施行前にされた旧法第六十五條第一項ただし書の申告は、新法第六十五條第一項第一号の申告とみなす。
3 この法律の施行の際旧法第六十五條第二項前段の申告により納税地が定められている場合には、その納税地として定められている場

所は、新法第六十五条第一項の規定による納税地とみなす。ただし、この法律の施行地に住所若しくは居所を有することとなつたとき、又は同項の規定による納税地によりたい旨を当該場所の所轄税務署長に届け出たときは、その有することとなつた日又はその届出があつた日以後は、この限りでない。

4 この法律の施行の際旧法第六十五条第二項後段の規定による指定により納税地が定められている場合において、その指定に係る納税地が新法第六十五条第一項の規定による納税地と異なるときは、当該指定は、同条第二項の規定による指定とみなす。

(罰則に係る経過規定)

第十五条 この法律の施行前にした所得税に係る違反行為及び附則第二条の規定により従前の例によることとされる所得税に係るこの法律の施行後にした違反行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(施行日前に出国した者に係る更正の請求)

第十六条 昭和三十七年四月一日前に昭和三十七年分の所得税につき

旧法第二十九条第二項又は第三項後段の規定による申告書を提出した者及び同日前に同年分の所得税につき旧法第四十四条第五項において準用する同条第四項の規定による決定を受けた者は、当該申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項(これらの事項につき同日前に旧法第四十四条第五項において準用する同条第一項から第三項まで又は同条第六項の規定による更正があつたときは、その更正後の事項)につき新法の規定の適用により異動を生ずることとなつたときは、その異動を生ずることとなつた事項について、同年六月三十日までに、納税地の所轄税務署長に対し、更正の請求をすることができ。

2 前項の規定による更正の請求は、新法第二十七条第六項の規定による更正の請求とみなして、同条第八項及び第九項、新法第三十二条第三項並びに新法第七章の規定を適用する。この場合において、同項において準用する新法第三十一条第三項中「確定申告書又は損失申告書の提出期限の翌日」とあるのは、「昭和三十七年四月一日」とする。

(施行日前に支払われた退職所得に係る源泉徴収税額の還付)

第十七条 昭和三十七年中に支給すべき退職所得で同年一月一日から三月三十一日までの間に支払われたものにつき旧法第三十八条の二の規定により徴収された所得税額が、当該退職所得につき附則第三条第一項の規定により読み替えられた新法第三十八条の二の規定を適用した場合において徴収すべきこととなる所得税額をこえるときは、当該退職所得の支払を受けた者は、政令で定めるところにより、同年六月三十日までに、納税地の所轄税務署長に対し、そのこえる金額の還付を請求することができる。

2 前項に規定する退職所得につき同項の規定による還付の請求があつた場合においては、その者の昭和三十七年分の所得税についての申告、更正又は決定、納付、徴収(退職所得に係る源泉徴収を除く)及び還付(当該請求に係る還付を除く)に関する規定の適用並びに同年中に支給すべき退職所得で同年四月一日以後に支払われるものに対する附則第三条第一項の規定により読み替えられた新法第三十八条の二第一項第二号の規定

の適用については、当該請求に係る退職所得について旧法第三十八条の二の規定により徴収された所得税額から当該請求により還付すべき金額を控除した金額の所得税の徴収が行なわれたものとみなす。

3 税務署長は、第一項の規定による還付の請求により所得税額の還付をする場合において、未納の国税及び滞納処分費があるときは、当該還付すべき金額をこれに充当する。

(資産再評価法の一部改正)

第十八条 資産再評価法(昭和二十五年法律第百十号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「基準日」の下に「昭和三十六年十二月三十一日以前に到来するものに限る。以下第十条までにおいて同じ。」を加え、同条第二項中「基準日以後」の下に「昭和三十六年十二月三十一日までの間」を加える。

第九条中「基準日以後」の下に「昭和三十六年十二月三十一日までの間」を加える。

第十条第一項中「同日後」の下に「昭和三十六年十二月三十一日までの間」を加え、同条第三項中「遺贈があつたとき」の下に「(当該譲

渡、贈与又は遺贈が昭和三十六年十二月三十一日以前にあつたときに限る。」を加える。

第十六条第二項中「十月三十一日後である」とを「十月三十一日後昭和三十六年十二月三十一日までの間に到来する」に改める。

第四十二条第三項中「第十条の五」を「第十条の四第一項」に改める。

(地方税法の一部改正)

第十九条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第三十五条第一項を次のように改める。

所得割は、次の表の上欄に掲げる金額の区分によつて課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる標準税率によつて定めたる率を順次適用して計算した金額(課税山林所得金額が百五十万円をこえる場合にあつては、当該課税山林所得金額の五分の一の金額を同表の上欄に掲げる金額の区分によつて区分し、当該区分に応ずる当該率を順次適用して計算した金額の合計額に五

昭和三十七年三月二日 衆議院會議録第十八号(その二) 所得税法の一部を改正する法律案

を乗じて得た金額)の合計額によつて課する。

百五十万円以下 の金額	百分の二
百五十万円をこ える金額	百分の四

第三十六条に次の二項を加える。

2 前項の規定は、課税総所得金額が百五十万円以下である場合においては、適用しない。
第三十七条第一項中「前条」を「前条第一項」に、「同条の規定」を「同項の規定」に改め、「及び別表第二」を削る。

第七百三十四条第三項中

百分の二・八	百分の二・八
百分の四・二	百分の五
百分の五・六	百分の六
百分の七・〇	百分の七
百分の八・四	百分の八
百分の九・八	百分の九
百分の十一・二	百分の十
百分の十二・六	百分の十一
百分の十四・〇	百分の十二
百分の十五・四	百分の十三
百分の十六・八	百分の十四
百分の十八・二	百分の十五
百分の十九・六	百分の十六

を

百分の四	百分の四
百分の五	百分の五
百分の六	百分の六
百分の七	百分の七
百分の八	百分の八
百分の九	百分の九
百分の十	百分の十
百分の十一	百分の十一
百分の十二	百分の十二
百分の十三	百分の十三
百分の十四	百分の十四
百分の十五	百分の十五
百分の十六	百分の十六
百分の十七	百分の十七
百分の十八	百分の十八

に

改める。

附則第九項を附則第十一項とし、附則第五項から附則第八項までを二項ずつ繰り下げ、附則第四項の次に次の二項を加える。
(個人の道府県民税の税額控除の特例)

5 道府県は、当分の間、所得割の納税義務者に所得税法第十一條の二第二項に規定する青色事業専従者(第三十四条第三項の規定の適用がある場合における

青色事業専従者を除く。)がある場合においては当該青色事業専従者一人について四百八十円を、所得割の納税義務者に第三十二条第四項に規定する事業専従者がある場合又は第三十四条の規定により扶養控除額の控除の対象とされる扶養親族(以下「扶養親族」という。)のうち年齢十五歳以上である者(配偶者を除く。)がある場合においては当該

事業専従者又は年齢十五歳以上である者一人について二百四十円を、所得割の納税義務者に扶養親族である配偶者がある場合においては当該配偶者について二百四十円を、所得割の納税義務者に前年の合計所得金額が五万円をこえる配偶者があり、かつ、当該所得割の納税義務者の扶養親族のすべてが年齢十五歳未満である場合においては当該扶養親族のうち一人について二百四十円を、それぞれその者の第三十五条から第三十七条までの規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。
6 前項の規定によつて所得割の額から控除すべき金額の合計額が当該所得割の額をこえることとなる場合においては、当該所得割の額から控除すべき金額は、同項の規定にかかわらず、当該所得割の額に相当する金額とする。
(地方税法の一部改正に伴う措置)
第二十条 前条の規定による改正後の地方税法(以下「新地方税法」という。)中個人の道府県民税に關する規定は、昭和三十七年度分の個

人の道府県民税から適用し、昭和三十六年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。
第二十一条 新地方税法第三十五条第一項の規定の適用については、昭和三十一年度分の個人の道府県民税に限り、同項中「標準税率によつて定めた率」とあるのは、「率」とする。
第二十二条 市町村長は、昭和三十一年度分の道府県民税の所得割に限り、昭和三十六年度の所得割について課税総所得金額(課税給与所得金額を含む。以下同じ。)、課税退職所得金額(旧法第三十八条の二第二項に規定する退職所得の収入金額又はその合計額から退職所得の特別控除額を控除した金額を含む。又は課税山林所得金額があつた者で、昭和三十一年度の所得割について課税総所得金額、課税退職所得金額(新法第三十八条の二第二項に規定する退職所得の収入金額又はその合計額から退職所得の特別控除額を控除した金額を含む。又は課税山林所得金額がいずれもないものについては、その者の新地方税法第三十五条から

第三十七条まで、第三十七条の二第一項、附則第五項及び附則第六項の規定を適用した場合の道府県民税の所得割の額から附則第十九条の規定による改正前の地方税法第三十五条から第三十七条まで及び新地方税法第三十七条の二第一項の規定を適用した場合の道府県民税の所得割の額を控除して得た金額を、その者の新地方税法第三十五条から第三十七条まで、第三十七条の二第一項、附則第五項及び附則第六項の規定を適用した場合の道府県民税の所得割の額から減額するものとする。
2 前項の規定は、昭和三十八年六月一日から同月三十日(同月一日以後において同項の規定の適用を受けることとなつた者については当該適用を受けることとなつた日から一月を経過した日の前日)までに、当該納税義務者の昭和三十一年度分の道府県民税の所得割を課した市町村の長に対して、文書による申請がない場合においては、適用しない。ただし、当該申請が当該申請期限までになされなかつたことについてやむを得ない

理由があると市町村長が認める場合は、この限りでない。

3 前項の申請を受理した市町村長は、遅滞なく第一項の規定による減額の処分をしなければならぬ。この場合において、すでに徴収された道府県民税の所得割の額が当該処分により減額された後の道府県民税の所得割の額をこえることとなるときは、市町村長は、遅滞なく当該こえることとなる額に相当する金額を還付しなければならない。

4 前項後段の規定により還付した金額は、新地方税法第四十七条第一項第三号に規定する金額とみなして、同項の規定を適用する。

第二十三条 新地方税法第七百三十四条第三項において準用する同法第三百十四条の三第一項の規定の適用については、昭和三十七年度分の個人の都民税に限り、同項中「区分及び当該区分に応じて順次適用されるべき同表の下欄に掲げる率に準じて市町村の条例で金額の区分及び率を定め、当該区分」

とあるのは「区分」と、「当該率」とあるのは「同表の下欄に掲げる率」とする。

第二十四条 地方財政法（昭和二十三年法律第九号）の一部を次のように改正する。

第三十三条を次のように改める。

（地方債の制限に関する普通税の範囲の特例）

第三十三条 第五条第一項第五号の規定の適用については、昭和三十七年度に限り、同号中「道府県たばこ消費税」とあるのは、「道府県民税の所得割、道府県たばこ消費税」とする。

（元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律の一部改正）

第二十五条 元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十六号）の一部を次のように改正する。

附則第五項及び第六項中「第一条第二項第五号に規定する」を「第一条第三項第五号に掲げる」に改

める。

（租税条約関係法律の一部改正）

第二十六条 日本国とアメリカ合衆国との間の二重課税の回避及び脱税の防止のための条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律（昭和二十九年法律第九十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第五項」を「第六項」に改める。

第二十七条 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律（昭和三十三年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第五項」を「第六項」に改め、同条第二項中「第十七条」の下に「第一項」を加える。

第二十八条 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とデンマーク王国との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律（昭和三十四年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第五項」を「第

六項」に改め、同条第二項中「第十七条」の下に「第一項」を加える。

第二十九条 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とノールウェーとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律（昭和三十四年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第五項」を「第六項」に改め、同条第二項中「第十七条」の下に「第一項」を加える。

第三十条 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とバキスタンとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律（昭和三十四年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第一条第五項」を「第一条第六項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に改める。

第三十一条 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とシンガポール自治州政府との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関

する法律（昭和三十六年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第五項」を「第六項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に改める。

（差取資金属等の処理に関する法律の一部改正）

第三十二条 接取資金属等の処理に関する法律（昭和三十四年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「第十条の四第二項第二号に規定する再評価額若しくは同条第三項第一号」を「第十条の五第三項第二号に規定する命令で定めるところにより計算した金額若しくは同条第四項第一号」に改める。

（国民年金法の一部改正）

第三十三条 国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）の一部を次のように改正する。

第六十六条第四項中「第十五条の六及び第十五条の八」を「第十五条の七及び第十五条の九」に改める。

附則別表第一 昭和37年分の所得税の税額表(附則第三条第二項の規定により新法第十三条又は第十五条第一項若しくは第四項の規定に代えて適用される所得税額表)

(一)

課税総所得金額、 調整所得金額又は 課税退職所得 金額 (イ)		税額(ロ)	(ハ)の(イ) に対する 割合	課税総所得金額、 調整所得金額又は 課税退職所得 金額 (イ)		税額(ロ)	(ハ)の(イ) に対する 割合	課税総所得金額、 調整所得金額又は 課税退職所得 金額 (イ)		税額(ロ)	(ハ)の(イ) に対する 割合
以 上	未 満			以 上	未 満			以 上	未 満		
円 500	円 1,000	円 0	% 8	円 25,000	円 25,500	円 2,000	% 8	円 70,000	円 71,000	円 5,600	% 8
500	1,000	40	8	25,500	26,000	2,040	8	71,000	72,000	5,680	8
1,000	1,500	80	8	26,000	26,500	2,080	8	72,000	73,000	5,760	8
1,500	2,000	120	8	26,500	27,000	2,120	8	73,000	74,000	5,840	8
2,000	2,500	160	8	27,000	27,500	2,160	8	74,000	75,000	5,920	8
2,500	3,000	200	8	27,500	28,000	2,200	8	75,000	76,000	6,000	8
3,000	3,500	240	8	28,000	28,500	2,240	8	76,000	77,000	6,080	8
3,500	4,000	280	8	28,500	29,000	2,280	8	77,000	78,000	6,160	8
4,000	4,500	320	8	29,000	29,500	2,320	8	78,000	79,000	6,240	8
4,500	5,000	360	8	29,500	30,000	2,360	8	79,000	80,000	6,320	8
5,000	5,500	400	8	30,000	31,000	2,400	8	80,000	81,000	6,400	8
5,500	6,000	440	8	31,000	32,000	2,480	8	81,000	82,000	6,480	8
6,000	6,500	480	8	32,000	33,000	2,560	8	82,000	83,000	6,560	8
6,500	7,000	520	8	33,000	34,000	2,640	8	83,000	84,000	6,640	8
7,000	7,500	560	8	34,000	35,000	2,720	8	84,000	85,000	6,720	8
7,500	8,000	600	8	35,000	36,000	2,800	8	85,000	86,000	6,800	8
8,000	8,500	640	8	36,000	37,000	2,880	8	86,000	87,000	6,880	8
8,500	9,000	680	8	37,000	38,000	2,960	8	87,000	88,000	6,960	8
9,000	9,500	720	8	38,000	39,000	3,040	8	88,000	89,000	7,040	8
9,500	10,000	760	8	39,000	40,000	3,120	8	89,000	90,000	7,120	8
10,000	10,500	800	8	40,000	41,000	3,200	8	90,000	92,000	7,200	8
10,500	11,000	840	8	41,000	42,000	3,280	8	92,000	94,000	7,360	8
11,000	11,500	880	8	42,000	43,000	3,360	8	94,000	96,000	7,520	8
11,500	12,000	920	8	43,000	44,000	3,440	8	96,000	98,000	7,680	8
12,000	12,500	960	8	44,000	45,000	3,520	8	98,000	100,000	7,840	8
12,500	13,000	1,000	8	45,000	46,000	3,600	8	100,000	102,000	8,000	8
13,000	13,500	1,040	8	46,000	47,000	3,680	8	102,000	104,000	8,200	8
13,500	14,000	1,080	8	47,000	48,000	3,760	8	104,000	106,000	8,400	8
14,000	14,500	1,120	8	48,000	49,000	3,840	8	106,000	108,000	8,600	8
14,500	15,000	1,160	8	49,000	50,000	3,920	8	108,000	110,000	8,800	8
15,000	15,500	1,200	8	50,000	51,000	4,000	8	110,000	112,000	9,000	8
15,500	16,000	1,240	8	51,000	52,000	4,080	8	112,000	114,000	9,200	8
16,000	16,500	1,280	8	52,000	53,000	4,160	8	114,000	116,000	9,400	8
16,500	17,000	1,320	8	53,000	54,000	4,240	8	116,000	118,000	9,600	8
17,000	17,500	1,360	8	54,000	55,000	4,320	8	118,000	120,000	9,800	8
17,500	18,000	1,400	8	55,000	56,000	4,400	8	120,000	122,000	10,000	8
18,000	18,500	1,440	8	56,000	57,000	4,480	8	122,000	124,000	10,200	8
18,500	19,000	1,480	8	57,000	58,000	4,560	8	124,000	126,000	10,400	8
19,000	19,500	1,520	8	58,000	59,000	4,640	8	126,000	128,000	10,600	8
19,500	20,000	1,560	8	59,000	60,000	4,720	8	128,000	130,000	10,800	8
20,000	20,500	1,600	8	60,000	61,000	4,800	8	130,000	132,000	11,000	8
20,500	21,000	1,640	8	61,000	62,000	4,880	8	132,000	134,000	11,200	8
21,000	21,500	1,680	8	62,000	63,000	4,960	8	134,000	136,000	11,400	8
21,500	22,000	1,720	8	63,000	64,000	5,040	8	136,000	138,000	11,600	8
22,000	22,500	1,760	8	64,000	65,000	5,120	8	138,000	140,000	11,800	8
22,500	23,000	1,800	8	65,000	66,000	5,200	8	140,000	142,000	12,000	8
23,000	23,500	1,840	8	66,000	67,000	5,280	8	142,000	144,000	12,200	8
23,500	24,000	1,880	8	67,000	68,000	5,360	8	144,000	146,000	12,400	8
24,000	24,500	1,920	8	68,000	69,000	5,440	8	146,000	148,000	12,600	8
24,500	25,000	1,960	8	69,000	70,000	5,520	8	148,000	150,000	12,800	8

昭和三十一年三月二日 衆議院會議第十八号(その二) 所得税法の一部を改正する法律案

(二)

課税総所得金額、 調整所得金額又は 課税退職所得 金額 (イ)		税額(ロ)	(ハ)の(イ) に対する割合	課税総所得金額、 調整所得金額又は 課税退職所得 金額 (イ)		税額(ロ)	(ハ)の(イ) に対する割合	課税総所得金額、 調整所得金額又は 課税退職所得 金額 (イ)		税額(ロ)	(ハ)の(イ) に対する割合
以 上	未 満			以 上	未 満			以 上	未 満		
150,000	152,000	13,000	8	270,000	273,000	29,000	10	430,000	434,000	53,300	12
152,000	154,000	13,220	8	273,000	276,000	29,450	10	434,000	438,000	53,940	12
154,000	156,000	13,440	8	276,000	279,000	29,900	10	438,000	442,000	54,580	12
156,000	158,000	13,660	8	279,000	282,000	30,350	10	442,000	446,000	55,220	12
158,000	160,000	13,880	8	282,000	285,000	30,800	10	446,000	450,000	55,860	12
160,000	162,000	14,100	8	285,000	288,000	31,250	10	450,000	454,000	56,500	12
162,000	164,000	14,320	8	288,000	291,000	31,700	11	454,000	458,000	57,140	12
164,000	166,000	14,540	8	291,000	294,000	32,150	11	458,000	462,000	57,780	12
166,000	168,000	14,760	8	294,000	297,000	32,600	11	462,000	466,000	58,420	12
168,000	170,000	14,980	8	297,000	300,000	33,050	11	466,000	470,000	59,060	12
170,000	172,000	15,200	8	300,000	303,000	33,500	11	470,000	474,000	59,700	12
172,000	174,000	15,420	8	303,000	306,000	33,950	11	474,000	478,000	60,340	12
174,000	176,000	15,640	8	306,000	309,000	34,400	11	478,000	482,000	60,980	12
176,000	178,000	15,860	9	309,000	312,000	34,850	11	482,000	486,000	61,620	12
178,000	180,000	16,080	9	312,000	315,000	35,300	11	486,000	490,000	62,260	12
180,000	182,000	16,300	9	315,000	318,000	35,750	11	490,000	494,000	62,900	12
182,000	184,000	16,520	9	318,000	321,000	36,200	11	494,000	498,000	63,540	12
184,000	186,000	16,740	9	321,000	324,000	36,650	11	498,000	502,000	64,180	12
186,000	188,000	16,960	9	324,000	327,000	37,100	11	502,000	506,000	64,900	12
188,000	190,000	17,180	9	327,000	330,000	37,550	11	506,000	510,000	65,700	12
190,000	192,000	17,400	9	330,000	333,000	38,000	11	510,000	514,000	66,500	13
192,000	194,000	17,620	9	333,000	336,000	38,450	11	514,000	518,000	67,300	13
194,000	196,000	17,840	9	336,000	339,000	38,900	11	518,000	522,000	68,100	13
196,000	198,000	18,060	9	339,000	342,000	39,350	11	522,000	526,000	68,900	13
198,000	200,000	18,280	9	342,000	345,000	39,800	11	526,000	530,000	69,700	13
200,000	202,000	18,500	9	345,000	348,000	40,250	11	530,000	534,000	70,500	13
202,000	204,000	18,800	9	348,000	351,000	40,700	11	534,000	538,000	71,300	13
204,000	206,000	19,100	9	351,000	354,000	41,150	11	538,000	542,000	72,100	13
206,000	208,000	19,400	9	354,000	357,000	41,600	11	542,000	546,000	72,900	13
208,000	210,000	19,700	9	357,000	360,000	42,050	11	546,000	550,000	73,700	13
210,000	213,000	20,000	9	360,000	363,000	42,500	11	550,000	554,000	74,500	13
213,000	216,000	20,450	9	363,000	366,000	42,950	11	554,000	558,000	75,300	13
216,000	219,000	20,900	9	366,000	369,000	43,400	11	558,000	562,000	76,100	13
219,000	222,000	21,350	9	369,000	372,000	43,850	11	562,000	566,000	76,900	13
222,000	225,000	21,800	9	372,000	375,000	44,300	11	566,000	570,000	77,700	13
225,000	228,000	22,250	9	375,000	378,000	44,750	11	570,000	574,000	78,500	13
228,000	231,000	22,700	9	378,000	381,000	45,200	11	574,000	578,000	79,300	13
231,000	234,000	23,150	10	381,000	384,000	45,650	11	578,000	582,000	80,100	13
234,000	237,000	23,600	10	384,000	387,000	46,100	12	582,000	586,000	80,900	13
237,000	240,000	24,050	10	387,000	390,000	46,550	12	586,000	590,000	81,700	13
240,000	243,000	24,500	10	390,000	394,000	47,000	12	590,000	594,000	82,500	13
243,000	246,000	24,950	10	394,000	398,000	47,600	12	594,000	598,000	83,300	14
246,000	249,000	25,400	10	398,000	402,000	48,200	12	598,000	602,000	84,100	14
249,000	252,000	25,850	10	402,000	406,000	48,820	12	602,000	606,000	84,900	14
252,000	255,000	26,300	10	406,000	410,000	49,460	12	606,000	610,000	85,700	14
255,000	258,000	26,750	10	410,000	414,000	50,100	12	610,000	614,000	86,500	14
258,000	261,000	27,200	10	414,000	418,000	50,740	12	614,000	618,000	87,300	14
261,000	264,000	27,650	10	418,000	422,000	51,380	12	618,000	622,000	88,100	14
264,000	267,000	28,100	10	422,000	426,000	52,020	12	622,000	626,000	88,900	14
267,000	270,000	28,550	10	426,000	430,000	52,660	12	626,000	630,000	89,700	14

(三)

課税総所得金額、 調整所得金額又は 課税退職所得 金額 (イ)		税額(ロ)	(イ)の(イ) に対する 割合	課税総所得金額、 調整所得金額又は 課税退職所得 金額 (イ)		税額(ロ)	(イ)の(イ) に対する 割合	課税総所得金額、 調整所得金額又は 課税退職所得 金額 (イ)		税額(ロ)	(イ)の(イ) に対する 割合
以 上	未 満			以 上	未 満			以 上	未 満		
円	円	円	%	円	円	円	%	円	円		%
630,000	635,000	90,500	14	855,000	860,000	139,250	16	1,800,000	2,500,000	(イ)の金額に 35%を乗じて 算出した金額 から 219,500 円を控除した 金額	
635,000	640,000	91,500	14	860,000	865,000	140,500	16				
640,000	645,000	92,500	14	865,000	870,000	141,750	16				
645,000	650,000	93,500	14	870,000	875,000	143,000	16				
650,000	655,000	94,500	14	875,000	880,000	144,250	16				
								2,500,000	4,000,000	(イ)の金額に 40%を乗じて 算出した金額 から 344,500 円を控除した 金額	
655,000	660,000	95,500	14	880,000	885,000	145,500	16				
660,000	665,000	96,500	14	885,000	890,000	146,750	16				
665,000	670,000	97,500	14	890,000	895,000	148,000	16				
670,000	675,000	98,500	14	895,000	900,000	149,250	16				
675,000	680,000	99,500	14	900,000	905,000	150,500	16				
								4,000,000	6,000,000	(イ)の金額に 45%を乗じて 算出した金額 から 544,500 円を控除した 金額	
680,000	685,000	100,500	14	905,000	910,000	151,750	16				
685,000	690,000	101,500	14	910,000	915,000	153,000	16				
690,000	695,000	102,500	14	915,000	920,000	154,250	16				
695,000	700,000	103,500	14	920,000	925,000	155,500	16				
700,000	705,000	104,500	14	925,000	930,000	156,750	16				
								6,000,000	10,000,000	(イ)の金額に 50%を乗じて 算出した金額 から 844,500 円を控除した 金額	
705,000	710,000	105,500	14	930,000	935,000	158,000	16				
710,000	715,000	106,600	15	935,000	940,000	159,250	17				
715,000	720,000	107,650	15	940,000	945,000	160,500	17				
720,000	725,000	108,700	15	945,000	950,000	161,750	17				
725,000	730,000	109,750	15	950,000	955,000	163,000	17				
								10,000,000	20,000,000	(イ)の金額に 55%を乗じて 算出した金額 から 1,344,500 円を控除した 金額	
730,000	735,000	110,800	15	955,000	960,000	164,250	17				
735,000	740,000	111,850	15	960,000	965,000	165,500	17				
740,000	745,000	112,900	15	965,000	970,000	166,750	17				
745,000	750,000	113,950	15	970,000	975,000	168,000	17				
750,000	755,000	115,000	15	975,000	980,000	169,250	17				
								20,000,000	30,000,000	(イ)の金額に 60%を乗じて 算出した金額 から 2,344,500 円を控除した 金額	
755,000	760,000	116,050	15	980,000	985,000	170,500	17				
760,000	765,000	117,100	15	985,000	990,000	171,750	17				
765,000	770,000	118,150	15	990,000	995,000	173,000	17				
770,000	775,000	119,200	15	995,000	1,000,000	174,250	17				
775,000	780,000	120,250	15								
								30,000,000	45,000,000	(イ)の金額に 65%を乗じて 算出した金額 から 3,844,500 円を控除した 金額	
780,000	785,000	121,300	15	1,000,000	1,200,000	(イ)の金額に 20%を乗じて 算出した金額 から 84,500 円を控除した 金額					
785,000	790,000	122,350	15								
790,000	795,000	123,400	15								
795,000	800,000	124,450	15								
800,000	805,000	125,500	15								
								45,000,000	60,000,000	(イ)の金額に 70%を乗じて 算出した金額 から 6,094,500 円を控除した 金額	
805,000	810,000	126,750	15	1,200,000	1,500,000	(イ)の金額に 30%を乗じて 算出した金額 から 132,500 円を控除した 金額					
810,000	815,000	128,000	15								
815,000	820,000	129,250	15								
820,000	825,000	130,500	15								
825,000	830,000	131,750	15								
								60,000,000	円以上	(イ)の金額に 75%を乗じて 算出した金額 から 9,094,500 円を控除した 金額	
830,000	835,000	133,000	16	1,500,000	1,800,000	(イ)の金額に 31%を乗じて 算出した金額 から 147,500 円を控除した 金額					
835,000	840,000	134,250	16								
840,000	845,000	135,500	16								
845,000	850,000	136,750	16								
850,000	855,000	138,000	16								

(注) この表において、「課税総所得金額」とは、総所得金額について、雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、生命保険料控除額(附則第三条第一項の規定により読み替えられた新法第十一条の七の規定による控除額をいう。以下同じ。)、配偶者控除額(同項の規定により読み替えられた新法第十一条の八の規定による控除額をいう。以下同じ。)、扶養控除額及び基礎控除額(同項の規定により読み替えられた新法第十二条の規定による控除額をいう。以下同じ。)を控除した後の金額をいい、「調整所得金額」とは、新法第十四条第一号に規定する調整所得金額をいい、「課税退職所得金額」とは、退職所得の金額について、雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、生命保険料控除額、配偶者控除額、扶養控除額及び基礎控除額を控除した後の金額をいう。

附則別表第二 昭和37年分の山林所得に対する所得税の税額表(附則第三条第二項の規定により新法第十三条又は第十五条第二項の規定に代えて適用される所得税額表)

(一)

課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円 500	円未満	円 0	円 25,000	円 25,500	円 2,000	円 70,000	円 71,000	円 5,600
500	1,000	40	25,500	26,000	2,040	71,000	72,000	5,680
1,000	1,500	80	26,000	26,500	2,080	72,000	73,000	5,760
1,500	2,000	120	26,500	27,000	2,120	73,000	74,000	5,840
2,000	2,500	160	27,000	27,500	2,160	74,000	75,000	5,920
2,500	3,000	200	27,500	28,000	2,200	75,000	76,000	6,000
3,000	3,500	240	28,000	28,500	2,240	76,000	77,000	6,080
3,500	4,000	280	28,500	29,000	2,280	77,000	78,000	6,160
4,000	4,500	320	29,000	29,500	2,320	78,000	79,000	6,240
4,500	5,000	360	29,500	30,000	2,360	79,000	80,000	6,320
5,000	5,500	400	30,000	31,000	2,400	80,000	81,000	6,400
5,500	6,000	440	31,000	32,000	2,480	81,000	82,000	6,480
6,000	6,500	480	32,000	33,000	2,560	82,000	83,000	6,560
6,500	7,000	520	33,000	34,000	2,640	83,000	84,000	6,640
7,000	7,500	560	34,000	35,000	2,720	84,000	85,000	6,720
7,500	8,000	600	35,000	36,000	2,800	85,000	86,000	6,800
8,000	8,500	640	36,000	37,000	2,880	86,000	87,000	6,880
8,500	9,000	680	37,000	38,000	2,960	87,000	88,000	6,960
9,000	9,500	720	38,000	39,000	3,040	88,000	89,000	7,040
9,500	10,000	760	39,000	40,000	3,120	89,000	90,000	7,120
10,000	10,500	800	40,000	41,000	3,200	90,000	92,000	7,200
10,500	11,000	840	41,000	42,000	3,280	92,000	94,000	7,360
11,000	11,500	880	42,000	43,000	3,360	94,000	96,000	7,520
11,500	12,000	920	43,000	44,000	3,440	96,000	98,000	7,680
12,000	12,500	960	44,000	45,000	3,520	98,000	100,000	7,840
12,500	13,000	1,000	45,000	46,000	3,600	100,000	102,000	8,000
13,000	13,500	1,040	46,000	47,000	3,680	102,000	104,000	8,160
13,500	14,000	1,080	47,000	48,000	3,760	104,000	106,000	8,320
14,000	14,500	1,120	48,000	49,000	3,840	106,000	108,000	8,480
14,500	15,000	1,160	49,000	50,000	3,920	108,000	110,000	8,640
15,000	15,500	1,200	50,000	51,000	4,000	110,000	112,000	8,800
15,500	16,000	1,240	51,000	52,000	4,080	112,000	114,000	8,960
16,000	16,500	1,280	52,000	53,000	4,160	114,000	116,000	9,120
16,500	17,000	1,320	53,000	54,000	4,240	116,000	118,000	9,280
17,000	17,500	1,360	54,000	55,000	4,320	118,000	120,000	9,440
17,500	18,000	1,400	55,000	56,000	4,400	120,000	122,000	9,600
18,000	18,500	1,440	56,000	57,000	4,480	122,000	124,000	9,760
18,500	19,000	1,480	57,000	58,000	4,560	124,000	126,000	9,920
19,000	19,500	1,520	58,000	59,000	4,640	126,000	128,000	10,080
19,500	20,000	1,560	59,000	60,000	4,720	128,000	130,000	10,240
20,000	20,500	1,600	60,000	61,000	4,800	130,000	132,000	10,400
20,500	21,000	1,640	61,000	62,000	4,880	132,000	134,000	10,560
21,000	21,500	1,680	62,000	63,000	4,960	134,000	136,000	10,720
21,500	22,000	1,720	63,000	64,000	5,040	136,000	138,000	10,880
22,000	22,500	1,760	64,000	65,000	5,120	138,000	140,000	11,040
22,500	23,000	1,800	65,000	66,000	5,200	140,000	142,000	11,200
23,000	23,500	1,840	66,000	67,000	5,280	142,000	144,000	11,360
23,500	24,000	1,880	67,000	68,000	5,360	144,000	146,000	11,520
24,000	24,500	1,920	68,000	69,000	5,440	146,000	148,000	11,680
24,500	25,000	1,960	69,000	70,000	5,520	148,000	150,000	11,840

(二)

課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
150,000	152,000	12,000	270,000	273,000	21,600	430,000	434,000	34,400
152,000	154,000	12,160	273,000	276,000	21,840	434,000	438,000	34,720
154,000	156,000	12,320	276,000	279,000	22,080	438,000	442,000	35,040
156,000	158,000	12,480	279,000	282,000	22,320	442,000	446,000	35,360
158,000	160,000	12,640	282,000	285,000	22,560	446,000	450,000	35,680
160,000	162,000	12,800	285,000	288,000	22,800	450,000	454,000	36,000
162,000	164,000	12,960	288,000	291,000	23,040	454,000	458,000	36,320
164,000	166,000	13,120	291,000	294,000	23,280	458,000	462,000	36,640
166,000	168,000	13,280	294,000	297,000	23,520	462,000	466,000	36,960
168,000	170,000	13,440	297,000	300,000	23,760	466,000	470,000	37,280
170,000	172,000	13,600	300,000	303,000	24,000	470,000	474,000	37,600
172,000	174,000	13,760	303,000	306,000	24,240	474,000	478,000	37,920
174,000	176,000	13,920	306,000	309,000	24,480	478,000	482,000	38,240
176,000	178,000	14,080	309,000	312,000	24,720	482,000	486,000	38,560
178,000	180,000	14,240	312,000	315,000	24,960	486,000	490,000	38,880
180,000	182,000	14,400	315,000	318,000	25,200	490,000	494,000	39,200
182,000	184,000	14,560	318,000	321,000	25,440	494,000	498,000	39,520
184,000	186,000	14,720	321,000	324,000	25,680	498,000	502,000	39,840
186,000	188,000	14,880	324,000	327,000	25,920	502,000	506,000	40,200
188,000	190,000	15,040	327,000	330,000	26,160	506,000	510,000	40,600
190,000	192,000	15,200	330,000	333,000	26,400	510,000	514,000	41,000
192,000	194,000	15,360	333,000	336,000	26,640	514,000	518,000	41,400
194,000	196,000	15,520	336,000	339,000	26,880	518,000	522,000	41,800
196,000	198,000	15,680	339,000	342,000	27,120	522,000	526,000	42,200
198,000	200,000	15,840	342,000	345,000	27,360	526,000	530,000	42,600
200,000	202,000	16,000	345,000	348,000	27,600	530,000	534,000	43,000
202,000	204,000	16,160	348,000	351,000	27,840	534,000	538,000	43,400
204,000	206,000	16,320	351,000	354,000	28,080	538,000	542,000	43,800
206,000	208,000	16,480	354,000	357,000	28,320	542,000	546,000	44,200
208,000	210,000	16,640	357,000	360,000	28,560	546,000	550,000	44,600
210,000	213,000	16,800	360,000	363,000	28,800	550,000	554,000	45,000
213,000	216,000	17,040	363,000	366,000	29,040	554,000	558,000	45,400
216,000	219,000	17,280	366,000	369,000	29,280	558,000	562,000	45,800
219,000	222,000	17,520	369,000	372,000	29,520	562,000	566,000	46,200
222,000	225,000	17,760	372,000	375,000	29,760	566,000	570,000	46,600
225,000	228,000	18,000	375,000	378,000	30,000	570,000	574,000	47,000
228,000	231,000	18,240	378,000	381,000	30,240	574,000	578,000	47,400
231,000	234,000	18,480	381,000	384,000	30,480	578,000	582,000	47,800
234,000	237,000	18,720	384,000	387,000	30,720	582,000	586,000	48,200
237,000	240,000	18,960	387,000	390,000	30,960	586,000	590,000	48,600
240,000	243,000	19,200	390,000	394,000	31,200	590,000	594,000	49,000
243,000	246,000	19,440	394,000	398,000	31,520	594,000	598,000	49,400
246,000	249,000	19,680	398,000	402,000	31,840	598,000	602,000	49,800
249,000	252,000	19,920	402,000	406,000	32,160	602,000	606,000	50,200
252,000	255,000	20,160	406,000	410,000	32,480	606,000	610,000	50,600
255,000	258,000	20,400	410,000	414,000	32,800	610,000	614,000	51,000
258,000	261,000	20,640	414,000	418,000	33,120	614,000	618,000	51,400
261,000	264,000	20,880	418,000	422,000	33,440	618,000	622,000	51,800
264,000	267,000	21,120	422,000	426,000	33,760	622,000	626,000	52,200
267,000	270,000	21,360	426,000	430,000	34,080	626,000	630,000	52,600

昭和三十七年三月二日 衆議院會議録第十八号(その二) 所得税法の一部を改正する法律案

(三)

課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
630,000	635,000	53,000	905,000	910,000	82,050	7,500,000	9,000,000	課税山林所得金額に31%を乗じて算出した金額から737,600円を控除した金額
635,000	640,000	53,500	910,000	915,000	82,600			
640,000	645,000	54,000	915,000	920,000	83,150			
645,000	650,000	54,500	920,000	925,000	83,700			
650,000	655,000	55,000	925,000	930,000	84,250			
655,000	660,000	55,500	930,000	935,000	84,800	9,000,000	12,500,000	課税山林所得金額に35%を乗じて算出した金額から1,097,500円を控除した金額
660,000	665,000	56,000	935,000	940,000	85,350			
665,000	670,000	56,500	940,000	945,000	85,900			
670,000	675,000	57,000	945,000	950,000	86,450			
675,000	680,000	57,500	950,000	955,000	87,000			
680,000	685,000	58,000	955,000	960,000	87,550	12,500,000	20,000,000	課税山林所得金額に40%を乗じて算出した金額から1,722,500円を控除した金額
685,000	690,000	58,500	960,000	965,000	88,100			
690,000	695,000	59,000	965,000	970,000	88,650			
695,000	700,000	59,500	970,000	975,000	89,200			
700,000	705,000	60,000	975,000	980,000	89,750			
705,000	710,000	60,500	980,000	985,000	90,300	20,000,000	30,000,000	課税山林所得金額に45%を乗じて算出した金額から2,722,500円を控除した金額
710,000	715,000	61,000	985,000	990,000	90,850			
715,000	720,000	61,500	990,000	995,000	91,400			
720,000	725,000	62,000	995,000	1,000,000	91,950			
725,000	730,000	62,500						
730,000	735,000	63,000	1,000,000	2,000,000	課税山林所得金額に15%を乗じて算出した金額から57,500円を控除した金額	30,000,000	50,000,000	課税山林所得金額に50%を乗じて算出した金額から4,222,500円を控除した金額
735,000	740,000	63,500						
740,000	745,000	64,000						
745,000	750,000	64,500						
750,000	755,000	65,000						
755,000	760,000	65,550	2,000,000	2,500,000	課税山林所得金額に16%を乗じて算出した金額から77,500円を控除した金額	50,000,000	100,000,000	課税山林所得金額に55%を乗じて算出した金額から6,722,500円を控除した金額
760,000	765,000	66,100						
765,000	770,000	66,650						
770,000	775,000	67,200						
775,000	780,000	67,750						
780,000	785,000	68,300	2,500,000	3,500,000	課税山林所得金額に20%を乗じて算出した金額から177,500円を控除した金額	100,000,000	150,000,000	課税山林所得金額に60%を乗じて算出した金額から11,722,500円を控除した金額
785,000	790,000	68,850						
790,000	795,000	69,400						
795,000	800,000	69,950						
800,000	805,000	70,500						
805,000	810,000	71,050	3,500,000	4,000,000	課税山林所得金額に21%を乗じて算出した金額から212,500円を控除した金額	150,000,000	225,000,000	課税山林所得金額に65%を乗じて算出した金額から19,222,500円を控除した金額
810,000	815,000	71,600						
815,000	820,000	72,150						
820,000	825,000	72,700						
825,000	830,000	73,250						
830,000	835,000	73,800	4,000,000	5,000,000	課税山林所得金額に25%を乗じて算出した金額から372,500円を控除した金額	225,000,000	300,000,000	課税山林所得金額に70%を乗じて算出した金額から30,472,500円を控除した金額
835,000	840,000	74,350						
840,000	845,000	74,900						
845,000	850,000	75,450						
850,000	855,000	76,000						
855,000	860,000	76,550	5,000,000	6,000,000	課税山林所得金額に26%を乗じて算出した金額から422,500円を控除した金額	300,000,000円以上		課税山林所得金額に75%を乗じて算出した金額から45,472,500円を控除した金額
860,000	865,000	77,100						
865,000	870,000	77,650						
870,000	875,000	78,200						
875,000	880,000	78,750						
880,000	885,000	79,300	6,000,000	7,500,000	課税山林所得金額に30%を乗じて算出した金額から662,500円を控除した金額			
885,000	890,000	79,850						
890,000	895,000	80,400						
895,000	900,000	80,950						
900,000	905,000	81,500						

(注) この表において「課税山林所得金額」とは、山林所得の金額について、雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、生命保険料控除額、配偶者控除額、扶養控除額及び基礎控除額を控除した後の金額をいう。

附則別表第三 昭和 37 年分の退職所得に対する所得税の税額表(附則第三条第二項の規定により新法第十五条第三項の規定に代えて適用される所得税額表又は附則第三条第一項の規定により読み替えられた新法第三十八条の二第一項の規定による所得税源泉徴収額表)

(一)

退職所得の特金 税 額		税 額	退職所得の特金 税 額		税 額	退職所得の特金 税 額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円 1,000	円 2,000	円 40	円 50,000	円 51,000	円 2,000	円 140,000	円 142,000	円 5,600
1,000	2,000	40	51,000	52,000	2,040	142,000	144,000	5,680
2,000	3,000	80	52,000	53,000	2,080	144,000	146,000	5,760
3,000	4,000	120	53,000	54,000	2,120	146,000	148,000	5,840
4,000	5,000	160	54,000	55,000	2,160	148,000	150,000	5,920
5,000	6,000	200	55,000	56,000	2,200	150,000	152,000	6,000
6,000	7,000	240	56,000	57,000	2,240	152,000	154,000	6,080
7,000	8,000	280	57,000	58,000	2,280	154,000	156,000	6,160
8,000	9,000	320	58,000	59,000	2,320	156,000	158,000	6,240
9,000	10,000	360	59,000	60,000	2,360	158,000	160,000	6,320
10,000	11,000	400	60,000	62,000	2,400	160,000	162,000	6,400
11,000	12,000	440	62,000	64,000	2,480	162,000	164,000	6,480
12,000	13,000	480	64,000	66,000	2,560	164,000	166,000	6,560
13,000	14,000	520	66,000	68,000	2,640	166,000	168,000	6,640
14,000	15,000	560	68,000	70,000	2,720	168,000	170,000	6,720
15,000	16,000	600	70,000	72,000	2,800	170,000	172,000	6,800
16,000	17,000	640	72,000	74,000	2,880	172,000	174,000	6,880
17,000	18,000	680	74,000	76,000	2,960	174,000	176,000	6,960
18,000	19,000	720	76,000	78,000	3,040	176,000	178,000	7,040
19,000	20,000	760	78,000	80,000	3,120	178,000	180,000	7,120
20,000	21,000	800	80,000	82,000	3,200	180,000	184,000	7,200
21,000	22,000	840	82,000	84,000	3,280	184,000	188,000	7,360
22,000	23,000	880	84,000	86,000	3,360	188,000	192,000	7,520
23,000	24,000	920	86,000	88,000	3,440	192,000	196,000	7,680
24,000	25,000	960	88,000	90,000	3,520	196,000	200,000	7,840
25,000	26,000	1,000	90,000	92,000	3,600	200,000	204,000	8,000
26,000	27,000	1,040	92,000	94,000	3,680	204,000	208,000	8,200
27,000	28,000	1,080	94,000	96,000	3,760	208,000	212,000	8,400
28,000	29,000	1,120	96,000	98,000	3,840	212,000	216,000	8,600
29,000	30,000	1,160	98,000	100,000	3,920	216,000	220,000	8,800
30,000	31,000	1,200	100,000	102,000	4,000	220,000	224,000	9,000
31,000	32,000	1,240	102,000	104,000	4,080	224,000	228,000	9,200
32,000	33,000	1,280	104,000	106,000	4,160	228,000	232,000	9,400
33,000	34,000	1,320	106,000	108,000	4,240	232,000	236,000	9,600
34,000	35,000	1,360	108,000	110,000	4,320	236,000	240,000	9,800
35,000	36,000	1,400	110,000	112,000	4,400	240,000	244,000	10,000
36,000	37,000	1,440	112,000	114,000	4,480	244,000	248,000	10,200
37,000	38,000	1,480	114,000	116,000	4,560	248,000	252,000	10,400
38,000	39,000	1,520	116,000	118,000	4,640	252,000	256,000	10,600
39,000	40,000	1,560	118,000	120,000	4,720	256,000	260,000	10,800
40,000	41,000	1,600	120,000	122,000	4,800	260,000	264,000	11,000
41,000	42,000	1,640	122,000	124,000	4,880	264,000	268,000	11,200
42,000	43,000	1,680	124,000	126,000	4,960	268,000	272,000	11,400
43,000	44,000	1,720	126,000	128,000	5,040	272,000	276,000	11,600
44,000	45,000	1,760	128,000	130,000	5,120	276,000	280,000	11,800
45,000	46,000	1,800	130,000	132,000	5,200	280,000	284,000	12,000
46,000	47,000	1,840	132,000	134,000	5,280	284,000	288,000	12,200
47,000	48,000	1,880	134,000	136,000	5,360	288,000	292,000	12,400
48,000	49,000	1,920	136,000	138,000	5,440	292,000	296,000	12,600
49,000	50,000	1,960	138,000	140,000	5,520	296,000	300,000	12,800

(二)

退職所得の特金 税 額			退職所得の特金 税 額			退職所得の特金 税 額		
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
300,000	304,000	13,000	540,000	546,000	29,000	860,000	868,000	53,300
304,000	308,000	13,220	546,000	552,000	29,450	868,000	876,000	53,940
308,000	312,000	13,440	552,000	558,000	29,900	876,000	884,000	54,580
312,000	316,000	13,660	558,000	564,000	30,350	884,000	892,000	55,220
316,000	320,000	13,880	564,000	570,000	30,800	892,000	900,000	55,860
320,000	324,000	14,100	570,000	576,000	31,250	900,000	908,000	56,500
324,000	328,000	14,320	576,000	582,000	31,700	908,000	916,000	57,140
328,000	332,000	14,540	582,000	588,000	32,150	916,000	924,000	57,780
332,000	336,000	14,760	588,000	594,000	32,600	924,000	932,000	58,420
336,000	340,000	14,980	594,000	600,000	33,050	932,000	940,000	59,060
340,000	344,000	15,200	600,000	606,000	33,500	940,000	948,000	59,700
344,000	348,000	15,420	606,000	612,000	33,950	948,000	956,000	60,340
348,000	352,000	15,640	612,000	618,000	34,400	956,000	964,000	60,980
352,000	356,000	15,860	618,000	624,000	34,850	964,000	972,000	61,620
356,000	360,000	16,080	624,000	630,000	35,300	972,000	980,000	62,260
360,000	364,000	16,300	630,000	636,000	35,750	980,000	988,000	62,900
364,000	368,000	16,520	636,000	642,000	36,200	988,000	996,000	63,540
368,000	372,000	16,740	642,000	648,000	36,650	996,000	1,004,000	64,180
372,000	376,000	16,960	648,000	654,000	37,100	1,004,000	1,012,000	64,900
376,000	380,000	17,180	654,000	660,000	37,550	1,012,000	1,020,000	65,700
380,000	384,000	17,400	660,000	666,000	38,000	1,020,000	1,028,000	66,500
384,000	388,000	17,620	666,000	672,000	38,450	1,028,000	1,036,000	67,300
388,000	392,000	17,840	672,000	678,000	38,900	1,036,000	1,044,000	68,100
392,000	396,000	18,060	678,000	684,000	39,350	1,044,000	1,052,000	68,900
396,000	400,000	18,280	684,000	690,000	39,800	1,052,000	1,060,000	69,700
400,000	404,000	18,500	690,000	696,000	40,250	1,060,000	1,068,000	70,500
404,000	408,000	18,800	696,000	702,000	40,700	1,068,000	1,076,000	71,300
408,000	412,000	19,100	702,000	708,000	41,150	1,076,000	1,084,000	72,100
412,000	416,000	19,400	708,000	714,000	41,600	1,084,000	1,092,000	72,900
416,000	420,000	19,700	714,000	720,000	42,050	1,092,000	1,100,000	73,700
420,000	426,000	20,000	720,000	726,000	42,500	1,100,000	1,108,000	74,500
426,000	432,000	20,450	726,000	732,000	42,950	1,108,000	1,116,000	75,300
432,000	438,000	20,900	732,000	738,000	43,400	1,116,000	1,124,000	76,100
438,000	444,000	21,350	738,000	744,000	43,850	1,124,000	1,132,000	76,900
444,000	450,000	21,800	744,000	750,000	44,300	1,132,000	1,140,000	77,700
450,000	456,000	22,250	750,000	756,000	44,750	1,140,000	1,148,000	78,500
456,000	462,000	22,700	756,000	762,000	45,200	1,148,000	1,156,000	79,300
462,000	468,000	23,150	762,000	768,000	45,650	1,156,000	1,164,000	80,100
468,000	474,000	23,600	768,000	774,000	46,100	1,164,000	1,172,000	80,900
474,000	480,000	24,050	774,000	780,000	46,550	1,172,000	1,180,000	81,700
480,000	486,000	24,500	780,000	788,000	47,000	1,180,000	1,188,000	82,500
486,000	492,000	24,950	788,000	796,000	47,600	1,188,000	1,196,000	83,300
492,000	498,000	25,400	796,000	804,000	48,200	1,196,000	1,204,000	84,100
498,000	504,000	25,850	804,000	812,000	48,820	1,204,000	1,212,000	84,900
504,000	510,000	26,300	812,000	820,000	49,460	1,212,000	1,220,000	85,700
510,000	516,000	26,750	820,000	828,000	50,100	1,220,000	1,228,000	86,500
516,000	522,000	27,200	828,000	836,000	50,740	1,228,000	1,236,000	87,300
522,000	528,000	27,650	836,000	844,000	51,380	1,236,000	1,244,000	88,100
528,000	534,000	28,100	844,000	852,000	52,020	1,244,000	1,252,000	88,900
534,000	540,000	28,550	852,000	860,000	52,660	1,252,000	1,260,000	89,700

(三)

退職所得の特 別控除後の金 額		税 額	退職所得の特 別控除後の金 額		税 額	退職所得の特 別控除後の金 額		税 額
以	上		以	上		以	上	
円	円	円	円	円	円	円	円	退職所得の特別 控除後の金額に 17.5%を乗じて算 出した金額から 219,500円を控 除した金額
1,260,000	1,268,000	90,500	1,700,000	1,710,000	138,000	3,600,000	5,000,000	
1,268,000	1,276,000	91,300	1,710,000	1,720,000	139,250			
1,276,000	1,284,000	92,100	1,720,000	1,730,000	140,500			
1,284,000	1,292,000	92,900	1,730,000	1,740,000	141,750			
1,292,000	1,300,000	93,700	1,740,000	1,750,000	143,000			
1,300,000	1,310,000	94,500	1,750,000	1,760,000	144,250	5,000,000	8,000,000	退職所得の特別 控除後の金額に 20%を乗じて算 出した金額から 344,500円を控 除した金額
1,310,000	1,320,000	95,500	1,760,000	1,770,000	145,500			
1,320,000	1,330,000	96,500	1,770,000	1,780,000	146,750			
1,330,000	1,340,000	97,500	1,780,000	1,790,000	148,000			
1,340,000	1,350,000	98,500	1,790,000	1,800,000	149,250			
1,350,000	1,360,000	99,500	1,800,000	1,810,000	150,500	8,000,000	12,000,000	退職所得の特別 控除後の金額に 22.5%を乗じて 算出した金額から 544,500円を控 除した金額
1,360,000	1,370,000	100,500	1,810,000	1,820,000	151,750			
1,370,000	1,380,000	101,500	1,820,000	1,830,000	153,000			
1,380,000	1,390,000	102,500	1,830,000	1,840,000	154,250			
1,390,000	1,400,000	103,500	1,840,000	1,850,000	155,500			
1,400,000	1,410,000	104,500	1,850,000	1,860,000	156,750	12,000,000	20,000,000	退職所得の特別 控除後の金額に 25%を乗じて算 出した金額から 844,500円を控 除した金額
1,410,000	1,420,000	105,550	1,860,000	1,870,000	158,000			
1,420,000	1,430,000	106,600	1,870,000	1,880,000	159,250			
1,430,000	1,440,000	107,650	1,880,000	1,890,000	160,500			
1,440,000	1,450,000	108,700	1,890,000	1,900,000	161,750			
1,450,000	1,460,000	109,750	1,900,000	1,910,000	163,000	20,000,000	40,000,000	退職所得の特別 控除後の金額に 27.5%を乗じて 算出した金額から 1,344,500円を 控除した金額
1,460,000	1,470,000	110,800	1,910,000	1,920,000	164,250			
1,470,000	1,480,000	111,850	1,920,000	1,930,000	165,500			
1,480,000	1,490,000	112,900	1,930,000	1,940,000	166,750			
1,490,000	1,500,000	113,950	1,940,000	1,950,000	168,000			
1,500,000	1,510,000	115,000	1,950,000	1,960,000	169,250	40,000,000	60,000,000	退職所得の特別 控除後の金額に 30%を乗じて算 出した金額から 2,344,500円を 控除した金額
1,510,000	1,520,000	116,050	1,960,000	1,970,000	170,500			
1,520,000	1,530,000	117,100	1,970,000	1,980,000	171,750			
1,530,000	1,540,000	118,150	1,980,000	1,990,000	173,000			
1,540,000	1,550,000	119,200	1,990,000	2,000,000	174,250			
1,550,000	1,560,000	120,250	2,000,000	2,400,000	退職所得の特別 控除後の金額に 13%を乗じて算 出した金額から 84,500円を控除 した金額	60,000,000	90,000,000	退職所得の特別 控除後の金額に 32.5%を乗じて 算出した金額から 3,844,500円を 控除した金額
1,560,000	1,570,000	121,300						
1,570,000	1,580,000	122,350						
1,580,000	1,590,000	123,400						
1,590,000	1,600,000	124,450						
1,600,000	1,610,000	125,500	2,400,000	3,000,000	退職所得の特別 控除後の金額に 15%を乗じて算 出した金額から 132,500円を控 除した金額	90,000,000	120,000,000	退職所得の特別 控除後の金額に 35%を乗じて算 出した金額から 8,094,500円を 控除した金額
1,610,000	1,620,000	126,750						
1,620,000	1,630,000	128,000						
1,630,000	1,640,000	129,250						
1,640,000	1,650,000	130,500						
1,650,000	1,660,000	131,750	3,000,000	3,600,000	退職所得の特別 控除後の金額に 15.5%を乗じて 算出した金額から 147,500円を控 除した金額	120,000,000円以上		退職所得の特別 控除後の金額に 37.5%を乗じて 算出した金額から 9,094,500円を 控除した金額
1,660,000	1,670,000	133,000						
1,670,000	1,680,000	134,250						
1,680,000	1,690,000	135,500						
1,690,000	1,700,000	136,750						

(注) この表において「退職所得の特別控除後の金額」とは、退職所得の収入金額から、新法第九条第一項第六号イからハまでの規定により計算した金額又は新法第三十八条の二第三項に規定する退職所得の特別控除額を控除した金額をいう。

(備考) 税額を求めるには、まず、退職所得の特別控除後の金額を求め、次に、その金額に応じて「退職所得の特別控除後の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その退職所得に対する税額である。

附則別表第四 昭和37年分の給与所得に係る年末調整のための簡易税額表(附則第三条第一項の規定により読み替えられた新法第四十条の規定による所得税額表)

(一)

課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満		以上	未満	
500円	500円未満	0	25,000円	25,500円	2,000	70,000円	71,000円	5,600	150,000円	152,000円	13,000
500	1,000	40	25,500	26,000	2,040	71,000	72,000	5,680	152,000	154,000	13,220
1,000	1,500	80	26,000	26,500	2,080	72,000	73,000	5,760	154,000	156,000	13,440
1,500	2,000	120	26,500	27,000	2,120	73,000	74,000	5,840	156,000	158,000	13,660
2,000	2,500	160	27,000	27,500	2,160	74,000	75,000	5,920	158,000	160,000	13,880
2,500	3,000	200	27,500	28,000	2,200	75,000	76,000	6,000	160,000	162,000	14,100
3,000	3,500	240	28,000	28,500	2,240	76,000	77,000	6,080	162,000	164,000	14,320
3,500	4,000	280	28,500	29,000	2,280	77,000	78,000	6,160	164,000	166,000	14,540
4,000	4,500	320	29,000	29,500	2,320	78,000	79,000	6,240	166,000	168,000	14,760
4,500	5,000	360	29,500	30,000	2,360	79,000	80,000	6,320	168,000	170,000	14,980
5,000	5,500	400	30,000	31,000	2,400	80,000	81,000	6,400	170,000	172,000	15,200
5,500	6,000	440	31,000	32,000	2,480	81,000	82,000	6,480	172,000	174,000	15,420
6,000	6,500	480	32,000	33,000	2,560	82,000	83,000	6,560	174,000	176,000	15,640
6,500	7,000	520	33,000	34,000	2,640	83,000	84,000	6,640	176,000	178,000	15,860
7,000	7,500	560	34,000	35,000	2,720	84,000	85,000	6,720	178,000	180,000	16,080
7,500	8,000	600	35,000	36,000	2,800	85,000	86,000	6,800	180,000	182,000	16,300
8,000	8,500	640	36,000	37,000	2,880	86,000	87,000	6,880	182,000	184,000	16,520
8,500	9,000	680	37,000	38,000	2,960	87,000	88,000	6,960	184,000	186,000	16,740
9,000	9,500	720	38,000	39,000	3,040	88,000	89,000	7,040	186,000	188,000	16,960
9,500	10,000	760	39,000	40,000	3,120	89,000	90,000	7,120	188,000	190,000	17,180
10,000	10,500	800	40,000	41,000	3,200	90,000	92,000	7,200	190,000	192,000	17,400
10,500	11,000	840	41,000	42,000	3,280	92,000	94,000	7,360	192,000	194,000	17,620
11,000	11,500	880	42,000	43,000	3,360	94,000	96,000	7,520	194,000	196,000	17,840
11,500	12,000	920	43,000	44,000	3,440	96,000	98,000	7,680	196,000	198,000	18,060
12,000	12,500	960	44,000	45,000	3,520	98,000	100,000	7,840	198,000	200,000	18,280
12,500	13,000	1,000	45,000	46,000	3,600	100,000	102,000	8,000	200,000	202,000	18,500
13,000	13,500	1,040	46,000	47,000	3,680	102,000	104,000	8,200	202,000	204,000	18,800
13,500	14,000	1,080	47,000	48,000	3,760	104,000	106,000	8,400	204,000	206,000	19,100
14,000	14,500	1,120	48,000	49,000	3,840	106,000	108,000	8,600	206,000	208,000	19,400
14,500	15,000	1,160	49,000	50,000	3,920	108,000	110,000	8,800	208,000	210,000	19,700
15,000	15,500	1,200	50,000	51,000	4,000	110,000	112,000	9,000	210,000	213,000	20,000
15,500	16,000	1,240	51,000	52,000	4,080	112,000	114,000	9,200	213,000	216,000	20,450
16,000	16,500	1,280	52,000	53,000	4,160	114,000	116,000	9,400	216,000	219,000	20,900
16,500	17,000	1,320	53,000	54,000	4,240	116,000	118,000	9,600	219,000	222,000	21,350
17,000	17,500	1,360	54,000	55,000	4,320	118,000	120,000	9,800	222,000	225,000	21,800
17,500	18,000	1,400	55,000	56,000	4,400	120,000	122,000	10,000	225,000	228,000	22,250
18,000	18,500	1,440	56,000	57,000	4,480	122,000	124,000	10,200	228,000	231,000	22,700
18,500	19,000	1,480	57,000	58,000	4,560	124,000	126,000	10,400	231,000	234,000	23,150
19,000	19,500	1,520	58,000	59,000	4,640	126,000	128,000	10,600	234,000	237,000	23,600
19,500	20,000	1,560	59,000	60,000	4,720	128,000	130,000	10,800	237,000	240,000	24,050
20,000	20,500	1,600	60,000	61,000	4,800	130,000	132,000	11,000	240,000	243,000	24,500
20,500	21,000	1,640	61,000	62,000	4,880	132,000	134,000	11,200	243,000	246,000	24,950
21,000	21,500	1,680	62,000	63,000	4,960	134,000	136,000	11,400	246,000	249,000	25,400
21,500	22,000	1,720	63,000	64,000	5,040	136,000	138,000	11,600	249,000	252,000	25,850
22,000	22,500	1,760	64,000	65,000	5,120	138,000	140,000	11,800	252,000	255,000	26,300
22,500	23,000	1,800	65,000	66,000	5,200	140,000	142,000	12,000	255,000	258,000	26,750
23,000	23,500	1,840	66,000	67,000	5,280	142,000	144,000	12,200	258,000	261,000	27,200
23,500	24,000	1,880	67,000	68,000	5,360	144,000	146,000	12,400	261,000	264,000	27,650
24,000	24,500	1,920	68,000	69,000	5,440	146,000	148,000	12,600	264,000	267,000	28,100
24,500	25,000	1,960	69,000	70,000	5,520	148,000	150,000	12,800	267,000	270,000	28,550

(二)

課税給与額			課税給与額			課税給与額			課税給与額			課税給与額		
税 額		税 額	税 額		税 額	税 額		税 額	税 額		税 額	税 額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
270,000	273,000	29,000	430,000	434,000	53,300	630,000	635,000	90,500	880,000	885,000	145,500			
273,000	276,000	29,450	434,000	438,000	53,940	635,000	640,000	91,500	885,000	890,000	146,750			
276,000	279,000	29,900	438,000	442,000	54,580	640,000	645,000	92,500	890,000	895,000	148,000			
279,000	282,000	30,350	442,000	446,000	55,220	645,000	650,000	93,500	895,000	900,000	149,250			
282,000	285,000	30,800	446,000	450,000	55,860	650,000	655,000	94,500	900,000	905,000	150,500			
285,000	288,000	31,250	450,000	454,000	56,500	655,000	660,000	95,500	905,000	910,000	151,750			
288,000	291,000	31,700	454,000	458,000	57,140	660,000	665,000	96,500	910,000	915,000	153,000			
291,000	294,000	32,150	458,000	462,000	57,780	665,000	670,000	97,500	915,000	920,000	154,250			
294,000	297,000	32,600	462,000	466,000	58,420	670,000	675,000	98,500	920,000	925,000	155,500			
297,000	300,000	33,050	466,000	470,000	59,060	675,000	680,000	99,500	925,000	930,000	156,750			
300,000	303,000	33,500	470,000	474,000	59,700	680,000	685,000	100,500	930,000	935,000	158,000			
303,000	306,000	33,950	474,000	478,000	60,340	685,000	690,000	101,500	935,000	940,000	159,250			
306,000	309,000	34,400	478,000	482,000	60,980	690,000	695,000	102,500	940,000	945,000	160,500			
309,000	312,000	34,850	482,000	486,000	61,620	695,000	700,000	103,500	945,000	950,000	161,750			
312,000	315,000	35,300	486,000	490,000	62,260	700,000	705,000	104,500	950,000	955,000	163,000			
315,000	318,000	35,750	490,000	494,000	62,900	705,000	710,000	105,550	955,000	960,000	164,250			
318,000	321,000	36,200	494,000	498,000	63,540	710,000	715,000	106,600	960,000	965,000	165,500			
321,000	324,000	36,650	498,000	502,000	64,180	715,000	720,000	107,650	965,000	970,000	166,750			
324,000	327,000	37,100	502,000	506,000	64,900	720,000	725,000	108,700	970,000	975,000	168,000			
327,000	330,000	37,550	506,000	510,000	65,700	725,000	730,000	109,750	975,000	980,000	169,250			
330,000	333,000	38,000	510,000	514,000	66,500	730,000	735,000	110,800	980,000	985,000	170,500			
333,000	336,000	38,450	514,000	518,000	67,300	735,000	740,000	111,850	985,000	990,000	171,750			
336,000	339,000	38,900	518,000	522,000	68,100	740,000	745,000	112,900	990,000	995,000	173,000			
339,000	342,000	39,350	522,000	526,000	68,900	745,000	750,000	113,950	995,000	1,000,000	174,250			
342,000	345,000	39,800	526,000	530,000	69,700	750,000	755,000	115,000						
345,000	348,000	40,250	530,000	534,000	70,500	755,000	760,000	116,050	1,000,000	1,200,000	課税給与所得金額に26%を乗じて算出した金額から84,500円を控除した金額			
348,000	351,000	40,700	534,000	538,000	71,300	760,000	765,000	117,100						
351,000	354,000	41,150	538,000	542,000	72,100	765,000	770,000	118,150						
354,000	357,000	41,600	542,000	546,000	72,900	770,000	775,000	119,200						
357,000	360,000	42,050	546,000	550,000	73,700	775,000	780,000	120,250						
360,000	363,000	42,500	550,000	554,000	74,500	780,000	785,000	121,300	1,200,000	1,500,000	課税給与所得金額に30%を乗じて算出した金額から132,500円を控除した金額			
363,000	366,000	42,950	554,000	558,000	75,300	785,000	790,000	122,350						
366,000	369,000	43,400	558,000	562,000	76,100	790,000	795,000	123,400						
369,000	372,000	43,850	562,000	566,000	76,900	795,000	800,000	124,450						
372,000	375,000	44,300	566,000	570,000	77,700	800,000	805,000	125,500						
375,000	378,000	44,750	570,000	574,000	78,500	805,000	810,000	126,750	1,500,000	1,800,000	課税給与所得金額に31%を乗じて算出した金額から147,500円を控除した金額			
378,000	381,000	45,200	574,000	578,000	79,300	810,000	815,000	128,000						
381,000	384,000	45,650	578,000	582,000	80,100	815,000	820,000	129,250						
384,000	387,000	46,100	582,000	586,000	80,900	820,000	825,000	130,500						
387,000	390,000	46,550	586,000	590,000	81,700	825,000	830,000	131,750						
390,000	394,000	47,000	590,000	594,000	82,500	830,000	835,000	133,000	1,800,000	2,500,000	課税給与所得金額に35%を乗じて算出した金額から219,500円を控除した金額			
394,000	398,000	47,600	594,000	598,000	83,300	835,000	840,000	134,250						
398,000	402,000	48,200	598,000	602,000	84,100	840,000	845,000	135,500						
402,000	406,000	48,820	602,000	606,000	84,900	845,000	850,000	136,750						
406,000	410,000	49,460	606,000	610,000	85,700	850,000	855,000	138,000						
410,000	414,000	50,100	610,000	614,000	86,500	855,000	860,000	139,250	2,500,000	4,000,000	課税給与所得金額に40%を乗じて算出した金額から344,500円を控除した金額			
414,000	418,000	50,740	614,000	618,000	87,300	860,000	865,000	140,500						
418,000	422,000	51,380	618,000	622,000	88,100	865,000	870,000	141,750						
422,000	426,000	52,020	622,000	626,000	88,900	870,000	875,000	143,000						
426,000	430,000	52,660	626,000	630,000	89,700	875,000	880,000	144,250						

昭和三十七年三月二日 衆議院会議録第十八号(その二) 所得税法の一部を改正する法律案

(三)

課税所得金額			税額	課税所得金額			税額	課税所得金額			税額	課税所得金額			税額
以上	未	満		以上	未	満		以上	未	満		以上	未	満	
4,000,000	6,000,000	円	課税所得金額を算出した金額から544,500円を控除した金額	10,000,000	20,000,000	円	課税所得金額を算出した金額から1,344,500円を控除した金額	30,000,000	45,000,000	円	課税所得金額を算出した金額から3,844,500円を控除した金額	60,000,000	円以上	円	課税所得金額を算出した金額から8,094,500円を控除した金額
6,000,000	10,000,000	円	課税所得金額を算出した金額から844,500円を控除した金額	20,000,000	30,000,000	円	課税所得金額を算出した金額から2,344,500円を控除した金額	45,000,000	60,000,000	円	課税所得金額を算出した金額から6,094,500円を控除した金額				

その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当するごとに6,000円を、控除対象配偶者又は扶養親族である障害者がある場合には、当該障害者1人につき6,000円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

(一) まず、新法別表第六の附表によりその年の給与所得の収入金額に応じて求めた給与所得控除後の給与の金額から、次の金額を控除した金額を求める。

- (1) その年の給与から控除される社会保険料がある場合には、その金額
- (2) 申告された社会保険料の金額がある場合には、その金額
- (3) 申告された生命保険料の金額がある場合には、その金額(その金額が15,000円をこえる場合には、15,000円とそのこえる金額(その金額が30,000円をこえるときは、30,000円)の2分の1に相当する金額との合計額)

(二) 次に、(一)により求めた金額から、

- (1) 申告された控除対象配偶者がある場合において、
 - (イ) 申告された扶養親族があるときは、附則第三条第一項の規定により読み替えられた新法第十一条の八第一項の規定による配偶者控除額、新法第十一条の九第一項第一号の規定による扶養控除額及び基礎控除額の合計額を控除し、
 - (ロ) 申告された扶養親族がないときは、附則第三条第一項の規定により読み替えられた新法第十一条の八第一項の規定による配偶者控除額と基礎控除額との合計額を控除し、
- (2) 申告された控除対象配偶者がいない場合において、
 - (イ) 申告された扶養親族があるときは、
 - (a) (b)に該当するときは、新法第十一条の九第一項第二号の規定による扶養控除額と基礎控除額との合計額を控除し、
 - (b) 新法第十一条の九第二項の規定の適用を受ける旨の申告があるときは、同条第一項第一号に掲げる金額に相当する扶養控除額と基礎控除額との合計額を控除し、
 - (ロ) 申告された扶養親族がないときは、基礎控除額を控除し、

それぞれその残額を求める。

(三) (二)により求めた残額に応じ、「課税給与所得金額」欄の該当する行を求め、その行の「税額」欄に記載されている金額(障害者控除額、老年者控除額、寡婦控除額又は勤労学生控除額の控除が認められる場合には、これらの控除が認められるごとに当該金額から6,000円を控除した金額)が、その求める税額である。

(四) (一)から(三)までにより税額を求める場合において、(二)により求めた残額が1,000,000円以上の者の当該残額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた後の残額に応じ、「課税給与所得金額」欄の該当する行を求めるものとし、その者の税額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額が、その求める税額である。

理由

今次の税制改正の一環として、最近における租税負担の状況にかえりみ、所得税について、基礎控除額及び配偶者控除額の引上げ、税率の緩和、寡婦控除額等の引上げ等によりその負担を軽減するとともに、国と地方公共団体との間の税源配分の適正化を図るため所得税の収入の一部を道府県民税の収入として移譲する措置として所得税の税率及び道府県民税の税率を調整し、さらに、生命保険料控除の限度額の引上げ、寄附金控除制度の創設、譲渡所得に対する課税の簡素合理化、雑損控除制度の整備及び非居住者に対する課税の合理化を図り、その他所要の規定の整備を行ふ必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

法律案

国民貯蓄組合法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和三十七年二月八日

内閣総理大臣 池田 勇人

国民貯蓄組合法の一部を改正する法律

国民貯蓄組合法(昭和十六年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第八号中「又ハ社債(特別ノ法令ニ依リ設立セラレタル法人ニシテ会社ニ非ザルモノノ発行スル債券ヲ含ム以下同ジ)」を「、社債其ノ他ノ有価証券」に改める。

第三条ノ二の次に次の一条を加える。

第三条ノ三 命令ヲ以テ定ムル国民貯蓄組合ノ代表者ハ組合員タルラントスル者ニ付其ノ組合員タル資格ニ関スル事項ヲ調査スル為必要ナル証明ヲ求ムルコトヲ得

第四条を次のように改める。

第四条 第三条第一項前段ノ規定ニ

依ル届出ヲ為シタル国民貯蓄組合ノ組合員(法人ヲ除ク)ガ国民貯蓄

組合ノ幹旋ニ依リ且命令ノ定ムル

所ニ依リ非課税貯蓄申込書ヲ貯蓄

ノ受入ヲ為ス者ニ提出シテ左ニ掲

グル貯蓄ヲ為シタル場合ニ於テ第

一号又ハ第二号ニ掲グル貯蓄ノ元

本ガ五十万円ヲ超エザルトキ及第

三号ニ規定スル有価証券ニシテ命

令ノ定ムル所ニ依リ買入レ且保管

ヲ委託シ又ハ登録ヲ為シタルモノ

ノ額面金額又ハ之ニ準ズル金額ニ

シテ命令ヲ以テ定ムルモノ(以下

額面金額等ト称ス)ノ合計額ガ五

十万円ヲ超エザルトキハ此等ノ貯

蓄ニ係ル利子、利益又ハ収益ノ分

配ニ付テハ所得税ヲ課セズ

一 命令ヲ以テ定ムル預金中何レ

カノ預金

二 金銭信託中合同運用信託

三 国債及第二条第一項第八号ニ

掲グル有価証券ノ買入

前項ニ規定スル非課税貯蓄申込書

ハ同項各号中何レカ一又ハ二ノ号

ニ掲グル貯蓄ニ付テノミ之ヲ提出

スルコトヲ得

第一項ノ規定ハ組合員ガ其ノ資格

ヲ喪失シ又ハ其ノ属スル国民貯蓄

組合ガ解散シタル後ニ支払ヲ受ク

ベキ利子、利益又ハ収益ノ分配ニ

付テハ之ヲ適用セズ

第一項ノ元本及額面金額等ハ命令

ノ定ムル所ニ依リ之ヲ計算ス

附 則

1 この法律は、昭和三十七年四月

一日から施行する。

2 改正前の国民貯蓄組合法(以下

「旧法」といふ。)第四条第一項に規

定する貯蓄でこの法律の施行の際

現に存するものにつき、昭和三十

七年九月三十日(同年四月一日以

後最初の利子又は利益を支払うべ

き日が同年十月一日以後に到来す

るものについては、当該支払うべ

き日)までに支払うべき利子又は

利益については、次項並びに附則

第五項及び第六項に定めるものを

3 国民貯蓄組合の組合員が前項に

規定する貯蓄につき、昭和三十七

年九月三十日までに、大蔵省令で

定めるところにより、改正後の国

民貯蓄組合法(以下「新法」とい

ふ。)の適用を受けるための申込書

(以下「新法適用申込書」といふ。)

を当該貯蓄の受入れをした者に提

出した場合には、当該貯蓄は、その

提出があつた日以後、新法第四条

第一項に規定する非課税貯蓄申込

書を提出してした貯蓄とみなす。

4 同一の組合員が新法適用申込書

及び新法第四条第一項に規定する

非課税貯蓄申込書を提出しよう

するときは、同項各号のうちい

れか一又は二の号に掲げる貯蓄に

ついてのみこれらの申込書を提出

することができる。

5 附則第二項に規定する貯蓄につ

き、同項の規定によりなお従前の

例によることとされる旧法第四条

第四項の規定により同条第一項に

規定する元本又は額面金額を計算

する場合において、同一の組合員が新法第四条第一項に規定する非課税貯蓄申込書を提出してした貯蓄又は新法適用申込書を提出した貯蓄を有しているときは、これらの貯蓄を附則第二項に規定する貯蓄とみなして、同項の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第四条第四項の規定を適用する。

6 新法第四条第一項に規定する非課税貯蓄申込書を提出してした貯蓄又は新法適用申込書を提出した貯蓄につき、同条第四項の規定により同条第一項に規定する元本又は額面金額等を計算する場合において、同一の組合員が附則第二項に規定する貯蓄で新法適用申込書を提出していないものを有しているときは、大蔵省令で定めるところにより、当該貯蓄を同条第一項に規定する非課税貯蓄申込書を提出してした貯蓄とみなして、同条第四項の規定を適用する。

理 由

最近の経済金融の情勢にかんがみ、貯蓄の増強に資するため、国民貯蓄組合のあつせんによる預貯金等の利子等に係る所得税の非課税限度額を引き上げるとともに、国民貯蓄組合のより適正な運営を期するため、所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和三十七年三月二日 衆議院會議録第十八号(その二)

三二四

明治三十五年
三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 十五円
(但し良質紙は二十円)
(送料共)
発行所 東京都新宿区市谷本村町一五
大蔵省印刷局
電話九段(33)三二一(電報掛)